

第七十二回 参議院農林水産委員会會議録第十六号

昭和四十九年四月十二日(金曜日)  
午後零時四十八分開会

委員の異動

四月六日

辞任

四月十二日

辞任

久次米健太郎君

補欠選任

平泉 渉君

補欠選任

久次米健太郎君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

初村瀧一郎君

梶木 又三君

高橋雄之助君

足鹿 覺君

鶴岡 哲夫君

委員

河口 陽一君

佐藤 隆君

田口長治郎君

棚辺 四郎君

平泉 渉君

堀本 宜実君

神沢 浄君

工藤 良平君

沢田 実君

塚田 大願君

衆議院議員

農林水産委員長

代理 湊 徹郎君

農林大臣 倉石 忠雄君

政府委員

経済企画庁総合

開発局長

農林政務次官

農林省構造改善

局長

農林省構造改善

局長

農林省畜産局長

林野庁長官

水産庁長官

運輸省鉄道監督

局国有鉄道部長

事務局側

常任委員会専門

員

運輸省港務局技

術参事官

建設省計画局宅

地部宅地開発課

長

建設省道路局企

画課長

国土地理院地図

管理部長

自治省行政局振

興課長

下河辺 淳君

山本茂一郎君

大山 一生君

杉田 栄司君

澤邊 守君

福田 省一君

内村 良英君

住田 正二君

竹中 讓君

大久保喜市君

吉田 公二君

浅井新一郎君

尾崎 幸男君

田中 和夫君

説明員

本日の会議に付した案件

○農用地開闢公団法案(内閣提出、衆議院送付)

○漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○沿岸漁場整備開闢法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(初村瀧一郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

農用地開闢公団法案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言願います。

○鶴岡哲夫君 五点はどの何いたいわけですか。

まず第一は、農用地の開闢の問題につきまして

伺いたいと思います。この農用地の開闢について、どうも政府の姿勢が長いこと、非常に消極的

だというふうな一般に言われております。私もやは

り消極的だと思っております。今回こういう新しい公

団が出てきたのかどうかという点について積極的な面

が出てきたのかどうかという点について伺いたいわけ

なんです。

私はこの公団を見まして、戦後の緊急開拓の問題を

想起しておるわけです。というのは、これから農用地

を開闢するということになりますと、どうしても山に向

かざるを得ない。山に近いところは、御承知のように、

約二十五万ヘクタールにわたって、この数年の間にゴ

ルフ場その他のレジャー施設に開発されておるわけ

です。でありますから、どうしても山に向かってくるこ

とになりまして、さらにこれからの若干の遠い将来を見

た場合に、ますます山に入らなければならぬという感

じを非常に強く持つものですから、かつての、長年に

わたってやりました戦後やりました緊急開拓というも

のを非常に思い出しておるわけです。緊急開拓は御承

知のように、山に登ったわけですが、政府が未墾地等

の売り払いをした面積が百三十万ヘクタールという一

開拓者が二十一万幾らという、もちろん増反者もあり

ました。しかし、これが多くの面から言いますと、や

はり失敗をしたという面が多いと思うのです。しかし、

その緊急開拓政策の次に農基法ができましたから、

御承知のような開拓パイロットのような形で、農用地

造成の事業というものが行なわれてまいったわけ

です。

そこで、耕地面積ですけれども、農林省の、いた

だいた資料を見ましても、三十六年が一番ピークであ

りまして、六百八十八万ヘクタールという、これが十

年ぐらゐの間に、四十七年の面積が出ておるわけ

ですが、五百六十八万ヘクタールということ、四十

万ヘクタール減少しておるわけでありまして、一六

形で、農用地造成の事業というものが行なわれてまい

ったわけなんです。

そこで、耕地面積ですけれども、農林省の、いた

だいた資料を見ましても、三十六年が一番ピークであ

りまして、六百八十八万ヘクタールという、これが十

年ぐらゐの間に、四十七年の面積が出ておるわけ

ですが、五百六十八万ヘクタールということ、四十

万ヘクタール減少しておるわけでありまして、一六

万ヘクタール減少しておるわけでありまして、一六

万ヘクタール減少しておるわけでありまして、一六

万ヘクタール減少しておるわけでありまして、一六

万ヘクタール減少しておるわけでありまして、一六

万ヘクタール減少しておるわけでありまして、一六

万ヘクタール減少しておるわけでありまして、一六

万ヘクタール減少しておるわけでありまして、一六

万ヘクタール減少しておるわけでありまして、一六

万ヘクタール減少しておるわけでありまして、一六

万ヘクタール減少しておるわけでありまして、一六

万ヘクタール減少しておるわけでありまして、一六

万ヘクタール減少しておるわけでありまして、一六

万ヘクタール減少しておるわけでありまして、一六

万ヘクタール減少しておるわけでありまして、一六

万ヘクタール減少しておるわけでありまして、一六

万ヘクタール減少しておるわけでありまして、一六

万ヘクタール減少しておるわけでありまして、一六

万ヘクタール減少しておるわけでありまして、一六

万ヘクタール減少しておるわけでありまして、一六

万ヘクタール減少しておるわけでありまして、一六

万ヘクタール減少しておるわけでありまして、一六

万ヘクタール減少しておるわけでありまして、一六

万ヘクタール減少しておるわけでありまして、一六

万ヘクタール減少しておるわけでありまして、一六

万ヘクタール減少しておるわけでありまして、一六

万ヘクタール減少しておるわけでありまして、一六

万ヘクタール減少しておるわけでありまして、一六

万ヘクタール減少しておるわけでありまして、一六

万ヘクタール減少しておるわけでありまして、一六

万ヘクタール減少しておるわけでありまして、一六

れども、御存じのように、四十八年から第二次といいますが、新土地改良長期計画に移行しているわけでございます。過去におきまします実績と申しますと、四十年、つまり旧土地改良長期計画の初年度でありました四十年から四十七年までの間に、おきまして、農地開発が十九万ヘクタール、草地開発が二十一万五千ヘクタール、合計いたしまして約四十万ヘクタールの造成をいたしたわけでございます。

○鶴岡哲夫君 ほぼ半分というところになるわけですね。農用地、草地とも大体半分程度の実施が行なわれたということになるわけですが、そこで、いま局長のおっしゃったように、昨年の五月一日に一年繰り延べて——繰り下げたということになりますか、新土地改良十一年計画というものが閣議決定になっておるわけですか。それに基づいてやっていまするわけですか。これからやろうというわけですが、やっているわけですが、これが農用地が三十万ヘクタールと草地が四十万ヘクタールという決定になっておるわけですか。で、この数字といいますが計画が、その前の年、四十七年の十月に出しました、農林省が試案として出した「農産物需給の展望と生産目標の試案」これに基づいておるといふふうにいわれておるわけですが、けれども、この試案によりますと、五十七年までに、四十七年の十月に試案を出したわけですが、十一年計画で昭和五十七年に——耕地面積が五百七十九万ヘクタール、草地が四百四十万ヘクタール、草地は二百四十万ヘクタールあるものが、四十万ヘクタール造成をして六十四万ヘクタールになる、こういうふうな形になるわけですね。

そこで耕地は、いま言いましたように五百二十万ヘクタールに減るわけですよ。もちろんその間に三十万ヘクタール造成はするのですけれども、五百二十万ヘクタールというふうに大幅に減るといふことになるわけですね。差し引き引いてみ

すというところ、八十九万ヘクタールぐらい十年間の間に耕地が減るということになるわけですね。

ところで、問題は草地なんです。草地は四十万ヘクタールつくって、それが六十四万ヘクタールになるというわけですね。ですから、耕地は相当大幅に減少するけれども、草地は全然減らないという見通しなんです。いまのヘクタールから四十万ヘクタール新しくつくって、それで五十七年には六十四万ヘクタールだと、こういう数字でしよう。耕地のほうは、いま私が言ったようにたいへんなつづれ方をするわけだけれども、草地のほうは全然つづれないという想定じゃないのですか。

○政府委員(大山一生君) 私のほうから便宜申し上げますと、「農産物需給の展望と生産目標の試案」、これによりまして、五十七年におきまして大体七十何%の自給率を維持するためには農地が五百二十万ヘクタール、それから草地が六十四万ヘクタール、これは先生御指摘のとおりでございます。そういう六十四万ヘクタールの草地を必要とするという背景の中におきまして、草地につきましまして、現在、四十六年二十七万ヘクタールでございますけれども、それに基づきまして何がしかの壊廃があることを前提といたしまして、造成約四十万ヘクタールということを考えているわけでございます。したがっていま、農地と草地を合算して約七十万ヘクタール、こういうのは、沖繩を加えますともう少し数字が多くなるわけでございます。すけれども、いざにいたしまして、農地、草地ともある程度の傾向値に基づく壊廃ということを前提といたしまして、それをして、なおかつ造成すべきものが約四十万ヘクタール、こういうふうなことで、この土地改良長期計画の前提をつくっているわけでございます。

○鶴岡哲夫君 いや、この長期計画と、それからいま五十七年を目標にした農林省の試案との関係で見ますと、耕地のほうはつづれる面積は八十九万ヘクタールつづれる。しかし三十万ヘクタール造成するから、実際減るのは五十九万ぐらいのや

つが減る。そして結論は五百二十万ヘクタールになるんだと。いまよりもつと一割ぐらい減ったものになるんだと、こういう見方。ところが私が聞いているのは草地についてはそういう考え方がないのではないですか。このできたときの基礎数字は二十四万ヘクタールになっている。そしてそれに四十万ヘクタール新しく造成するから五十七年度には六十四万ヘクタール。そこで若干調べてみますと、この十年の間にやつぱり草地も十萬ヘクタールぐらゐ減っているんですね。今度はどうもそうじゃない。草地は減らないという考え方に立っていらつしやるのではないかと。今度とを聞いておるわけですが、局長はいやそうじゃないと、多少減るものは考えているんだというお話ですが、それは局長ほんとうですか、それ。

○政府委員(大山一生君) もう少し具体的に申し上げますと、四十六年におきまして草地面積は二十七万ヘクタールでございます。そして壊廃される面積が四万と見まして、そして造成する面積四十一万、そして五十七年に六十四万、こういうのが土地改良長期計画をつくりましたときの農用地需給の見通しでございます。

○鶴岡哲夫君 あなた四十六年は二十七万ヘクタールと、そして四十一万ヘクタールつくと。そうすると、六十八ぐらゐありますね、六十八万で、それで幾ら減るというんですか。

○政府委員(大山一生君) 改廃四万でございます。○鶴岡哲夫君 四万、それはいい数字だな。それはそういうふうな数字を出されるのはけっこうです。農地は、いま私が言ったように、八十九万減る、つまり耕地は八十九万ヘクタール十年の間に減るが、草地のほうは四、五万という数字、ぜひそういうふうにしてもらいたいものだと思つて、過去の例を見まして、どうもそういうふうにとれないわけなんです。しかしこれは計画です、目標ですから、ぜひそういうお話ならそういうふうにしてもらいたい。私は基礎数字を四十六年にとつたわけですが、それで四十六年にとつ

ておつて二十四万ヘクタール、それに四十万ヘクタールたして六十四万だから、どうも全然ふえない、こういう見方をしておつたわけですね。その基礎の年次のとり方が一年違つていふような感じがするから——まあいいですよ。要するに、結論は耕地面積はべらぼうに減るが、草地面積は四、五万ヘクタール減ると見ている。そういう努力をぜひやってもらいたいと思う。あとほどこの問題についてはまた伺いますけれども、そういうふうな願ひだと思つております。そういうふうにしてもらいたい。

次に、そこでこの五十七年に五百二十万ヘクタールの耕地と草地の六十四万ヘクタールと合わせまして、五百八十四万ヘクタールという農用地がある、五十七年には、ということになります。で、ね。そこで、四十四年の五月三十日に決定をいたしました新全総、これは昭和六十年をめぐりにしております。まあしかし五十七年と六十年ではそんなに違いありませんからね。大体ここで数字を比較してみると、そうしますと新全総のほうは、昭和六十年に農用地面積として六百五十万から七百万ヘクタールと、こう見ておるわけですね。たいへん数字が違つたわけですね。まあ数字ばかりでちょっと申しわけないのですけれどもね。私数字が興味あるものだから、ちょっと申しわけないです。そしてあつちこつちまたがっておるものですか申しわけないのですが、これは私の言う数字間違いないから、その数字で答へればいいです、局長、簡単な話だ。数字を、間違いない数字を言つてつもらいだから。だからまあ私の言いたいのは、たいへん差があるということ、そこでこの理由は一体どういうことにあるのかということなんです。まあ私の推察するところによると、どうも農用地開発について、政府の態度がどうもあいまいなんじゃないかと、はなはだしくといつてもいいぐらゐ動揺しているのではないかと結論なんです。さっきの例もそれを言おうと思つたのですけれどもね、局長の答弁を了しまして言わなかつたのですが、ここへきてどうもまたたいへんな差

があるんじゃないか。五十七年と六十年、三年ぐらいの差ですからちょっとした差ですが、要するに、あまりにも大きな差があり過ぎるということですね、ちよつと百万ヘクタールぐらいの差があるわけですよ。もっと大きいところ、六百五十から七百万ヘクタールという推定ですから、そういう考えの方からあまり差があるのじゃないか。

そこで私がいま言ったように、農用地開発についての政府の考え方が従来から消極的だといわれてきた、私もそう思っている。まあ非常にこの動搖しているのか、ふらふらしているのか、何か消極的だといふのか、そういう感じを持つわけなんです。そこでその一つとしてこれを出したわけなんです。その辺の説明を、残りの二年間で百万ヘクタールやるのだというならまあそれでいいですが、どういふふうにお考えになっているのか。差があり過ぎると、——いやもうこの新全総なんというのには御破算になっているのだ、そんなものはかまわないのだというお答えなら、またそれでいいでしょうね。

○政府委員(大山一生君) 新全総で考えております農用地造成、これは実は飼料基盤の強化という角度から問題をとらえているわけでございますが、私のほうからとりあえず御説明申し上げますと、新全総は、確かに四十年を基準といたしまして六十一年を目標年とするいわばきわめて長い期間の超長期計画と申しますか、こういうことでございまして、六十年において新たに百四十万程度の草地を確保する、こういうことによつて飼料基盤の強化につとめることが必要である、こういうきわめて意欲的なものといえますか、そしてまた大規模開発プロジェクトの構想について、たとえば天北でありますとか、根釧、それからまああとおわれわれのほうでやりまして北上市・北岩手・阿武隈・八溝あるいは阿蘇・久住・飯田、こういったようなところの大規模畜産のための基地を整備する、こういうふうなことが新全総になっているわけでございます。

先ほど申し上げましたように、四十年から四十七年までの農用地造成という実績を申し上げますと、先ほど申し上げたようなことであり、そしてまた四十八年からは新土地改良長期計画、これは現在に在る家畜といふことも当然意識いたしまして、その上において大家畜といふものがそう急速にふえる筋のものでもない、こういった現実にあります家畜といふものを前提といたしまして、そして新土地改良長期計画をつくり、それにおいて五十七年までに七十万ヘクタールを造成しよう、こういうふうなことにしているわけでございます。先生の言われました新全総と、それから新土地改良長期計画、こういうものを両方対比するといふよりは、われわれといたしましては、新全総といふことがつこうによる、きわめて意欲的な超長期計画といふものもあります。また、それも意識しながらも、やはりわれわれといたしましては、かつての土地改良長期計画、そしてまた四十八年からは新土地改良長期計画に基づいて草地農地合作して七十万ヘクタールの農用地を五十七年までに造成したい、こういうふうな姿勢でやっていると、うな次第でございます。農用地開発ということにつきましては、土地改良長期計画におきましても相当の意欲を持って実施するというような姿勢で現在対処しているわけでございます。

さらに具体的な答弁が必要でございますから、畜産局長のほうから御答弁いたします。

○畜産局長(山本) いや、いいです。四十年を初年度とした四十一年の閣議決定の旧長期計画、これは御存じのように三十五万ヘクタールと四十万ヘクタール、耕地が三十五万、それから草地が四十万ヘクタール、こうなっているわけですね。で、その後四十八年の一月の新長期計画、これが十年、新長期計画では農用地が三十万ヘクタールで草地が四十万、まあ草地は変わりますが、農用地が減退しているという印象を非常に強く受けるわけです。そうでしょう、旧の場合には十一年計画で三十五万ヘクタール耕地をつくり草地は四十万ヘクタールだと。それで新しい今度

昨年できたやつは農用地は五万ヘクタール減らして三十万、そうして草地はそのままで四十万ですね。数字そのものが後退している。

そこで、私はここで大臣にお伺いをしたいんですけれども、どうも農用地の開発について、あるいは草地の開発について、たいへん消極的な印象を強く受けておるわけです。昨年四十八年の一月に新しいものをつくったわけですが、具体的には四十八年決定したあと今日に至るまで、日本の農業をめぐる内外の情勢というのは、一変したような情勢にあると思ふんです、農業をめぐる情勢というのは一変した形になっている。その場合に、こういったようなことから十年計画といふものを再検討する必要があるのではないかと。つまり、国内の農業、国際的な農業の関係の中で農業をひとつ積極的にやつてもらいたい、穀類の問題にいたしまして、あるいは大家畜の問題にしても積極的にやつてもらいたい、あるいは農用地の問題についても、積極的にやつてもらいたいといふことについては、これは国民的な合意を得られていないのではないかと。四十年の閣議決定と、四十年にできたよりも、四十一年の閣議決定よりも、もっと後退したような四十八年一月の閣議決定といふものをこれは是正をする検討をする必要があるのではないかと私は思ふわけです。まあ農林省としては四十七年の十月に出しました試案、農産物の長期の需要と生産目標のこの試案を農政審議会にかけ、審議の最中であるといふふう聞いております。ですから、ぜひとも、この際に、農用地の開発という問題についてもっと積極的にやつてもらおう。それには、新土地改良の十年計画といふものを修正検討する、修正のための検討をなさる必要があるんじゃないか、あるいはしていらつしやるかと思ふんですけれども、考え方を聞きたいんです。

○農務大臣(倉石忠雄君) 新全総のお話でございます。新全総につきましては、きわめて長期の計画でもございまして、その間、計画の途中で御承知のように、経済情勢がだいぶ変化いたしましたまい

りまして、当初長期計画を立てたときは、大体二兆六千億程度の計画でありましたが、今度は四十八年を起点として十三兆円の十年計画と、こういうわけでありまして、そういう計画の中で、いまお話のありました五十七年を目途とする農産物の長期見通し、これを一応農林省は立てまして、その方針に基づいて着々いろいろな計画を進めておる間に、ただいま御指摘のございましたように、食糧事情等、国際的な状況が非常に変化してまいりました。そういうことに対処いたしまして、やはり私もいたしましては、農政審議会の需給部会で私も試みております長期見通しについても、専門家の諸氏に御検討を願つておることはいまお話のございましたとおりであります。

そういう最中でありまして、しばしば、他の委員会でもお話がございましたように、私も、やはり国内生産の可能なものについては、できるだけ自給度を高める、こういうことにつきましましては、全く同感でございます。これに大きな力を入れる。さらに、国民生活が安定し向上するに従つて、何といひますか、食生活の高度化と申しますか、酪農品、畜産品等の需要が拡大してくるわけでございます。これが拡大いたしますれば、そういうものを育成していくために、必要な飼料の自給度というものは逆に下がってくるわけでありまして、この状態を、逆に乖離してまいります。自給度をできるだけ向上せしめなければならぬという考えから、麦その他飼料作物等について四十九年度予算では、特段の助成措置を講じております。いま申し上げたような趣旨からでございます。そこで大家畜をはじめ酪農等についての自給度も向上させるために、諸般の手段を講じておるわけでありまして、御指摘のございましたように、国際情勢の中で、食物に対する国際的逼迫状況を念頭に置かしまして、われわれといたしましては、土地改良長期計画はもちろんのこと、自給度を高めるための施策を鋭意努力を進めておる、こういうことでございます。

○鶴岡哲夫君 大臣の答弁がありました。私の伺っているのは、そういうことももちろんでありますけれども、やはり農用地を——あるいは草地にしても農用地にしても、積極的にこれはもっと、こういうことじゃなくて、もっと開発の努力をすべきだという考え方を伺っているわけなんです。私は、いまだうせ五十七年の長期計画を検討なさっていらっしゃるわけだから、いまだ大臣の答弁のようなことであれば、当然その前にできた、この四十八年の一月にできた新土地改良十年計画というものは数字を変えなければならぬのじゃないか。国際情勢がこんなに変わってきておりますから、国内において、また国民の考え方も変わってきておられるわけですから、積極的にやってみてほしい。それには修正を検討する必要があるのではないかとこの点について、この点について大臣の考え方を伺いたいと思います。

○國務大臣(倉石忠雄君) いま御審議を願っております農用地開発公団の仕事の中にも、重点を置いて考えております一つには、やはり低位利用地、未利用地、こういうものの土地利用をうんと高度にしていかなければならぬ、こういう考えが存在いたしておることは御存じのとおりであります。したがって、そういう、いま先ほど草地のお話がございましたけれども、ただいま、先般まで乳価や豚価の決定までの間に非常に声を大きくしてお話が出ました、いわゆる畜産危機というようなものを考えてみても、やはりそういう畜産、酪農についての飼料作物等についてのお話が、一番の原動力でありまして、それは、それなりにそういうものを含めた考え方、価格の決定を先月末行ないましたわけでありまして、そういうようなことを考えてまいりますという、そういう必要なる飼料作物についての増産をはかるということ、農用地をできるだけ開発してまいらうということとは並行して行なっていくべき大事な施策であると思います。

したがって、先ほど申しました審議会の審給部会等においても鋭意勉強してもらっております。

し、私も自身のほうでも検討を続けておりますが、農用地を開発して、この利用度を高めるということにつきましては全く御同感でございます。わねわれもそういう趣旨で、いま御存じのように、他の農業をいたすにしてもそうでありませうけれども、畜産等につきましても、やっぱり必要なのは、それに応じた基盤整備が必要であります。したがって、そういうことについては、いまの経済情勢では、四十九年度予算編成においてはやむを得なかったものでありますけれども、やはり土地改良の長期計画の予算というものはできるだけ充実をして、そして、その実施の期間の間には、時に応じて伸縮はあるかもしれませんが、それでも、これをできるだけ拡大してまいらうという、そういう考え方は御指摘のとおりでありまして、私も、そういう考え方で土地改良と取り組んでまいりたい、このように思っております。

○鶴岡哲夫君 四十八年の一月に、先ほど申し上げましたように、新土地改良十年計画ができたわけですが、その後国内外の情勢をめぐると大きな変化があった。一変するほどの変化があった。したがって、四十九年度の予算の中にも、あるいはまた大臣の所信表明の中にも、先ほどお話しのような農業についての積極的な姿勢というものが出てきた。したがって、古い、四十八年の一月にできた新土地改良十年計画というものはやはり修正検討していく、そういう必要は生じているというふうに私は思っておりますし、重ねてこの点について大臣に一つ要望をしておきたいと思っております。次に伺いたいのは、今度の新しくできます新公団と、それから従来やっております国営事業所の関係ですが、国営事業所も類似した事業をやっておられるわけでは、この農用地の開発公団と、それから従来からあります、今後もあり得る国営事業との関係、あるいは県がやっております造成、団体がやっております造成も問題になりますけれども、ここで問題にいたしたいのは、農用地開発公団の仕事と、それから従来あります国営事業所との相互の関係についてお尋ねをしたいわけですが、これは、見てみまして、これは両々相まっていくことになるだろうと私は思っています。農用地開発機械公団も、新しい公団も着々としてやっております。事業を拡大していかねばなりませんし、それから国営事業は国営事業としてやはりこれからやっていかなければならぬ問題だと思っております。その二つが十分その能力を発揮することによって、日本全体の農用地の開発というものは目的を達成していくんだらう、前進をしていくんだらうと思っておりますけれども、ただ、仕事のやり方に差があるものですか——公団と国営事業と差がある。前ありました農用地開発機械公団と国営事業所との間には、私は感じなかったんですけど、けれども、新しいこの公団は違っておりますから、制度が一変しておりますから、どうもこれは並行していくのかどうか、あるいは相互にやり方なり、その他に差があるのかどうかということですね。開発公団のほうは、今度の新公団のほうは上物までやりますし、ですから非常に親切なやり方をやっております。山に入っているわけですから必要あると思っておりますが、若干国営事業よりも有利な感じがするものですか、そこら辺の農林省の考え方ですね、両々相まっていくのかということ。たとえば、いま国営でやっております北海道の根室ですが、これは今度新公団に引き継ぐこと——国営を新公団に引き継ぐ、これはいままでの経緯もあってそうなるんですが、そういうことで、やはり今後そういう問題が起きないかどうか、両方が相まっていくのかどうか、そこら辺についてのひとつ考え方を聞きたいと思っております。

○政府委員(大山一生君) 農用地開発公団、これは御存じのように未利用、低位利用の未墾地等が相当広範囲にわたって所在するような特定の地域、こういう地域、逆に申しますと、ただに、単に基盤整備をしただけではいかぬので、その上に置きます。いわば上物と申しますか、こういうふうなもの、ものも一体的に急速に計画的に実施しなければ機能が發揮できぬというふうな地域に對しまして、

この農用地開発公団は機能をしてまいる、こういう考え方でございます。それで、現行行なっております国営事業、特に国営の農用地開発事業等につきまして、あるいは県営農用地開発事業もございまして、あるいは県営農用地開発事業もございまして、基盤整備だけを行なうならば、それによって十分に機能が果たせるようなところにおいて行なうてまいると、基本的な考え方はそういう考え方でございます。

したがって、公団事業を行ないます地域と、それから現行の農用地開発事業で行なうところというところが、全国的に見た場合には並行し、ともども促進するかどうかで進めてまいらねばならぬというふうに考えるわけでございまして、ただ、根室中部でありますとか、あるいはことしから着工いたします中標津、これにつきましては、いわば公団事業の含みということで、いわば先発工区的なものとして出ております。それから畜産基地で申しますならば、麓山第一というものがそれに該当いたしますけれども、それを除きますと、今後の問題といたしましては、農用地開発公団事業になるべきところは農用地開発公団事業として着工というふうに進めてまいります。また一方、先ほど申しましたような、いわば地元増反的なといいますか、基盤整備をすれば、それだけで原則的には十二分に機能できるというところに対しては、これは現在の国営なり県営の農用地開発事業を推進してまいる、こういうふうな考え方、進めてまいりますし、今後とも、そういうふうに進めてまいります、こういうふうに進めてまいります。

○鶴岡哲夫君 これからこの公団事業、新しい公団がこの十年計画の中のどの程度の事業をやるという考え方ですか。

○政府委員(大山一生君) 農用地開発公団事業として、今後五十七年までにどの程度が考えられるか、こういう御質問でございますけれども、御存じのように、この事業というものは、地

元の十分な合意がなくては進む問題ではございせん。したがって、いままで広域につきましましては、全国四カ所の調査事務所を置きまして、そして技術的な可能性から始めまして、だんだんとその可能性を追求する中で精査地区、そして全計地区、こういうふうなことが上がつてきて事業にするわけでございまして、これらの地区におきましてこういうふうな意欲が相当出ておりますので、現在の地元調整といひますか、地元の意向、そういうことも加味いたしました場合に、五十七年までに広域におきまして六万五千、そして畜産基地で二万七千、合計いたしました九万四千、約十萬近いのがこの農用地開発公団によつて造成、そして上物も含めて造成されるであろう、こういうふうな考へておられるわけではございまして、先ほど来申し上げました四十万ヘクタールという今度の新長期計画との比率で申しますならば二三%に該当する、こういうふうな考へておられるわけではございまして。

○鶴岡哲夫君 いま局長の答弁を伺つていまして、若干まだ懸念する点もあります。あります。が、中身に入つてみても、ちよつと時間が足りませんからここでございまして、新しくできる公団、そして従来からあります国営事業、それがそれぞれ前進をしていく、その能力を十分に發揮していくという形の中で、たとえば新土地改良十年計画が達成される、あるいはそれをまた弾力性を持つて、ふえた数字もこなしていけるという方向にぜひひとつ運営をしてもらいたい、両々相まって發展していくように運営をしてもらいたいという点を申し上げて、この点については終わります。次にお伺いしたいのは、公団の事業の実施なんです、これでいろいろ伺いたい点がありますが、時間の関係がありますので、二、三點伺います。

一つは、この公団法、新しい今度の法案の中の、二十八条の特別徴収金というのがあるのですが、この問題についてちよつと詰めて伺いたいと思つておられるわけではございまして。

これは、予定した用途以外の用途に供するため、所有権等を転換した場合は、特別徴収金を取る、こういうことですね、そして八年と。そこで「用途以外の用途に」というわけですから、同じ用途であればこれは問題がない。たとえばあとで問題にしたいと思ふんです。商社が入つてきて同じ用途に使う、あるいはインテグレーションが同じ用途に使うという場合には、これは問題がないのだ、こういうことですね。それをひとつお尋ねをします。——用途が同じならいいのだと。

○政府委員(大山一生君) この法律二十八条の特別徴収金という規定の本来の意味は、用途外使用といひますか、好ましくならざる他用途に使われるような事態を防止するという趣旨の規定でございまして。

ただ、いま先生の言われました、用途内ならば、企業がそういうふうなことになる場合にはどうなんだと、こういう御質問でございまして、考え方といたしましては、事業参加資格者といふものにつきます。これは、たとえば入り会い権地帯等で生産法人をつくつて、これが事業に参加する。こういうふうな場合は除きましては、個人といふことで、この問題のいわば特別受益者、事業参加者といふものを限定する考え方でございまして、企業等が、こういうふうなことに参画するといふことについては、これはわれわれといたしましては、何としても阻止したい、こういうふうな考へるわけでございまして。ただ、その阻止する際に、この特別徴収金をもってそれに対処するかどうかという点につきましては、今後検討させていただきます。こういうふうな思ふわけでございまして。

○鶴岡哲夫君 この二十八条の条文から見ますと、事業計画があつて、その計画の予定の使用といふのがはつきりしているわけですね。それと同じ、かりに酪農をやつておつた、まあ酪農にもいろいろありますが、その酪農を引き続いてやる商社が出てきた場合は、商社が酪農に使う場合は、二十八条では論外だ、徴収金は取らないといふ

うことになるでしょうか。私は、その点を心配しているものですから——心配しているといふのは、もつとあとで申し上げなければいけないのですが、心配しているものですか、だったら直ちに、もうすぐでも——すぐというわけにはいきませんでしようが、八年以内に——八年後なら問題がないでしようが、八年の中で、八年たないうちに出てくる、商社が、酪農をやつてという場合は論外になるわけでは、二十八条では。

○政府委員(大山一生君) 先ほど申し上げましたように、事業参加者といふのを、原則として生産法人を除くは個人に限る、こういうふうなことで対処したい。こういうふうなことを申し上げたわけではございまして、そういうふうな目的を達成する趣旨から言つて、特別徴収金を活用すべきではないか、こういう先生の御指摘でございまして。

しかしわれわれといたしましては、この公団事業のいわば手続段階におきまして、この県を通じまして、県からこの実施方針につきましましての申請がある段階には、この受益地区は、農振法によります農用地区域に同時に入れさせることを条件といたしまして、そしてあとで処理をしております。こういうことにはいたしておるわけでございまして。

したがって、この事業対象区域といふものに、つきましては、これは農振法にいう農用地区域の中に全部入れてまいります。こういうことで対処してまいりますわけでございまして。そこで、いま御指摘のございました、ここで造成されました草地、これは肥培管理をいたしますので、農地でございまして、農地法の適用によつて、いわば企業が取得するといふようなことは当然許されません。したがって、この特別徴収金によつてどうこうするといふことではなくて、むしろそういう問題も含めて、むしろ農用地区域の中に入れて農地法の適用を厳正に行なうといふこと、いわば企業が乗つ取るというふうなことがないよう措置し、また、そういうふうな姿勢でわれわれはこの法律に臨んだわけではございまして。

○鶴岡哲夫君 それはあぶないもんだ、たいへんあぶない感じですね。この問題は、あとのアフターケアの問題やら、あるいは借金の問題やらからめて議論しないとお答えできないと思ひますけれども、ただ、法律から見ると、同じ用途であれば、八年以内であらうとも、八年後でも間わないと、これは、八年後でも、問題ないといふような感じを受けるわけなんです。ところが、局長の答弁を聞いておられますと、農地法の適用をどうだこうだとおっしゃるけれども、実際にま至るところにインテグレーションがあるわけですからね。プロイラーで言えば、いまや、プロイラーをやつている農家の半分は、インテグレーションの支配下にあるわけですね。生産量で言えば六割近

いものが、プロイラーの六割といふものは、これは肥料会社、飼料会社、そういう会社のインテグレーション下にあるわけですね。豚にいたしましたもそうですが、いまや直営まで始まつておられるわけですね、畜産の関係には、そういう点からいって、私は、いまみたいなお話ではちよつとばかり納得できないですね。ただ、運用上そういうことをしたいといふことはわかりますけれども、どうも危険性がある。それからもう一つは、八年後は、これはいいんです。八年後はこれはもう徴収金取れないわけだ。

○政府委員(大山一生君) この二十八条の特別徴収金という制度、これはまあいわば土地改良法におきまして、国営干拓事業において同じような制度があり、そして国営土地改良事業全般に、先般の土地改良法の改正で広めたわけでございまして、けれども、要するに、この思想といふことは、農業上の目的達成のために多額の投資が行なわれている、したがって、それが転用されるようなことがあつて、投資の意味が失われるようなことを防止するといふようなことから、まあいわば国費等の投資額の回収を目的としておられる、こういうことからきておられる規定でございまして。八年とは何ぞや、とこういう問題になりますので、多々ますます井すといふことに相なるわけではございましてけれども、農地法の七十二条ですかでは、農地となる

べき土地の開墾を終了すべき時期から三年を経過すると買い戻しが行なえない、こういうようなこと。そしてまあ、開墾を完了すべき時期といふのは通常五年である。こういうことから八年ということになっておりまして、その八年というものが全般の特別徴収金がそういうふうなことになるっておりますこととの関連におきまして、この八年ということによる特別徴収金の徴収と、こういう規定を置いているわけでございます。したがって、権利の移動ということになりますと、これは特別徴収金だけで対応するということではなくて、むしろ農地法の問題であると、こういうふうな考えのわけでございます。

○鶴岡哲夫君　まあ、八年というのたいへん短い年限だと思ふんですね。借りた金は二十年で返すわけでしょう。八年というのはどうも——私、もうちょっと時間があるところを少し詰めたいんだが、ただ、私が非常に心配している点がありますので、そういう点からもう一べん伺いたいと思ふんです。

まあ先ほど私が冒頭に申し上げたように、これからどうしても山に向かって入っていかなきやならない。そこで私は、かつての開拓行政というものを思い出すのですが、開拓行政の場合は、二十一万戸入ったが、どんどんどん抜けて結局九万というものが残った。まるで開拓行政というのは、悪口言う人は、開拓行政ではなくて、これは、借金返済行政だ、と言われるぐらいの悪口もあつたわけですよ。それぐらいにたいへんだったわけですから。今度はこれは山に入っていくわけなんです。これは、私あとで伺いたいんです。また、濃密な生産団地をつくるというお話なんですが、一体どういふような濃密な指導というのが行なわれれるのかということも伺いたいと思うんです。けれども、ただここで畜産の実情ですね。

私は、日本の畜産というのは、そういう資本が入ってきているというのが非常に特色だと思うんですよ。先ほどもちょっと申し上げましたように

に、ブロイラーでいえば、ブロイラーもたいへんな勢いで発展したんですが、そのブロイラーをやっている農家がインテグレーションの中に入っているのが実に五四％という、半分以上もインテグレーションの中に入っているわけですね。それで、生産高で言うともうたいへんなものですね、これ。半分はもうインテグレーションでやっているといつてもいい、まあ私なんかこれをブロイラー小作というんですけれども。ですからこれは、いま特に畜産の問題を論議しているわけじゃないですから、その中に入るのは差し控えますけれども、採卵用の養鶏にいたしまして、鶏あたり

にいたしまでも六・八%という、採卵用をやっている農家の六・八%というのはいまインテグレーションの中に入っている。それから肥育豚にいたしまでも――豚の肥育にいたしまでも、四・一%という農家はすでにインテグレーションの中に入っている。でこれは、いまこれ以外に直営があるわけですよ、直接直営をしているものがあるわけで、いま酪乳と肉牛に入りつつあるわけですね。これは資本はありますし、それから技術

は、アメリカなりあるいは豪州なりニュージーランドというところで、管理技術というものは、これは資本としてつかまえられると思うんですよ。ところが、農林省の場合は、そういう大きなものになりますと、技術が私は、非常に貧弱じゃなにかと思う。資本ももちろん貧弱ですよ、けちけちして貸すわけですからね。けちけちして貸すというと悪口になりますが、たいへんきびしい条件で金を貸すわけです。ですから、私は、畜産のやっぱり一番特色は、こういうインテグレーションが入っている、あるいは資本の直接の経営と、いろいろが入っている、で、酪農と肉牛にいい入っている、ま入って私は、情勢を見るところだと思ふんですよ。そこで私は、非常に心配するのは、さあ山にのぼって行ったと、国が公園と一緒になつたやつたと、どうも手をすけて待っているような形になりはしないかという心配をするわけです。まあしかし、肉牛は育つかもしれませんが、酪農は

いいかもしれない。酪農そのものは、乳は出るかもしれないし、肉も出るかもしれないが、そういうことにならないかと、私は、開拓行政との関係からいって、それからいまの畜産の情勢等からいって、そういう心配をしているわけなんです。

そこで、そういう点について、この畜産のインテグレーション、それから直営、資本の直営ですね、そういう点について局長、そういう心配はないというふうにお考えになるのか。時間がないから、端的にどういうように考えていらっしゃるのか、という点をひとつ伺います、畜産局長にですね。

○政府委員（澤邊守君）　ただいまお尋ねのございました畜産関係のインテグレーションと言われるもの、これはなかなか厳密にインテグレーションとは何だということになりますと、いろいろ必ずしも統一した見解もないようでございますが、まあ常識的にいいますと、二種類のタイプがあるわけでございます、一つは契約関係によるものと、それからもう一つは直営農場というものでございまして、わが国で数年前あるいは十年ぐらい

前から進んでまいりましたのが——十年ぐらい前から進んでまいりましたタイプは、契約飼養といひますか、企業が農家との間に生産物の価格なり数量なり規格なり、あるいは飼養の規模とか、さらに飼料なり素畜の供給について契約を結んで、生産されたものを自社系列の販売組織を通じて販売をするというやり方でございます。場合によつては、農家に金を貸したりあるいは技術指導をするというところまで入り込んでゐる例もあるわけでございます。

これの評価でございますが、事実現場で、末端で畜産経営の家畜の飼養をやつておるのは、これは農家でございます。で、まあ販売面、あるいは価格面において企業との関係から、安定が得られれるというメリットももちろん評価できる面もあるわけでございますが、反面、経済力がやはり何といたしましても大きな差がございますので、その力の関係のいかんによつては、不公正な取引関係が

そこに発生するおそれがあるという点で、われわれといたしましては、その関係が飼養農家の立場から見て適正であり、公正であるというような安定した関係で結ばれるというようなことの指導をする必要があるというふうに思っております。

で、もう一つの直営農場につきましては、これはごく最近出ておるものでございまして、ある意味では相当なテンポで伸びておる分野がございす。酪農あるいは肉牛という分野はもちろんでございますが、養豚あるいは養鶏の分野につきましても、こういう形が最近伸びておるわけでございます。われわれといたしましても、現在、実態の調査をいたしておりますので、ごく最近の実態につきましましては、いまのところ、まだ的確な資料を持ち合わせておりませんけれども、こういう形が今後伸びていくという可能性はあるわけでございます。で、われわれといたしましては、したがいまして、これらの実態に即して畜産の飼養農家が不当な、不利な、不利益をこうむらないようにしていく必要があるわけでございます。

たとえて申し上げれば、現在養鶏、特に採卵養鶏につきましては、生産がやや過剰きみであるというふうなところへ、大企業が、大規模な経営で直営農場等の形で進出するというところでございますと、全体の生産の計画化あるいは調整を必要とすると、新しい企業が直営農場を新設するあるいは増設するというふうなことになりますと、全体の需給計画を乱すという点がございしますのでも、それらを全体の生産計画といいますが、需給調整計画の中に入れていくというような努力もしなければいけないというように考えておるわけでございます。インテグレーションの契約飼養の中でよく言われますように、商社あるいは飼料会社、ブロイラーの場合は処理業者等の系列が多いということが言われますけれども、われわれの調べたところによりますと、一番進んでおりますブロイラーの中でも、やはり処理業者、まあ都市におきます間屋さんでもあるわけですが、処理をして販売をする卸売り業者という系統が、系列が一

番多いわけでございます。よく言われます総合商社系というのは、まだそれほどのシェアではないようにございます。なお、農協系列のインテグレーションというの最近かなりございまして、プロイラーの中では処理業者に次いで第二位というようなシェアを占めております。これらにつきましては、特に先ほど申し上げましたような問題はないのではないかと考えております。

○鶴岡哲夫君 まあ、プロイラーにいたしまして、先ほど私が申し上げたように、プロイラーを飼育している農家の五四％というのがまあインテグレーションの支配下に入っている。それから、採卵の養鶏についても六・八％と、四十七年の数字になりますかね。それから肥育についても四・一％ぐらいという高い率を占めつつあるわけなんです。私は、商社系が農協の調査を非常にやっております。それから、農民心理の調査をやっている。それは商社系がインテグレーションをやると、あるいは直営をやった場合に農協も乗り出すかもしれないと、その場合に、農協はどの程度能力を持っているのか、あるいはどういう農民は心理を持っているのか、その農民の心理のつかみ方ですね。そういう上に立つて、この総合商社なり直営なり、こういうものに乗り込んできているわけなんです。非常に慎重に乗り込んできていると思うのです。確かに農協も若干出てきている。太刀打ちできると、十分太刀打ちできるという考え方で乗り込んできているわけですから、相当慎重だと思ふのです。私は、それでいま、先ほど申し上げた酪農と肉牛に入っている。これは私は、やっぱり同じような形になってくるだろうという心配をするわけなんです。畜産というの、これは畜産局なんか要らなくなるんじゃないかというような心配すら、これは十年たつてみたらどうだということになっちゃう、というように、私は心配をするわけなんです。せっかく選択的拡大だということで農家も一生懸命になっている。農家もどんだん一生懸命やっている。どうもしかし結果的に見ますと、どんだん

どんだんそういう形になっちゃって、私は一種の小作みたいな形ですね、これは力関係非常に違いますが。私の鹿兒島もたくさんきています。まるで殺到してますね、契約を見ますとね。いや、それは最初はいいいですね。ところが、これはやっぱり、ちょっと狂うと、どうしてもしわが寄っちゃうんです。いろいろな機会にしろ寄せられちゃう。うまいですね、それは、心理もまたうまくなっている。確かに長年かけて心理を研究し、農協の能力も調査してきただけあるなあ、というふうな思いですね。ですから、そういうことで、いま私の言いたいことは、そういうことに対して畜産局がどういう態度をとっておられるのかという点ですね。で、これはまあ営業の自由なんだから何をやろうと、かってだというお話かもしれない。その点が一つ。

それからもう一つは、いま言いましたように、これから山に入つて、そういう酪農、肉牛の関係の仕事をやっていくということになりますと、そこが先ほど言った、私が言っているように、インテグレーションと商社の、これは本格的に入ってくる要素になりやせぬかと。まあ八年間はいいいけれども、あととはというふうなお話もありますし、いや農地法でどうだこうだとおっしゃるけれども、現実には農村の実情というのは、農振法があるうと何があるうと、農地法があるうとどんだんどんだん入つてきておるわけですね。これは大きな問題だと思ふのですけれどもね。

ですから重ねてこれは畜産局長に聞きたい、そういう心配はないかどうか。心配はしていられないやいませ、全くそんなことはお笑いだというふうならまたそれでいいんです。心配はないというふうになるのか、そこら辺を伺いたいと思ふんです。

○政府委員(澤邊守君) 先ほどもお答えしましたように、インテグレーションの中で、特にこれまでに進んでおられるのは契約飼育でございますが、これのわれわれの調査によりまして最近の開始時期別に増加の趨勢を見ますと、四十一年から

四十五年ごろまでの五カ年間に一番契約飼育タイプのインテグレーションが畜産分野で進んだんじゃないかと。その前の五カ年間もかなり進んだようございしますが、その後の経過を見ますと、四十六、四十七、四十八と、だんだん新しくインテグレーションを開始するといふ、インテグレーションによる系列に入つた農家が畜産を経営を始めるという例は減つてまいっております。したがって、直営農場のものが一部について出てきておるのではないかと、いふうに推測される面もあるわけでありまして。

そこで、これに対して農林省でどのように考えるかという点でございますが、われわれといたしましては、契約飼養といふ、飼育といふ面も否定できない面がございしますけれども、半面、力関係の差によりまして、先生おっしゃいますように、当初は非常に条件はよろしいけれども、一たん結びつきが強化された後においていろいろ不利な条件が出てくる、特に畜産がむづかしい、価格面なりあるいは流通面でむづかしい時期に際会すると、しわ寄せがそこに寄るといふようなことがあつてはならないということ、まあ、まあ健全な形で公正な結合関係であるならば、半面のメリットというものもあるわけでございますから、これを特に押えるとか気にするといふ必要はないと思ひますが、その間の公正な取引関係を維持するように指導していく必要があると思ふように思ふわけでありまして。

直営農場につきましては、これまで現在一部にそういう事業が始まつたばかりでございます。まあやつたけれどもうまくいかないという事例もあるわけでございします。まあ今後の動向を慎重に見守りながら、農林省としてこれにどのように対処するかをきめてまいりたいというふうに思ひます。

で、当公団の事業に関連をいたしました御質問につきましては、先ほど、構造改善局長からお答

えしておりますように、特別徴収金という制度のみならず、一般の農振法、あるいは農地法等によりまして、いわゆるインテグレーターによる乗り取りというふうな形にならぬように厳重に指導をしております。そういう力のある資本が開発をやるというのを援助するというふうな目的を持っておるわけはございませんので、一般の農家が、規模を拡大して専門的な畜産経営として伸びていくというのを助成するといふのがねらいでございます。たゞいま言いましたような、インテグレーターが入つてくるということにつきましては、厳重に監視をしたいと思います。

○鶴岡哲夫君 局長、いま答弁の中にありましたインテグレーションが昭和三十六年ごろから入つてきて、まあ急速に入つてきて、四十六、四十七、四十八と若干停滞するようになって、特に四十八年停滞しているというお話ですが、これは私はそう見てないんです。どうも、これは、商社なり何なり、企業なり、四十八年、特に七年、八年ごろから、これは土地投機なり、もの投機のほうにずつと入つていきますからね。これは景気の関係もありまして、そこはちょっと落ちてるんだというふうな思ふんです。決してこれはそういうもんじゃありません。決してこれは四十八年が特に落ちていますけれども、そうではない、やっぱりまだこれは条件というものがあるといふふうに思ひます。そして大家畜についてはもうとある、これからあるんだという心配をするわけですね。それで、八年経つたらどうでもいいうことにもなつておるやうな、また、八年以内でも用途が同じならというの、どうもちょっと解せぬような感じがします。この点が非常に心配で、私は、畜産局はこれからそういう面の調停作業みたいなものが相当ふえてくるんじゃないかという気がするんです。昔、小作調停なんというのが非常にふえてくるんじゃないかとい

う心配するんです。まあいずれにしましても、先行投資みたいにならないように、これはひとつやってみようかと思うんですね。何のことはない、インテグレーションなり商社の直営の先行投資になつたというんじや、これは私は農業、農家を考へてゐるものからいってはおかしい話であつて、困つちゃうわけですね。そうならないように、これはまたあらためて畜産の行政としても論議をしないやうな問題だと思ひますけれども、そこそこでおきたいと思つておられます。

大臣、どうでしょうか、これ、そういう心配はありませんか。そういうことのないようにひとつやってみようかと思ひますね。よろしゅうございますか。

○國務大臣(倉石忠雄君) はい、よろしゅうございます。

○鶴岡哲夫君 それじやお願いいたします。

次にですね。それからもう一つお尋ねしたいのは、この土地を取得するということ、これはたいへんだというふうに思ふんですけれども、それで、この土地の取得について特段の規定がないですね、この法律の中には。ですから、これはえらいと思ふんですが、あとまた、全員の賛意を得たりなんかしなきゃならぬし、これは容易じゃないという気がするんです、土地の取得というのは。ですから、私は、県の段階に何かこの農用地開発の委員会のようなものをつくつて——これはたとえば二千町歩、三千町歩とやるところが出てくるといいますと、一カ町村変換するといふようなことにもなつてくるし、あるいは数カ町村、北海道では数カ町村変換するといふことになつてくるし、周辺の農業に与える影響というのも非常に大きなものがある。そういう全体の中で、土地を指定していくという、あるいはそういう経営を、仕事をやっていくというには、私は、やはり町村の合意というものが要る、それから農家の合意というものが要る、進んでは、県民のやつぱりそういうものに対する賛意というものも要るんじゃない

でしょうか。そういう全体の中で進めていかないと、これは土地の取得をはじめとしましうて、いろんな面にやはりたいへんじやないかという気がするわけですね。ですから、県の段階に、そういう県もそうですが、市町村もそうですが、農民の代表とか、学識経験者とか、そういう者の入つたものをつくつて、そこで町村民の、あるいは農民の、あるいは県民の合意なり、賛意なり、そういうものを得ていくというふうな雰囲気をつくつていかないと、ムードをつくつていかないと、農地の取得というのは容易じゃないんじやないか、あるいはこれからの実際のやり方というのをもたいへんじやないかという気がするんですけれども、そういう点をお考えになつていらつしやいませんか。

○政府委員(大山一生君) 先生御指摘のように、事業用地の確保というのは、これはきつめてたいへんなことだといふふうに、大事なことであるといふふうに考へるわけでございますけれども、端的に申し上げまして、根室中部といひますか、根室がこの公団事業の先発工区として発足し、そして公団事業として、ことしからでも法律が通れば事業を行ないたい、こう思つておりますゆゑのものに、合理化法人によりまして六千百ヘクタールですか、の先行取得が行なわれてゐる、これが非常に大きく寄与したといふふうに考へてゐるわけでございます。

で、こういうふうな公団事業を行ないます場合におきましては、これは、先ほども申し上げましたように、精査地区になる前から地元と十二分な合意の中で、用地問題も含めてコンセンサスを得る中で、いわば精査地区をつくり全計をつくつてまいる、まあこういうふうなかつこうで進めてまいるわけでございます。一方、この公団の事業用地につきましても、事業参加者から調達するといふ場合は、原則といたしまして、県の農地保有合理化法人が取得いたしまして、まあ場所によりましては借り入れて、そしてこの用地を提供してもらつて、こういうふうな考へ方をとつ

てゐるわけでございます。そういうことを合理化法人にやつてもらつたために、本年度の、四十九年度予算におきまして、いわば無利子の特別事業資金といふものを、いままでは国庫補助の二十億を過去二年間続けまして、またことし二十億つけたわけでございますが、そのほか、多分中金になつてしまつてしまつて、中金資金を活用いたしまして、それに無利子の利子補給をするといふ金を、さらに二十億つけた。こういうふうなことを、今後さらに合理化法人のそういうワケを広めることを行なうような中におきまして、いわば保有合理化法人によつて先行取得がさらに容易になるようにしたい、こういうふうな考へるようなわけでございます。

そこで、この事業を行ないます場合には、確かに市町村なりあるいは地元のそういう事業参加される方、こういう方々とのコンセンサスが必要になつてまいります。で、農地保有合理化法人がそういうふうな機能をやつてもらひますために、公団といたしまして、十二分に県の合理化法人と協議をしなければなりません、合理化法人が用地調達を行ないます場合には、関係市町村なり土地改良区なりあるいは公団の地元機関、こういうもので推進協議会をつくつて、そしてこの問題に対処してまいりたい、こういうふうな考へるわけでございます。

ただ、一つ先生が御指摘になりましたように、そういう審議会を県段階につくる、こういうことについては、むしろ県の申し出によることではありますけれども、何といひましても、地元の意向といふことがきかれて大事でございますので、むしろいま申し上げましたように、関係市町村なり土地改良区、こういうものでもつて推進協議会をつくつて、そこで用地の計画的な先行取得をはかつてまいりたい、こういうふうな考へてゐる次第でございます。

○鶴岡哲夫君 小さいところはかまいませんけれども、県によつては非常に大きなところをやるどころがたぐさん出てくるでしょう。たとえば福島

あたりでいいますと、おそらく合計としては数千町歩、一万町歩近くなるんじゃないでしょうか。それは関係町村にしてみますと、これは一変するやうな情勢になりますよ、その中がね。影響力が非常に大きいわけですね。ですから、福島なら福島の例をとりますと、さらにこれから一万町歩ぐらいから、非常に大きな仕事になつてくる。そういう場合には、その県なら県に、そういうふうなものをお願いした——ぼくはすべての県にどうだといふんじやなくて、そういう大規模にやるやうなところについては、学識経験者なりあるいは農業会なり市町村長なり、そういうものが入つたものをつくる。さらにその現地なら現地で、市町村を中心にして改良普及所とかあるいは農民とかいふやうなものが入つた、そういうやうなものをつくつて、そしてその空気をつくつていかないと、これはなかなか土地を取得するのは容易じゃないし、それから事業を推進していくのも容易じゃない。また、あとの管理の問題についてもこれは容易じゃないといふ私は、気がするわけなんです。まあ全部というんじやなくて、大規模に面積が非常に大きくなつてくるやうなところ、そういう県についてはお借りになつたらどうかという考へ方なんです。

○政府委員(大山一生君) 御提案の御趣旨まことにござつております。確かに場所場所によつて条件が非常に違つておりますので、それぞれ事情に応じまして、たとえば阿蘇・久住・飯田の場合には、両県にまたがつての問題にもなりかねませんし、まあ阿武隈・八溝といふことにもなります。これはそれぞれ県のいふやうなことになるかもしれないし、いろいろその地方地方によつて事情は異なつておりますが、いづれにいたしましても、この事業というものが、県の申し出事業といふことにおいてスタートさせる法形式になつてゐるものの中で、いわばいままでと違つた公団と県との密接な協力体制、これを法律上もまあ担保してゐるというやうなことでございます。

で、御趣旨の点については十分検討して進めてまいりたいと、こう思うわけでございます。

○鶴岡哲夫君 その土地の取得のやり方についても、もう少し聞きたい点もあるんですけども、時間がないから一つだけ、簡単な事例を伺いたいです。

調査計画区になっているところで、大隅町というところがありますよ、鹿児島に。これはその後四百ヘクタールぐらいじゃないかと思うんですが、その中の百二十ヘクタールというのを町村ごとと買え、ということ、大隅町に百万の金がかかるといふんですね。こんなもので何ができるかというところで町長青くなっちゃったんですね。どういふふうなやり方をなさっていらっしゃるのかしらぬが、これは合理化法人がそういうふうな金を、百万程度の金で百二十ヘクタールの土地を買えといふようなことになっているのかなあ。これは畜産局ですか。あわ食っちゃっているんですね。

○政府委員(澤邊守君) 大隅地区の畜産基地のお尋ねでございますが、これは四十九年度は、ちょっといまこの手持ちの数字ございせんけれども、土地の権利の調査をことしはやるということでございます。また取得という段階の前段階でございます。九州の農政局から地元のはうに百万前後の金が委託費という形で入っているのではないかと思います。したがって、本年やりますのは、土地関係の権利の状況を調査をするというのが本年度の内容になっております。

○鶴岡哲夫君 いまのお話のように、権利の調査だということであればわかります。それはそれだけにしまして、あと濃密な生産地というのですが、これがよくわからぬわけですよ。これは中身を伺っている時間がたつたんですが、この濃密な生産地というのは、四十六年に国土総合開発審議会、その中で総合調整部会というのがあって、大規模畜産基地研究会というのが発表いたしました報告ですね、これ。この大規模畜産基地のシステム化というのでやったんですが、そういうふう

なことを想定していらっしゃるのかどうか、濃密な畜産地というのとは違いますね、それが一つ。

それからもう一つは、できたこの濃密な畜産地という「濃密」ですね、文字どおり私は、濃密な指導が要すると思うんです。援助が要すると思うんです。ところがどうもこの中にはそういうものは出てこないんですが、これはどうなるおつもりであるのか。濃密な畜産地というのだから、文字どおりこれは濃密な指導と援助が要すると思うんですよ。その体制を一体どうおつくりになるのか。私はやはりこれももちろん改良普及所なり市町村なりというところで、あるいは農協なりというところで、何らかのやうに推進協議会みたいなものをつくってやっていかないと困るんじゃないかと思うんですね。借金はいへん背負ってやるわ、それからあとの濃密な指導、援助というふうなものがないと、インテグレートやら商社にえじきばなっちゃう。えじきということばは悪いですが、まあえじきになっちゃうということになりやせぬかと私は思っていますけれども。ひとつ畜産局長の答弁をお願いします。

○政府委員(澤邊守君) 最初の点は、本事業はシステム農業という大規模畜産基地研究会の構想にのっとるものかという御趣旨の御質問かと思いますが、これにつきましては、大規模畜産基地研究会が、新全総の中の大規模畜産基地建設に関するプロジェクトの具体化について意欲的な検討を行なう、一つの提言をしておるわけでございます。これは、参考になる点ももちろんございますけれども、今行ないます公団事業につきましては、各地域における土地条件、あるいは経営の状況、あるいは規模の拡大であるのか、あるいは新規の入植であるのか、その他条件がいろいろ違いますが、それに応じて大規模な専門的な畜産経営を、先駆的なものを育成するという目標を定めながら、具体的な事情に応じて経営類型を考えながら調査計画を立てていくという考えでございます。必ずしも畜産基地研究会の報告をその

まま参考にしてやるという考えではございません。次に、営農指導体制の問題につきましては、この事業が特に低利用、未利用の遠隔地におきまして、これまで一般の地域においては見られないような大規模な畜産経営を育成するわけでございします。特に計画を立てる段階から、地元の町村なりあるいは農家はもちろん、町村あるいは県の意向を十分尊重してやると同時に、実施後の営農指導につきましましては、特段の強力な体制を整える必要があるというふうな考えでございます。畜産関係の試験場はもちろんのこと、普及所あるいは家畜保健衛生所等があつて町村当局とも協力をしながら、技術なり経営の指導につきましましては万全を期するようにしたいと考えております。

各県におきましても、すでにそのような点でい

ろんな組織を検討いたしております。たとえて申し上げれば、福島県におきましては、各県ごとにそれぞれの専門機関の連絡協議会をつくるというところを検討いたしております。県段階にそのような経営なり技術の指導体制を関係機関——県庁はもちろんのこと、関係の団体等、あるいは学識経験者等の参加も得た何らかのそういう指導体制を整備すると同時に、各地区ごとにも現場機関相互の密接な連絡体制を整える必要があるというふうな考えをしております。事業の進捗に応じてそのような体制を早急に整備するように指導してまいりたいと考えております。

○鶴岡哲夫君 ぜひそれは県の段階——大きなところは県の段階にあつても、そういうものをつくつてもらいたいと思つてます。それから、関係町村についてもそういうような体制をつくっていきませんという、たいへん大規模なものだけに、さらに初めてといつてもいいぐらいなものになるんでしょから。そのあとの管理、経営、そういう面の訓練なり指導なりというものは不十分であります。借金は背負つてやるわ、たいへんなことになってくる。八年後はどうでもいいというふうなことになる。いよいよ資本のえじきにな

つちやうという心配をするわけです。それから、なほ、先ほど出しました大規模畜産基地のシステム化という報告は出ておるわけですが、あの中には、三者が入ることになっておつて、農家はもちろんであります。資本、企業といふものが入ることになっていきます。ですから、資本の力も借りた、これは商社とか、そういう大きな資本のことだろうと思うんですが、そういう力も借りたという考え方があそこに出ていはいま農林省としてもそういうことをお考えになっているんじゃないかという、そういう気もするものですか。伺つたわけですが、それも、そういうことじゃないわけですね。

○政府委員(澤邊守君) 先ほど来お答えいたしておりますように、この事業自体が、そのような企業を対象にして実施をするものではございせん。先ほど来のに、若干補足的な意味で、インテグレーションとも関連いたしまして大企業の畜産経営についてどのように考えるかというところを、若干つけ加えてお答えをしたいと思います。これは、確かに新全総をつくりましたところの一部の考え方といたしましては、今後の畜産経営を飛躍的に発展させるためには、単にいわゆる従来の農民的な畜産経営だけではなくして、それとあわせて企業的な畜産経営を、いままでも畜産をやったことのないような外部からも資本を導入することによって、斬新な技術と膨大な資金を、豊富な資金を活用して、思い切つた畜産経営をやらせるのも一つの方法ではないかというふうな、こういう見解がございまして、そのような見解が一部大規模畜産基地研究会の中にも、いま仰せございましたように入つておるかと思つてます。

この問題につきましては、先ほど大規模農場、直営農場のところでもちょっとお話ししましたように、最近にわかにそのような傾向が見られておりますけれども、まだその実態は必ずしも明確でございせんので、われわれといたしましては慎重に実態を見きわめながら、これに行政として

九

どのように対処するかを考えてまいりたいと思っております。ただ、いろいろ問題点として考えられますのは、たとえば養豚経営のような場合、その他も類似の点がございませうけれども、畜産の場合、あまり規模が大きくなった場合には、逆にデメリットも出てくるという面がございませう。これは養豚のような場合、規模が大きくなりましても、生産性の向上というものはそれほど進まなくなる、一定限度以上に達しますと、あまり進まなくなるという面と、半面、例の環境汚染問題、公害問題という点からいいますと、あまり大規模な直営農場といえども、一定の規模を越えましても、逆にコスト面で負担が大きくなる、立地条件もよりますしうけれども、そういう面がございませうので、畜産の場合、そう無制限に大規模化だけを旨とするわけにもまいらない点があるように思いますので、そのような点から入って、そのような畜産に外部からの資本が入ってくるという点につきましては、先ほど言いましたような技術革新がかなり進むとか、あるいは豊富な資金力で模範的な経営ができるという面はございませうけれども、半面そういうデメリットも出てくるという点を考えまして、規模の限界というものが出てくるとなれば、いわゆる農民的な畜産経営をもつてしても十分これに対抗できるのではないかと、そういうふうにも考えられるわけがございませう。これははいずれにいたしましても、われわれといたしましては実態を慎重に見きわめまして、これに対する対策というものを考えていきたいというふうに考えております。

○鶴岡哲夫君 これはむずかしい問題だと思ふな、ぼくはいま局長の答弁を聞いておつて、あふないですな、これは私が心配しているようなことになりやせぬかな、これは困ったものだと思ふのですけれどもね、ですから、これはやっぱりよほど酪農なり農民的な肉牛ということで発展するよう努力を積極的に行つてもらいたいと思ひますすね。これは畜産の大きな問題だと思ひますが、これより一つ畜産について伺ひたいのですが、これ

との関連で伺ひたいのは、畜産行政の中でやっぱり一番大きなもう一つの問題は、酪農と肉牛です、酪農の問題だと思ふのです。私は、いま酪農の飼養頭数というのは百七十七万頭ぐらいになっておるわけですよ、これ二百万頭をこすことが一体できるのだらうかと、それをやってみないかとどうにもならないじゃないかという気がするわけですよ。これは国民の側からいいますと、消費者の側からいっても、いまの需要の状況からいって、どうしても積極的な政策をとつていかなくてはならぬところになっていませう。まあ、かつて三十七年ですけれども、古い話ですが、三十七年に乳牛が初めて百万台になったのです。それから畜産局もたいへんお喜びになった。喜ばれた状況を私は知っております。ところが、その同じ年の三十七年の三月に御承知の農基法に基づいての長期見通しを発表したわけですが、これは昭和四十六年、それから十年後の昭和五十六年に乳牛を二百二十二万頭にすると、まあしかし、その当時は、畜産局の人たちは、私の知っている限りでは、いやあ、夢のまた夢じゃと、二百万頭をこすことができるかという話であつたですよ。夢のまた夢だという話だつたですね。現実には、年は流れて十年たったわけ。そして、いまや四十八年、九年になった。四十六年に百七十七万頭、もう百八十万から百七十万のところをうろちうろちうろちとして五年、伸びないでなくて減る傾向すら見えていませう。一体二百万頭というのをこすことができるのか、これ。三十七年に夢のまた夢と言つたが、そういうことになるんじゃないか。これをどうしたら破れるのか、今度のようないふことで、破ろうというところで努力をしていらつしやるのだらうと思ふのです。それにしても四十三年にはまたどうか数字を出しましてね、またでつかい数字を出して二百何万頭ですか、二百九十万頭ですよ、五十二年には、五十二年で、もうすぐそこだ、五十二年といつたら、いま百七十七万頭、あと二年後に

は二百九十万頭にすると、いうようなべらぼうな計画が出るのです。その意気やたいへんなもんだけれども、あんまりこんな狂つちやうと、これは行政と言えないぞ。まぼろしの行政だということになつちやうですよ。どうもまづいような気がするですね。やっぱり畜産局に働いておる人の実感というものが、二百万頭をこすのは夢のまた夢だと言つたのは、これはほんとうだと思ふのです。こえられないでしよう。百八十万頭をどうこしていかうかということが、いま二百万頭をどう突破できるかというところじゃないでしようか。

ところが、もうすぐまた閣議決定でたいへんなでつかい数字が出ちやうと、目を丸くしちやうわけだ。大臣、これはもう私は畜産局には言えないけれども、畜産局の人たちはどういふふうにお受け取っておるか知らぬが、これは腰抜けしちやうないかと思ひますよ。ぼう然としなきやちよつとおかしいです、これ。計画立てから年がたつてすからね、はつきりしてゐるわけだから、あまりべらぼうな話で。ただ、一昨年の五十七年を目標にしたものは、そういう経緯もあつてちよつとびりしかふやしないです、三百八十万頭ぐらいい。ですから、二百九十万頭からちよつとふやしたわけのところで押えていますけれども、それにしても閣議決定でこういうような数字を、五十二年には二百九十万頭にすると、いう話ではどうにもいかぬ。畜産にはこういう数字が多過ぎる。それは、畜産局は非常に振興の意気に燃えて大いに出してゐるのにはけつこうなんですけれども、それから今度は肉牛ですが、大家畜の一つの肉牛、これがまた二百五、六十万頭おつたわけですよ。これが三十九年に、がたつと三十万頭減つちやうと、続いて四十年にまた、がたつと三十万頭減つちやうとそれから一向に、もとに戻れないわけです。これまた、ちよつと百七十七万頭、乳牛と同じ数字です。これまた、たいへんな数字が出てゐるんですよ。先ほど出ました新全統の計画によりますと、昭和六十年には一千万頭の肉牛と乳

牛が放牧をされて、ゆうゆうと草をはんでいて、う話なんですから、夢物語もはなはだしいですね。――合わせまして三百五十万頭です。ほんとうに困つちやう。

そこで、私はこういうふうにおもひます。三十三年当時あるのは三十五年をとつてもいい。農基法が始まる前の三十五年当時としましては、四十八年と、十二年から三十三年の差がありますが、三十五年当時の大家畜といふのは、大家畜と比べると、むしろいまのほうが数が少ないんですよ、大家畜は。当時は酪農は五十万から六十万です。そのかわり馬が相当おりました、七十万とか八十万頭おつたんですよ。肉牛も二百三十万頭ぐらいいつたんですよ。ちよつと調べさせてみましたら、たとえば三十五年をとりますと、肉牛は二百三十三万頭おつたんですよ。そして乳牛はうんと少ないんですよ、八十二万頭。そして馬が六十七万頭、合わせまして大家畜は三百八十二万頭です。いま四十八年は、ちよつと二つ合わせまして、乳牛と肉牛と合わせると三百五十六万頭、これ馬がちよつと加わりますと三百七十七万頭、全く、中身は十数年前と全然変わつていない。十四、五年前より減つてゐるという状況ですよ。だから、中身が変わつただけだ。馬が減つた、肉牛もうんと減つた、そして酪農はふえた。大家畜は全然同じじゃないかと。一体これはどこに原因があるのか。私はやはり草地の關係だろつと思ふんですよ、根本的には、一つは。したがって、積極的な草地の開発に乗り出されることについては大いに賛成をします。これどういふふうにおもひますか。それで、酪農は二百万頭をこすといふことはこれは容易でない。これはどうなさるおつもりなのか。いろんな価格政策や何やかんやいろいろあります。基本はやはり農用地の問題じゃないかと、いふふうには私は思ふんですけれども、そこら辺の点について局長のひとつ見解を聞いて、時間の關係もありますから次に移りたいと思ひます。

○政府委員（澤田守彦） わが国の畜産の場合、特に酪農、肉牛経営という大家畜についていろいろ

問題が多いという点は御指摘のとおりでございます。さて、われわれは一応現在なお検討中でございますけれども、一昨年出しました試案によりまして、五十七年に乳用牛につきまして三百八万頭、肉用牛について約三百三十五万頭というのを目標においておるわけでございますが、これは確かにこれを達成するには容易でないという目標だと思ひます。

ただわれわれこの問題を考えます場合に、国民生活の向上とともに畜産物の消費がふえるという事は、一時よりはややテンポはスローダウンしましたけれども、なお他の食品に比べればはるかに高いスピードでふえていくという事は今後大いに期待できるわけでございます。他方世界的に見ましても、御存じのように、畜産物につきましては長期的に見て不足きみであるということが一般に言われておるわけでございまして、一時酪農などは過剰生産ということを言われておりましたけれども、最近の国際機関等の見通しによりまして、一九八〇年ごろには約二千万トンばかり世界全体で不足するというような見通しもございます。すし、食肉につきましても、牛肉につきましても百六十万トンでしたか、ぐらゐ世界全体で不足するというような見通しが出ております。もちろんこの数字につきましてもはた先の話でございますが、国際的な見通しといひますのは、データ上のかんりの制約もありますので、個々の数字についてその的確には判断しにくい面がございますけれども、傾向としてはやはり否定できないところであらうというふうに思ひますので、われわれといたしましては、国内におきまして、できるだけ生産をふやしていくというふうな考えで、五十七年の目標も掲げておるわけでございます。

その意味では多分に意欲的だという御指摘、意欲的過ぎるという見方もあるいはあらうかと思ひますが、われわれといたしましては何としてもこの目標を達成したいというふうに考えておるわけでございます。その場合、いままで、特に最近、停滞現象が出てきておる一番の大きな障害は、何であらうかという点は、まさに先生御指摘ございましたようなやはり用地問題、飼料基盤が非常に脆弱であるという点が最大の難点、障害であらうというふうに思ひます。そういう意味からいたしまして、この公団事業によりまして、われわれとしては画期的な一つの政策を打ち出すことによりまして、他の一般事業と合わせまして、さらにまた草地だけではなしに、飼料作物を既耕地に入れていくということとあわせまして、自給飼料基盤の拡充強化をはかつてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。五十七年の、先ほど言いましたような大家畜の頭数に即して、現在の五〇％足らずの粗飼料の給与率を七〇％ぐらゐまで引き上げるといふことを前提にいたしまして、先ほど来御説明しておりますような五十七年目標までに四十万ヘクタールの草地の増加、それから九十九万ヘクタールの飼料作物の作付けというものを考えておるわけでございます。

用地のほかに、もう一つ問題になりますのは、やはり労働力の問題かと思ひます。御承知のように、特に酪農、肉用牛もそうでございますが、毎日家畜の世話をしなればいけなくて、年間拘束される——一日中拘束をされるというこのために、また、家畜の管理というのなかなか骨の折れる、若い者が必ずしも喜ばないというふうな面もございますので、労働力が、最近に至るまでの高度成長のもとにおいて、都市周辺においては、特に外に流れ出たと。そのために、零細規模がほとんど脱落をしていき、それに変わるべき規模拡大はかなり進んでおられますけれども、そういう大規模層が零細層の脱落をカバーするだけ頭数をふやしていくというのが追いつかないというふうなところからきておるわけでございます。そういう畜産労働の特殊性にかんがみた労働力対策というものが、今後、真剣に考えていかねければならぬというふうな思ひわけでありま。

近、停滞現象が出てきておる一番の大きな障害は、何であらうかという点は、まさに先生御指摘ございましたようなやはり用地問題、飼料基盤が非常に脆弱であるという点が最大の難点、障害であらうというふうに思ひます。そういう意味からいたしまして、この公団事業によりまして、われわれとしては画期的な一つの政策を打ち出すことによりまして、他の一般事業と合わせまして、さらにまた草地だけではなしに、飼料作物を既耕地に入れていくということとあわせまして、自給飼料基盤の拡充強化をはかつてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。五十七年の、先ほど言いましたような大家畜の頭数に即して、現在の五〇％足らずの粗飼料の給与率を七〇％ぐらゐまで引き上げるといふことを前提にいたしまして、先ほど来御説明しておりますような五十七年目標までに四十万ヘクタールの草地の増加、それから九十九万ヘクタールの飼料作物の作付けというものを考えておるわけでございます。

国際的な価格も一時ほど大きな開きはなくなりまして、最近はかなり接近をしてみたいと思つております。なお、国内価格につきましては、酪農なり、肉用牛の収益性からいいますと、最近の実態に合せて政策価格を適正に引き上げるといふことの必要性に基づきまして、先般、加工原料乳の価格、あるいは豚肉——これは中小家畜でございますが、の価格を従来にならぬほど大幅に引き上げたわけでございます。そういう価格、労働力、特に用地、草地、飼料作物の増産ということを通じて、先ほど言いましたような目標数量に少しでも近づくように最大の努力をしてみたいというふうに、かように考えております。

〇鶴岡哲夫 局長のおっしゃる通りに、国内においても、国際的に見ましても、この大家畜——乳牛それから肉牛、これが非常に必要である。何としてもしなきゃならぬという点ははっきりわかる。そのとおりだと思つております。そしてまた、なかなか思うように前進しない点についての理由も聞きました。そこで大臣ね、私はこの畜産局のこへ出てきておる数字というものが、まあ言つておきたいんですけれども、まぼろしの数字だと、夢のまた夢の数字だといふことを十分頭に置いておいてもいいと思ひます。ですから、大家畜畜産行政については大臣も片手を突っ込むぐらゐの努力をしてもらいたいと思ひますね。まぼろしですよ、これは。

それからもう一つ、私が申し上げたように、十五年前の大家畜の数字といふものといまの大家畜の数字といふものを比べてみると、いまのほうは少なくなつてゐるじゃないか、さかのぼればさかのぼるほど少ないのです。三十五年当時三百八十二万頭です、大家畜が。いまは馬が九万頭になつておりますから、十萬頭割りましたから、大家畜は二百六十五万頭です。もつと前になりますと、三十三年でございます、三百九十八万頭おつた大家畜がいまは二百六十五万頭。前のほうが大家畜が多い。これは根本的に考えてもらいたい。その点を、大臣、片手突っ込んでやるぐらゐの元気で

やつてください。要望しておきますよ。

それから次に、だんだん時間がなくなりましたですが、この事業の状況なんですけれども、広域農業開発事業、これが着工が三カ所です、それから全体実施計画は五カ所。それに畜産基地建設、これが着工が三カ所、それから全体実施計画が二カ所ですね。それで面的にいいましても非常に大きなものになるわけです。これから山に向かつていくということになりますと——先ほど言いましたけれども、平地から山に近いところは大体もうゴルフ場になつてしまつていふ言つてもいいですから、二十五万ヘクタールですから、しかもゴルフ場になつてしまつていふ言つても、その奥つちのほうに行かなければならないということになるわけですね。山に入つてしまふ。ゴルフ場でも九割近くは林地だといわれておるのです。これから山に登つていくといふわけなんです、これは一体いま私が申し上げた着工、それから実施計画——実施設計ですね、この中で一体国有地というものの、公有地というものはどの程度入つておるものですか。

〇政府委員(大山一生君) 御質問の、着工しますところにおきまして国有地は五〇％、約千ヘクタールでございます。それから、いま申し上げました全計地区におきまして約二千ヘクタール、一五％と、全体を合わせまして三千ヘクタール、約八％という比率になつております。

〇鶴岡哲夫 着工で、根室が六万九千ヘクタールでしょう、それから葛巻ですか、これが二千九百ヘクタール、それから新山責任ですか、これが二千五百、あと阿武隈の南部が二千、それから阿蘇の南部が二千七百、久住・飯田西部が千九百ヘクタール、それからあと畜産建設の中でも二千七百ヘクタールの一部という事業があるでしょう、あるいは三千ヘクタールの一部という事業があるでしょう。ですから大きな面積になつておるのだで、国有地はいま言ったように八％ですか。

〇政府委員(大山一生君) 場所によりましてあれでございますが、いま申し上げましたように広域

のほうで約二千ヘクタールでございます、事業地区とそれから全計地区で。それから畜産基地のほうで林間放牧地として五千ヘクタール、こういうことでございます。

○鶴岡哲夫君　これからますます国有林との関係が大きくなるんだろうと思うんですが、林間放牧は五千ヘクタールですか、でかいな……。

そこでこの問題について林野庁長官に伺いた  
んですけれども、こういう林間放牧は別にしまし  
てね、——これはあとで伺いますが。そういう国  
有地が入ってくるわけです。どうしても入らざる  
を得ない。これからもっと入ってくるでしょう。  
で、そういう場合に、これは畜産局、それから構  
造改善局、林野庁というのがやはり一体になって  
やっていますと、まづいと思うんです  
よ。それでまあ三局の——一局一斤のしわ寄せが  
公団にきたなというところは話になりませんし  
ね。まあ往々にしてそういうことがあるわけです  
ね、しわ寄せが公団にきちまったと、公団は、に  
っちもさっちもいかないというようになり  
がちだと思ふんですよ。

そこで、林野庁長官のこういう問題についての考え方でですね、協力していくんだと、——まあそういうことでしょね、協力していくんだということだと思ふんですが、たとえば調査も始まるでしよう、調査もしなきゃならない。国有林の中に入って直接調査もしなきゃならない、設計もつくらなきゃいかぬということになってくるということ、これはどうしても林野庁なり、これは二局一庁が緊密な係をたつてやっていかなきゃならぬめんどろと思ふんですが、まあ林野庁長官としてこういうことについての、国有林が入ってくるんだが、積極的に協力をしていく、一緒にやってやうていくと、あるいは調査についても積極的に一緒になつて協力をしていくんだというお考えだと思ふんですけれども、念のために伺つておきたいと思ふんです。

○政府委員(福田省一君) これに対する林野庁の考えはどうかという御質問でございますが、この

事業推進につきましては農業、それから畜産部局とも十分協議しました上で、地域住民の福祉の向上、それから森林の保続培養及び森林生産力の増進、それから森林の持つています公益的機能の維持、こういった点に十分配慮をしまして、地域の自然条件あるいは社会経済条件などに応じましてこの林地の活用を行ない、この事業が円滑に推進するように協力してまいりたいと思つてます。

で、いま申し上げましたことは林業基本法の四条、それから国有林の活用に関する法律の三条、これにも明らかにされておるところでございします。で、調査の場合におきましては営林局署と十分協調させるように指導してまいりたいと思つております。

○鶴岡哲夫君　これは、大臣のところでおやりになるわけだから、ぜひ一庁二局間の連係というものが十分とれるようにひとつやっていただきたいと思うんですね。これは調査の問題もありますし、設計の問題もいろいろあつて、たいへんだと思うんですよ、国有林の中に入ってやらなきゃならないし、公有林の中に入ってやらなきゃならないし、公有林の中に入つてやらなきゃならないので。そういう中で、うまくいかにぬのが、公団にみなしわ寄せになっちゃうということ是非常に考えられますしね。役所というところは、往々にしてそうなんです。往々にしてあると言うと何か妙な話だけでも、まあ實際あるんですけどね、これ。ですから、そういうことについては、大臣のほうもひとつ努力をしてもらいたいと思います。大臣、よろしゅうございますな。

○國務大臣(倉石忠雄君) はい。

○鶴岡哲夫君　そこで、この林間放牧というのは五千ヘクタールあるというんですけれども、従来は、林野庁で十ぐらいの営林署で林間放牧をやっていますですね。で、これはこれからさらにこういうものがふえてくるんだらうと思うんですけれども、この点については畜産の面からいっても、それから林業の面からいっても、いいことなんでしょうか。特にこの林業の面からいっていいことなののかどうなかなですか、この林間放牧というのが。

まあ夏草がはえる間だけでしょりね、北海道といえば。夏の間ということになるんではうが。まあそれ以外のところはしよっちゅう草はえていますから、南へ行けば、西日本のほうは年じゅうということになるんでしよりけれども。どうなんですか。これからこの面積ふえるんじやないでしよるか。

○政府委員(福田省一君) いま国有林の中におきまして、昭和四十二年から四十五年にかけまして実験牧場を十カ所つくりまして、ただいまその実験を継続しておるところでございます。で、その実験の目的を申し上げますと、造林をしましたあとにはえてくる草、いま先生御指摘ございましたように、大体夏に刈らなきやならぬわけでございます。そこに牛を放しまして、野草を牛に食べてもらおうということでございます。しかし造林地の中に牛を放しますというと、木をつぶしたり、あるいはそこに寝ころがったりして、いろいろ被害が出るだろうと。ですから、手間が省ける分と被害を受ける分とどれくらい違うかと、まあこれが一つの造林の場合における実験でございます。それから、牛を放しますというと、たぶん野草だけを食わしておりますというのと、やせてくるか太ってくるか——たぶんやせるでしょう。舎飼いにしたならば、そのあと骨格の形成がよくなるんで、肥育がいんじゃないかならうか。これは畜産の側における実験の目的でございます。で、全体として、この事業は経営として成り立つかどうかという点もあわせて、経済的な効果も調べようというところでやってきましたのであります。

もう一つつけ加えますというと、

場所ばかりじゃなくて、天然林の中に牛を放しますと、特に、たとえて申しますと、ブナ林なんかはなかなかその天然更新がうまくいきません。これはササがじゃまするわけでございます。このササを牛に食べてもらったら、天然更新のブナがよくなるんじゃないだろうか。しかし、牛がそのブナをまたつぶすかもしれない。それから、その放牧した牛が尿を出したり、ふんを出し

たりするこれはある程度肥料になるかもしれない。いろいろそういうた点の効果を試験してまいっております。大まかにいいまして、まだはつきりしたあれは出ませんけれども、手間の省ける分は約七割。つまり、牛が七割ぐらひは人にかわつて仕事をやつてくれるということとはわかつております。それから、放している間は骨格はよく形成されるようでありますが、全体の目方は標準ですれである。しかし舎飼いにすると非常に太るといふような結果が出ております。

それから経済的な面ではどうかと、これは牛の値段で非常に違つてまいりますので、昭和四十七年度は大体十一万円ぐらい、一頭。それから昭和四十八年度では二十万円ぐらいになったそうでありますが、四十七年度では大体十カ所のうち間接費を除きまして直接費だけで黒字が出たのは一カ所でございます。四十八年度は黒字の個所が四、五カ所にふえるであろうという見通しでございます。これは仔牛の値段が上がったからでございます。

概略、以上のようなことでございますけれども、まだ四、五年しかたっておりませんので、もう少しこの実験結果というのを見てまいりたい、こういうふうに考えております。

○鶴岡哲夫君　これはまあこの問題じゃないんですけれども、この次に、続いてお尋ねをいたしたいのは、まあ今度のこの法案は、農用地開発公団をつくるということと、それから農地開発機械公団を廃止するという事になっておるわけですが、そこで、その問題について若干お伺いをしたいわけです。

この法律によりますというのと、農地開発機械公団を解散する、そして現在この公団が持つておりますところの一切の権利義務、これは新しい公団が引き継ぐということになっておるわけですが、これは一体、この引き継ぐ上についてどういうようなことを考えていらっしゃるのかということをお伺いいたわけです。工事の量とか、機構とか、人員の問題とか、どういふような配慮を行なつてお



角榮通産大臣だったんですが、——この産炭地振興事業団が、工業再配置としてこの産炭地振興事業団と長い名前に改組したんですね。そのときに角榮通産大臣はこの格差について改善のため努力するという発言をしまして、事実この問題が解決を見ていたわけですから、せつかくここで大きく切りかわり、格も一段上がったような感じの、副理事長も置いたものだからね、しかもいまや日本の農用地を山に登ってやるという、しかも肉牛とそれから酪農という国民的な期待を背負ってやるわけですから、何としても、この機会にやはりそういう努力をなさる必要があるんじゃないかというふうに思いますし、また努力をするというところで衆議院でもたびたび局長のほうから丁寧しくな答弁があるわけですから、すから、いま私が言いましたように類似の公団、つまり水資源開発公団のように、そして当分の間、三年の間にこの格差を是正するということに努力をする、というような答弁になりますか。なると思うんだけど、念のためにちょっと伺っておきます。

○政府委員(大山一生君) あまりせんさくされることもないと思いますが、機械公団の場合に、いままでは発注公団でなかったということから、他の公団との間に比較しがたい面があったことはたしかだと思います。機械公団が、愛知用水公団と同時に発注しているということから、常に愛知用水公団を横ににらんでいると、こういうふうなことになるのも、これまたしごく当然というふうに私は理解いたします。

で、まあ後段の、この前の衆議院のいろいろの話もありまして、そうして公団当局とそれから組合との間においてもいろいろとその辺の問題について交渉といいますが、が行なわれておりまして、その中におきましても、当分の間にその給与水準は他の類似公団と均衡するように改善につとめると、こういうふうな趣旨の覚え書きが出ております。この覚え書きにつきましても、われわれは、これは公団のほうからいただいておりますし、

これはそのとおり受け取っておる次第です。○鶴岡哲夫君 これは、当分の間、三年をめどにして他の類似公団、その類似公団は水資源公団でいうことではないですね。——いいですね、局長。○政府委員(大山一生君) 水公団だけということをして先生非常に強調されるわけですが、要するに、水公団もあればいろいろ類似公団もあるわけですから、類似公団と対比してとにかく改善につとめると、こういうことではないかと。

○鶴岡哲夫君 いや、そうなのね、ちょっとくだるんだな、ぼくは。まあ、長い間、これは監督官庁として、労使の間は、どこを相手にして均衡をとるか、ということと努力をしてきたかといえ、もう御承知のとおり、局長の言うように、これは愛知用水公団から移った水資源開発公団との均衡で論議されてきているわけですよ。それで協約もできています。覚え書きも、協定もできています。いまもまた、そういうことで農林省の監督や援助や指導を受けて、そういうような話が進められておるわけですよ。覚え書きになつていいますから。ですから、あの覚え書きにあるような形で農林省としても、指導監督をし、援助をし、努力をします。そうすれば水資源開発公団というのはいちやんと出てくるんですよ。それでよろしいとね。——いいでしょう。

○政府委員(大山一生君) 前に機械公団が、他の類似公団との間の均衡をとるようつとめるという協定があつて、それに基づく確認事項において、それは愛知用水公団であり、そして後は水資源公団であるという確認事項ができています。これは私も了解しております。で、今度の覚え書きにおいて、類似公団という表現がなされております。確認事項というものが理事者側と組合との間に行なわれる問題でございまして、私のほうからは、先ほど来申し上げたような趣旨の答弁をしていっているわけでございます。しかし、その中におきましては、この問題の根っこが、機械公団当時か

ら両者の間において進められてきたという経緯は十分に理解しておるところでございます。○鶴岡哲夫君 もう少しきちっとしたいという気もするけれども、まあしきしき、そういうことで、私の要望として、経過は御存じのとおりで、私より詳しく思うんです。ですから、その経過を踏まえて、類似公団、水資源開発公団との関係について均衡をとるよう、当分の間に、三年の間にひとつやっつてもう、努力をしようように、重ねてひとつ言っておきます。——間違いないと思いますけれどもね。

それからもう一つ。時間が予定よりも十五分ほど過ぎましたけれども、まあめどにしてというところで少し少しばかり……。もう少し聞きたいのは、新公団になりましたときに、これは、あと三月か後には新公団になるんでしようが、新公団発足するんでしようが、その新公団になったときに、その機構とか、組織とか、それから支所とか、そういうものは一体どういうような見積もりでいらつしやるんでしようか。

○政府委員(大山一生君) 当然のことながら、新公団は主たる事務所は東京都に置きますので、この事務所につきましては、後ほどまたいろいろ検討してまいりたいと思います。そこで先生の御質問の件は、むしろ従たる事務所として置かれております札幌、盛岡あるいは東京、大阪、福岡、秋田、この六つに置かれております従たる事務所についてのお話になると思ひますけれども、まあ、当分の間の問題として、当面といたしましては、むしろ旧業務というものが相当のウェイトを占めております。四十九年の場合においては百億程度のことがそういう旧業務で行なわれると、こういうふうなこともございまして、その従たる事務所を承継いたしましたので、そしてその新業務はこれらの機構を活用するかっこうで対処してまいりたい、こういうふうにかえるわけでございます。

ん縮小されてまいります一方、新規業務がふえてくる、こういうようなことの中で、逐次現有の事務所を廃止いたしましたので、それでいい場所に、適当な場所に新事務所を設置してまいると、こういうふうなことで進めてまいりたいというふうに考えるわけでございます。

具体的に申しますならば、たとえば八郎湯事業団の関係をやっております秋田の事務所、こういう問題につきましては、少なくともこの二年間で請負業務はなくなるはずでございますので、こういう事務所はこれは廃止して、そして新規事業の関連で最も適当なところに移してまいり、こういうふうなかつこうで進めてまいりたいと、こういうふうにかえるわけでございます。

それから、今度は具体的な新規事業の事務所でございますけれども、この点につきましては、最も事業をやるのに適当な場所、最もその事業に近いところといえますが、そういうような適当な場所に事務所をつくっていく考え方でございます。○鶴岡哲夫君 まあこの問題はあんまりうるさく聞いてみて、先の話ですが……。あともう一つありますのは、新公団が発足をすると、その発足をする前日になるんですか、機械開発公団が解散するのは。前日に解散をして、それで翌日に新公団が発足するということになるんでしようね。で、その間が三月ぐらいあるというところでしよう。そうしますと、いま、定員化の問題にしまして、いろいろ問題がたかさんあるわけですが、そういう問題について、いまの機械開発公団の当事者側と、その労使の関係でこれはぎりぎり一ぱいやり詰めていかなければならぬと思うんですね。それまでは、これは解散までは、いまの理事者側が協議の相手になって誠意をもってひとつ詰める努力をしていくと。それについて農林省も監督し指導し援助をしていくということになると思うんですね。——そうだと思うんですけれども、その点はそれでいいですね。

○政府委員(大山一生君) 新公団を設立した日に旧公団は解散するわけでございます、機械公団

は。そこで、それまでの間においては機械公団と  
いうのがあるわけでございますので、その日まで  
の間に、いわば従来の中において解決できるもの  
と、それから新公団に申し送らなければならぬもの  
とあると思っております。現公団でできることは  
現公団において理事者側と組合との間で十分話し  
てもらうと。それから、新公団に申し送る——旧  
公団の理事者側から新公団に申し送る事項という  
のはそれなりに整理してもらおう。そういうふうな  
関係の中において労使間の信頼関係の維持につと  
めてまいりたい、こういうふうに考えます。

なお、農林省といたしましては、当然監督官庁  
でございますので、その間の経緯なり、必要があ  
れば、——まああまり干渉いたしませんと不当勞  
働行為になります、いずれにいたしまして、も  
われわれ監督の立場にあるものとしての機能は果  
たしてまいりたい、こういうふうに考えるわけ  
です。

○鶴岡哲夫君 最後に、これは大臣にも御努力を  
願いたいと思っております。先日工藤  
委員の質問に対して局長が答弁なさった中にね、  
私ちょっと気になっておったんですが、それは、  
いまの機械開発公団が少なくとも百億円程度の事  
業がないという食っていけないんだという話を  
なさったんですね。私、すぐ農林省からいいた  
資料を見てみましたが、確かに四十九年で言え  
ば、これはやっぱり百億円程度の事業がないとい  
うとこれは食っていけない、そのとおりだなと私  
は思ったのです。ずっと経緯書いてありますか  
ら、それ見ましてね。

そこで、確かにそうなんですが、それじゃ四十九  
年度の新公団の一体事業量はどうかっているのか  
というところで見てもみたら、これは半年分の  
経費なんだろうけれども、二十億ぐらいでしたか  
ね、二十億。そして、あともう一つ、畜産の共同  
利用模範牧場ですか、これが、何か二十億億ちょ  
っとありましたね。それで、どれぐらいの事  
業量になるかはつきりわからぬのだけれども、畜  
産の事業団というのは、年間を通じての畜産の模

範牧場というのは、畜産局には、長い名前があっ  
て困っちゃうですな。共同利用何とか模範牧場と  
か言ってますな、長ったらしくてしょうがないの  
だけれども、建て売り牧場ですな。この建て売り  
牧場は、年間を通じての仕事じゃないかと思うん  
だけれども、そうしますと、この新しくできる公  
団の事業量というのは四十九年度はたいへん少な  
いという感じを受けたわけですね。そして、受注公  
団から発注公団に変わりますから、相当事業量が  
多くないとこれはなかなかたいへんだろうと思  
うんですね、えらいだろうと思うんですね。まあ局長  
はじめ、それぞれ大臣も御努力なさったと思うん  
ですけれども、公共事業になるんでしようが、公  
共事業になる関係があつて、総需要抑制という全  
体の抑制の中で、この経費が少なくなつたんだと  
思うんですねけれども、どうも四十九年度の予算で  
はたいへんじゃないかという印象を非常に強く受  
けるわけですね。で、ことし、そして来年——四  
十九年、五十年というのはたいへん苦しいんじや  
ないかと。

ですから、これはぜひ大臣に要望しておきたい  
ことは、せつかく発注する公団が仕事の量はこと  
し少ないということ、来年もなかなかというこ  
とになりますと、発注公団としての生計を維持し  
ていくのにたいへん苦しいんじやないかという気  
がします。ですから、ぜひとも来年は事業量がも  
つとふえるように大臣の努力をお願いしておき  
たいと思つてます。大臣の答弁はあとにいただく  
ことにしまして、局長、どうですか。受注公団が  
発注公団になることによって、事業量そのものは  
相当何倍かふえないかというと、これは食っていき  
にくいということになるんじやないでしょうか。

○政府委員(大山一生君) 発注事業のほうは——  
要するに、まあ受注業務というのは、端的に言う  
と請負事業でございますから、幾らの事業を請け  
負って、幾らもうけて、それで食っていくか。ず  
ばり言えばそういうことでございます。しかし、  
発注業務ということになりますれば、やはり一人  
当たり契約料幾ら、というように、当然の模

一つの目の予算としてあるわけでございますの  
で、それなりの事業量の増加ということ、いわば  
公団事業量の増加と、事業量としての確保とい  
いますか、これは必要だと思つております。ことし  
の場合、二十数億というのは、年度途中から引き  
継ぐというふうなことでございますので、新規事  
業としては二十数億というところでございますけれ  
ども、この事業も、来年度は当然ふえてまいり  
ますし、それから全計地区というものは後半には  
着工するとか、それからあるいは精査地区にも全  
計に上がつてくると、こういうふうな中で、相当  
の事業量の増加を見込まねばならぬし、また見込  
めるものと、こういうふうな考えておるわけで  
ございます。何といたしまして、公団事業のメリ  
ットというものは、急速に計画的に実施するとい  
うことにあるわけでございますので、その趣旨に  
合うような事業量の確保ということを五十年度予  
算においても努力してまいりたい。当然のこと  
でございますが、五十年度予算で確保したい、こ  
ういふふうに考えるわけですね。

○鶴岡哲夫君 大臣の答弁は最後にお願いまし  
て、まあ事業量を五十年は積極的にひとつ拡大を  
していつてもいい。そのことは、ここにあり  
ますように、大家畜のたいへんな問題をかかえて  
いるわけだし、大家畜の発展のためにぜひとも農  
用地開発というものは積極的に進めていかなくれ  
ばならぬということになるわけですね、たいへん  
いいことですね。発注公団になりますればこれは  
事業量としては受注公団よりもずっとふやすこと  
ができるわけですね。ですから、その意味で食  
えるか食えぬかという問題もありませんけれども、  
こういう農用地の開発を積極的に進めていくとい  
うことにとつても、非常にいいことであります  
から、そういうことで五十年はひとつ努力をして  
もらう。その間、ことしはたいへん苦しいだろう  
と思うんですね、見ますと苦しいだろうと思つて  
ですね。受注もやりますからまだましでしょう  
が、なかなか苦しいんじやないかというふうに思  
うんですね。ですから、そのことについて大臣に

努力をお願いしたいと思います、来年の問題について  
ひとつ積極的にお大臣の御努力をお願いしたいとい  
うことを要望したいわけですね。大臣の答弁を願いま  
す。

○國務大臣(倉石忠雄君) この事業団の仕事はた  
いへん大切な仕事でありますので、先ほど政府委  
員もお答えいたしましたように、今年当初であ  
ります。来年はさらに拡大をいたしまして、この  
事業の国民に対する期待にそむかないようにひと  
つ全力をあげたいと、こう思つております。

○鶴岡哲夫君 それじゃ、終わります。

○塚田大顯君 実は私も三時間ぐらい質問したい  
と思つておつたんですが、どうもそうはい  
かないらしいので、ごくしばらく質問申し上げま  
すから、答弁も簡潔にお願いしたいと思つて  
います。

まず最初に、今度の法案の目的ですけれども、  
拝見いたしますと、未利用地を開発をして、農畜  
産物の安定的供給と経営の合理化をはかる、こ  
ういふふうなうたつてございます。

〔委員長退席、理事高橋雄之助君着席〕

書かれておる目的そのものは非常にけっこうだ  
と思つております。まあこれは当然のことござ  
いますけれども、ただ、私が心配いたしますのは、  
は、ほんとうにこういう公団によって農畜産物の  
安定的供給が実現するかどうかという点に非常  
に大きな疑問を持つわけでありまして、具体的に申  
し上げますと、たとえば生乳の生産の問題であ  
りますけれども、御承知のとおり、このところ停  
滞しておりまして、ことしはとうとう前年度対  
比で絶対量が下回る、こういう状態であることは  
御承知のとおりです。それで畜産酪農の危機とい  
うことが叫ばれていくわけでありまして、そこで、  
ほんとうにこういう酪農の危機というものが一体  
どこから生まれたのか、その原因は何か、そして  
またその解決策は何か。この辺をまず私は大臣に  
お聞きして、大臣のうんちくをひとつここで披露  
していただきたいと思つておりますがどうでしょう  
か。

努力をお願いしたいと思います、来年の問題について  
ひとつ積極的にお大臣の御努力をお願いしたいとい  
うことを要望したいわけですね。大臣の答弁を願いま  
す。

○國務大臣(倉石忠雄君) 先ほど来、鶴岡さんとの質疑応答にもございまして、結局この公団をつくりまして私はいろいろなメリットがあると思うんでありますが、その一つには、やっぱり土地利用の利用率を向上するという事は、わが国は狭い国土の中では大事な事だと思ひます。

それからまた、いまちょっとお話の中にもありました、いわゆる畜産危機というふうなことを考へてみましても、ばらばらな小規模な経営をいたしておりましたら、やはり非効率な点もございまして、未利用地等を国の力で、公団のようなもので開発をいたしまして、そこで集約的な生産性の上がり得るものにするというのが大事な事ではないか。それは、集まってこられる個々の酪農畜産家のためにもなり、国全体の要望をいたしてあります生産性も上げ得ると、こういうことになるわけでありまして、今度の公団というのはそういう考え方のもとに発足いたしておるわけでございます。

○塚田大願君 いま大臣がおっしゃる様に総合的にやらなければならぬ。それはそれとおりだと思ふのですが、ただ、今日のようなこの深刻な事態を生んだ原因というものについて、やはりもっと科学的な深い分析がありまじと、いままでやってきたけれども、あまりうまくいかなかったから今度はこの手だ、あの手だと、手ばかり先へ出るようなそういう農政では、現実にはネコの目農政なんであるような悪口まで言われているというのが実情ですから、そういう意味では私は、やはりその原因をほんとうに追求していくことだと思ふのです。それがどうしても必要だ。

そこで、私は、結局、今日のこういう酪農危機というふうなものが生まれた原因というのは、やはり何と云つても、一つは、価格の問題だと思ふのです。乳価が非常に低い、採算が合わない、これが一番大きな原因だったんじゃないか。ところが、政府は、それは規模拡大をやればいんだ。そうすれば生産性が高まって採算がとれる、こういうふう言つてこられたわけですね。

この間、畜産局長が第九回畜産振興審議会に出して報告されておりますが、ここにも出ておりますし、先ほど局長もいみじくも鶴岡さんの答弁の中で、やっぱり言つておられました。最近、兼業化の振興によって零細規模層の離脱が非常にひどくなった。規模の大きい階層の飼育頭数の増加によつてもこれをカバーし切れなくなった。先ほど同じ趣旨のことをおっしゃつた、実際こういう状態だと思ふのです。このこと自身、やはり私は非常に重要だと思ふのは、零細な規模層が離脱をしていくということは、要するに採算が合わない。だから、やめざるを得ないと、こういうことだと思ふのです。一方、大規模でやられた農家もこれ以上規模の拡大ができないんだ、頭打ちですね。ここにやはり私は主要な矛盾があるんじゃないかと思ふわけですね。

さらに北海道の、この間、道の農務部で、酪農振興対策プロジェクトチームというのがあるんですけれども、この酪農振興対策プロジェクトチームがやはり報告を出しました、二月十四日。この報告書を見ましても、やはり北海道の酪農が非常に深刻な状態にある。その原因は、やっぱり現在の低乳価の問題だと、この低乳価の問題を中心に指摘しておるわけですね。

ですから、いままで規模拡大すれば経営が楽になるんだ。いわばゴールなき規模拡大というふうな状態が続いてきましたけれども、結局その競争についていけない多くの酪農家が離脱する、残った酪農家にしても、もうこれ以上大きな負債を払つてやってはいけぬ、この矛盾に達着しているのが現実の姿じゃないか。結局もうかつてのははれかといへば、雪印であるとか、何とかという乳業メーカー、それと機械メーカー、こういうものだけがもうあった。酪農家は大きいもの、小さいものもおしなべて大きな犠牲を払つておる。ここに今日酪農危機の私は、根本的な原因があるんじゃないか。

したがつて、結論的に申し上げますと、いまこの危機を打開する方策というものは、一つは、

いま申し上げました小規模の酪農家でも、採算のとれる乳価を保障するということが一つです。これをどうしてもやらなければもうどうにもならぬ。それからもう一つは、その規模拡大で莫大な負債を背負つておる。みんな一千万、二千万、三千万という負債が今日もう普通ですね、北海道あたり酪農家の経営というものは、ですから、負債の償還を延期するとか、あるいは利子の引き下げとか、そういう具体的の方策が必要なんじゃないか。こういう立場から、これがいわば根本的な方策だと思ふのですけれども、こういう立場から、いまは大臣や農林省が提案されておられます農用地の拡大ですね、これは私最初申しましたように、これはけっこうなことなんです。あるいは基礎整備、これをおやりになるならば、そのやり方ももつと現状に即したやり方をせなけりやいかぬ、ただむやみやたらに集中投資をやつて、一部に運別のな投資をやつて、モデルをつくつて、こういうことだけでは、もううちがあかないと思ふのです。モデルをつくる、日本国中四地域で、一地域百四、五十軒の酪農家をつくり上げる、こういうことで、はなれて、実際にいまの酪農家の現実の中で、酪農家の全体の水準を上げようというのを私は考えるべきではないか。そのためには思い切つた財政投資をやる、けちけち投資をするのでなくて、思い切つた投資をする。そうしなければ、私は、いまの酪農の危機というものはとても打開できるようなそんななまやさしいものではない。

先ほど局長が需要もほとんどふえておる、これだけの目標を立てなければいかぬということをおっしゃつたが、けっこうです。意欲的に高い目標をお立てになるのはけっこうだけれども、実際それは実現できるかどうか、そのためのものと、きめのこまかい、科学的な方策というものを立てるべきだと考えるわけですね。そういう意味では大臣、先ほど御答弁がございましたけれども、私がいま申しましたようなものと現実を踏まえて、ひとつ思い切つた酪農振興政策を打ち出す御意思があるかどうか、これをひとつあらためて見解をお伺いしたいと思ふのです。

○國務大臣(倉石忠雄君) お時間がないようでありますので、簡単に答へるというお話でありましたので簡単に申し上げたら、叱られたわけでありましたが、国会の運営で、私は、残念だと思ひます。提案者に対して質問をするという形だけで、これは、よその国の国会みたいに、政府と国会議員が論争するような形にできておれば、私はいまのお話にしても、たとえばどんな小さな酪農家でも、それだけでペイするようなふうにしなればならぬ、というお話について、これはそういううまいお考えがありましたら、教えていただきたいと思ふのです。もうことしのこの国会では、物価国会と言われるほどに、消費者サイドについて、消費者物価の安定、下落ということについて非常な要望がありました。われわれは、やっぱり政府の介入する農林物資については大体七割近く、あるいはそれ以上かもしませんが、農林省が介入して物価をきめておられます。そういうものの中に、先月末の、いまお話しがありました乳価、豚価等もありますし、つい先日きめました乳価、豚価等もそうです。そういうものをやりましますときに、一番先に私どもの頭に浮かんでまいりますのは、生産者の、翌日への生産努力を阻害するような価格であつてはならないと、しかも最近、国際事情によつて、非常に飼料の値段が上がつたが、こういう高いものを食べさせて育てる畜産物の価格というものは、当然それに反映されてくるのはやむを得ないことだ。しかし、それだけ考へておつたら、数は消費者のほうが何倍か多いのでありますから、この消費者に対して、消費者物価の高騰について、私どもは無関心でいるわけにはいかないでございまして、その間の調整が非常に私どもの苦勞するところでございます。したがつて、あまり高いものを消費者に提供するやうなことになるれば、消費者大衆は、おそろしく安い輸入品を求めるといふ声が圧倒的に多くなるでございましょう。そういうことになりましたら

るかどうか、これをひとつあらためて見解をお伺いしたいと思ふのです。

も、消費者のことも考えなければいけないと、それはそのとおりです。消費者の立場も重要な問題で、私どもは、そういう点を生産者と同時にこの消費者の立場も考えてこそ初めて、国の政策というものが必要になってくるんで、ただ、自由経済だから、生産費が上がったら、消費者はそれだけ

のがここにあります。これによりますと、総事業費は千四十億となっております。で、この公団でおやりになる事業費というのは全体として幾らなのか。またあわせて、入植者が自己負担いたしますけれども、その自己負担が幾らぐらいになりますか。また、それについてまずお伺いいたします。

で、全体としてこの地区をいけば取り上げるにあたって、どういふふうな経営類型が好ましいであろうか。こういうふうな類型をいたしまして、その中でたとえは入植して酪農する場合、あるいは増反酪農する場合、あるいは入植して肉用牛をやる場合と、こういういろいろの場合がございます。

です。これはいづれも住宅や土地代も含めたものなんですけれども、こういうふうな負担がとにかくはつきりしない。もうくるくる変わっていくと、こういうのが実態なんです。これはもつと政府としてもよく調査をしていただかなければならない。もつとはつきり確定して見通しを立

てないと、入植者に対してたいへんお気の毒なことになると思ふんです、倍近くの差があるわけですから。

で、じゃあ、それはひとつ注文として、もつとその辺の計画をはっきりさしていただくこと、いたしまして、この根室地区の場合ですね。先ほどお話がありました国営農用地開発事業の農業用排水事業ですね、これは四十八年度から予算がついて着工されているわけですよ。この問題なんです、これは四十八年の何月から着工されたのか。実績はどういうふうになっておるのでしょうか。

○政府委員(大山一生君) 先生の言われました日にちというのは非常にむずかしいわけでございますが、国営根室中部の土地改良事業計画といたしまして概要を公告したのは七月でございます。それから事業の施行の申請がありましたのが八月、そして事業の計画の確定は十二月でございます。

○塚田大願君 概要が発表されたのは七月と。で、八月に着工されたということですね。そして十二月にこれは完了したということですか。

○政府委員(大山一生君) 土地改良法によりまして、国営事業を行ないます場合においては、計画が決定いたしました、それを公告いたしました、縦覧をいたすわけです。その縦覧期間に異議の申し立てその他があり、なければ、ないということ、で計画としての確定が十二月二十八日と、こういうことでございます。

○塚田大願君 十二月に計画が確定したと。ところが、そうすると、土地改良法の八十七条によりますと、計画を公告し計画書の写しを縦覧させなければいけないということになってますね。そしてその異議申し立てがなかった場合でも——とにかく縦覧して、その異議申し立てが、ある、ないというのを確定するのは十五日ですか、十五日、期間を置かなければならないと、こういうふうになっておりますが、いまのお話は、そういうことで計画が確定して、工事がされると、こういうことになりませんか。で、この土地改良法では、それを非常にきびしく言っているはずですか。これは

八十七条の第八項です。「国又は都道府県は、第六項の異議申立てがないとき、又は異議申立てがあつた場合においてそのすべてについて前項の規定による決定があつたときでなければ、当該土地改良事業計画による工事に着手してはならない。」こういうことになっておるわけですね。ところが、先ほどお聞きしますと、八月に着工してあるということになりますと、これは土地改良法に違反しておるということになるんじゃないですか。これはどういふことですか。

○政府委員(大山一生君) 北海道のこの地区の場合の問題といたしまして、一つは従前から行なつておりました明渠排水事業と漁業との関係、これにつきましては、個々にいろいろと協議するということ、これをこの際一般的ルールにしようというふうな要求が、漁業者のほうからありまして、そのために協議が長引いてきたという一つの事情があるわけでございます。それで、この根室中部地区の土地改良法上の手続につきましては、いまありましたそういうふうな漁協との関係の問題が、あります、事務的に遅延したようなわけでございます。ですから、事業参加者の同意というふうなことにつきまして、たとえば農地開発なり農業用水と両方通じまして、文字どおり一〇〇%の同意がとれておると、こういうふうなこと。——それで北海道におきましては、気象条件の制約というふうなことから、工期に制限を受けるといふようなことがありまして、造成工事のこともございまして、農業用水路なりあるいは農用地造成の工事というところに着手したようなこととございまして……

いま先生の御指摘のように、確かに土地改良法との関係では手続上のことがあつたということ、は、遺憾ながらわれわれも調査した結果、認めざるを得ないというふうなことを考へてございまして、したがって、今後この種のことがありませんように注意してまいりたいというふうに考へるわけでございます。それにいたしまして、中部、ここが文字どおり全員の同意をとった手続が

行なわれていると、こういうふうなこと。それから計画決定につきましての異議の申し立て期間に異議の申し立てもなく、所定の手続もすべて終わつておると。こういうふうなことがありました今日におきましては、過去の手続上のそここのことについては、厳重にこれから注意してまいりたいというふうに思ふわけでございます。

○塚田大願君 私は、ただこの問題をあらさがしをして落ち度があつたと、法律上、手続上の落ち度があると、これをあげつらつてどうこう言おうと思つておるわけではないのです。もちろんこういう法律違反は、これは許さるべきことではありません。これはやかましくうたつておるのですから、絶対に工事に着手してはいけないと、わざわざ法律でいっていることを、これを違反して——いろいろ理屈はいま述べられました、漁協との関係あるいは全員の同意があるとか、気象条件があるとか、いろいろ弁解がましいことは言われましたけれども、そんなことを一々弁解したら、この法律を無視していいかと、そんなことは全然問題にならないのです、法律はそのためにあるのですから。したがって、こういうことは今後絶対にやめなければならぬことだと思ふのです。

私は、むしろそういう手続上の問題よりもいま全員の皆さんの同意も得ておるといふことを一つの理由にあげられましたけれども、しかしこれはここにむしろ私は、問題があると思ふのです。確かに、計画の内容につきましては、地元の市町村や農協の幹部の段階では、たびたび協議もされ、説明がされておつたようであります。ところが、地域の農民はあまり知らないのです、こんな計画があつたというのを。ですから工事もどんどんやられておる。別にこういう土地改良法なんかについて詳しくありませんから、工事がどうだ、異議申し立てがどうだなどというふうなことは、農民の方々は知りません。だから、うっかり見過ごして工事がどんどん進んでおるといふことになつたわけですから。そういう意味では地元の農民の皆さんには非常にこの内容が不徹底、いわば

地元の農民不在の形で、こういう工事が、事業が行なわれておるといふところに、むしろ私は問題があると思ふのです。

その一つの証拠に、ここに北海道の根室市長の業務経過報告書というのを拝見いたしました。この業務経過の報告書には、毎日の日誌が載つておりますけれども、この日誌を見ても、農民との打ち合わせなんてやつたことは一つも書いてありません。だから農林省のえらい人が視察に来たとか、いろいろなこまかいことは書いてありますけれども、農民と打ち合わせたとか、農民にこういう説明をしたなんていうことは一回もやつていないのです。ですからいま局長、皆さんの同意も得たなんて言つておられますけれども、そうじゃない。いわばほんとに農民を置き置いて、役所だけはどうぞん、どん事業を進めた、これが実態なんです。

私は、こういうやり方が非常に非民主的で、ここにむしろ問題があると。先ほど大臣といふいろいろ問答をいたしましたけれども、要するに全体の農民の納得と支持がなければ、酪農の振興なんて、幾ら進まないと思ふのです。何か一部の人たちに片寄つたようなやり方では、絶対に私は成功しない。そういう意味ではこの問題を取り上げたわけでありまして。この点大臣どうでしょうか。あわせて、時間の関係もありますから、この今度の公団法の場合でも、計画の策定の段階でも、地域農民の意見を聞くというふうになつておらないですね。私は、これが一つのこの法案の欠陥だと思つておるわけです。やはり個々の計画を、これだけの計画を作成するのですから、少なくともこういう計画について、地域農民の意見を聞くと、そしてその支持を得るといふ、少なくともその程度のことにはさるべきではないか、こういうふうな考へておるわけですが、いまの問題と関連して、大臣の御意見を聞きたいと思ふのですが、どうでしょうか。

○国務大臣(倉石忠雄君) これは政府とか、公団

とかいうものだけが仕事をしようというわけじゃありませんで、それに協力して、その気持ちになつて生産をあげていただくのはその地域の農民諸君でありまして、この人たちの理解と合意を得られるように、当初からつとめてまいることは当然のことだと思つております。

○政府委員(大山一生君) 公団事業といたしましては、われわれ考へておりますのは、国の直轄で基本調査なり、地区調査をやつてまいるわけでございますが、この段階におきましても、極力地元意向というものを把握せにやならぬ。何ぶんにも先生の御指摘のように、地元の意向が盛り上がつてゐる地区でなければ公団事業として取り上げても効果はないわけでございますので、そういうふうな方向をぜひとつてまいりたい。こういうふう考へてゐるわけでございます。そのために、県から申し出がおります際にも、県が地元意向というものを十分に把握してゐることを確認することを申し入れ書に要請するというにいたしましたしております。さらに今度、実施方針が定まるわけでございますけれども、その段階におきましては、事業参加資格者の土地につきましては、全員の同意、それからまあ土地改良事業については土地改良法と同じように、三分の二以上の同意、こういうふうな同意を全員とるわけでございますので、そういう各種の法的な段階あるいは事実上の段階におきまして、地元農民といひますか、事業参加資格者といひますものの意向といひますものは十分にきみ入れて措置してまいる。こういうふうな方針で進めてまいりたい。こういうふう考へるわけでございます。

○塚田大願君 ぜひ、そういう方向で——ほんとうに形式的に地元の意見を聞く、そしてとつとつとこやつてしまふ、しかも、その場合に法律違反までしてやると。なぜこういう事件が起きたのか、なぜ、そういうことになつたのか、この辺、私も、これからもう少し追及する必要があると思ふんですね。何か、建築業者の意向がこういう形に反映したのかどうか。だとすれば、これは

たいへん問題であります、その辺もこれからやつぱりはつきりさしてもらなければいけないと思つております。いづれにしても、地元農民の皆さんの意見を大切に、この民主主義が徹底しない限り、私は、どんな事業だつて成功するはずがないんで、この点は今後ともひとつ十分留意をしていただきたいということでありまして。

次に、この根室地域の広域農業開発事業の計画の内容です。これについて。建て売り牧場に農家が入植するわけですが、どういふ酪農経営をするのか、その酪農プランですね、酪農計画、これをひとつ、ごく簡潔でよろしうございましてから——私も大体聞いて知つておりますから、ここで簡潔にひとつお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(大山一生君) 先生も御存じのように、根室地区につきましては、現在やや過密状態の酪農経営が行なわれてゐるわけでございます。平均いたしまして約三十頭ぐらいの規模になつてゐるような中におきまして、それらの中の一部の方々を新しく創設されるところに移転入植をしてもらふ、こういうのが基本的な考え方でございます。

そこで、移転入植します農家の経営設計につきましては、一つの標準タイプといたしまして、牧草地五十ヘクタール、成牛五十頭規模を設定してゐるような次第でございます。その経営につきましましては、圃場の集団化ということも当然でございます。また、高効率な機械を効率的に利用できるようにする。あるいは飼料管理面で申しますならば、搾乳関係の施設を整備しますとか、あるいはふん尿処理につきましてはスラニー方式をとると、こういったような省略化をはかりまして、家族労働力でおおむね可能であるというふうなかつこの営農類型を考え、またそれが酪農計画等を参考にしながら可能であらう、こういうふう考へてゐる次第でございます。

○塚田大願君 つまり、家族労働というの夫婦二人というところでしようか。で、その場合どのくらい年間の労働時間というふう考へておりますか。

○政府委員(大山一生君) 家族労働といたしましては、二・五人ないし三人という労働人口のある農家というのを家族構成として考へております。それで、所要労働時間といたしましては約五千時間、こういうふう考へてゐるわけでございます。

○塚田大願君 二・五人というのはどういう構成ですか、家族の。

○政府委員(大山一生君) 訂正させていただきます。二人ないし三人と、こういうふうに御了解いただきましたか。

○塚田大願君 私が見た計画書では一・八人の労働人員、三千百七十二時間、こういうふうになつてゐますが、これは違いますか。

○政府委員(大山一生君) 先ほど申し上げましたようないろいろの方面の意見を聞き、また、農家の方々の意見もわれわれは聞いたつもりでございますが、そういうふうな営農類型をいろいろつくつてゐるわけでございます。先生の言われまして三千何時間というの、その過程の一つとしてはあつたかやに聞いております。

○塚田大願君 このいろいろの類型があるだろうと思ふのですが、私地元でいろいろ聞いてみましたけれども、とにかくこの五十頭という規模の農家では必ず常雇いあるいは実習生というふうな場合もありますけれども、大規模と息子夫婦二人、こういうふうな四人ですね、これで大体どうやらこうやらやつておると。ところが、いまおっしゃつたように二・五や一・八というふうなことはこれはとてもできることじゃない。もしできればそれはスーパーマンだ、こういうふう言つておるのです。ですから、どうも農林省の計画というものは若干机上プランのきらいがあるんじゃないかと思ふのですけれども、とにかく私も計算し

てみましたら、少なくとも五十頭ということになりますと、一頭当たり百三十六・五時間ですね、この標準的の指標です。で、これで計算をいたしますと、五十頭なら六千八百時間必要になつてくる、こういうことになつてくるのです。そうしますと一・八や二・五ではとてもこれはもうたいへんな労働条件ということになるわけで、とにかくこれはもう非人間的なものになりかねないですね、この計算でいきますと。

で、私は、こういう資料を持つてゐるのです。これは北海道大学の医学部の学生が調査をした統計なんです。これは別海町でやつた統計です。この学生が、酪農家の労働時間や睡眠時間をもうストップウォッチを持つて調べてみたのです。ところが、あまりに労働が激しいので、そのストップウォッチを持つて調べていた学生の方がひっくり返つてしまつたと、こういうものなんです。このあれを見ますと、それで一戸ずつの農家の方々の時間がもう詳細に出ておるのですけれども、大体睡眠時間というの五時間ぐらいです。五時間から六時間。就業時間というの大体十時間以上で、中には十三時間半というふうなものもあります。とにかくみんな十時間以上、もうたいへんな労働なんです。酪農家の労働というの。で、これが実態ですから、今後五十頭で夫婦か、あるいは二・五、三人ぐらいで、息子さん一人ぐらい入れても、これはもうとても五十頭規模なんというのことは、ちょっと常識としては出てこない、こういう計画です。ですから、これは何れも五十頭でなければだめなんだというのではなくて、希望によつては二十頭——二十頭は少し少な過ぎても三十頭なり四十頭なりでもよろしいと、もちろん五十頭やりたいという方は五十頭おやりになるのもいい、六十頭やりたいという方は六十頭でもいいのですが、いわば画一主義で五十頭というふうにきめてかかるのは私、非常に危険ではないかと思ふわけですが、この辺はもうちょっと柔軟にお考えなのかどうか、ちょっとその点をお聞きしたい。

○政府委員(大山一生君) われわれ、先ほど申し上げましたような約五千時間という所要労働時間を見ておるわけでございますけれども、これは北海道の酪農近代化計画の近代的酪農経営の指標等にも、その種の数字が大体同じような規模において出ているようでございます。それから、われわれこれをきめますにあたりましては、帯広大学でありますとか、そういった学者あるいは地元の方方の意見も聞いてこの時間をきめたような次第でございまして、まあまあというふうに実は考えておるような次第でございます。

そこで、今度入植する方々の規模の問題でございますけれども、入植する方々の規模につきましましては、これは五十ヘクタールということで配分をするという計画で進めてまいりたいというふうに思っております。ただ、間引きされる地帯におきましてもあわせて交換分合等が行なわれるわけでございまして、で、交換分合等が行なわれ、換地が行なわれ、そこにおきましますまた集団化というふうなことも当然行なわれるわけでございすけれども、そこらほうにおきましては、農家の方によつては、それは二十頭なり三十頭という規模のことである交換分合に参加される方もあるでございまして、そこまで、残る方まで全部五十ヘクタールにしようという考え方はございせん。

○塚田大願君 とにかく私は、これは先ほどから繰り返し原則的な問題として提起しておるんですが、やっぱり何と云っても、その地域の農民の方々の意見あるいは今度の事業で入植されるような方々の意見というものをやはり大事にしておかなくてはだめだ。そうでなくて、いわば上からの押し付け方式で、もうこういう計画だからこれに条件が合わないやとおまは落第だと、こういうことでなくて、三十頭なら三十頭でやれるような施設、そういうものを少なくとも三種類ぐらい、三十頭からあるいは四十頭台、あるいは五十頭台、このぐらいの少なくとも具体的な計画でこういう事業をおやりになる必要があるんじゃないか。とにかく五十頭の画一主義というのは、これ

はもう大体経験者に言わせると、これはもうとでもだめだ。

いまの条件ですと、私は、根鋼パイロットファームに入られた篤農家の方からお聞きして——相馬さんという非常に篤農家で、あの辺では搾乳ではいつも、十年間トップを続けておられた非常に有名な方ですけれども、この方なんかの意見を聞きましても、とにかく五十頭じゃどうしても無理だ。というのは、配合飼料だけでは一頭当たりの乳量に限界がある、どうしても自給濃厚飼料、これをくらなければいけない、そのほうが実際に全体の乳量はふえる、四十頭のほうが、ですから、もう五十頭はだめだ、この人はもう断固として、この篤農家の方は言っておられましたけれども、こういう方々の意見も十分聞いて、そしてほんとうに、さっき大臣が言われた生産性を高めるといふことが問題なんですから、形式が問題なんじゃないんですから、そういうことでやはりやっていた方がいいと思ふわけです。この点確認してよろしゅうございすか。つまり、三十頭でやるなら三十頭の分の施設規模でやってみる——つまり、五十頭の施設を押しつけて、まあ三十頭でもいいけれども、施設だけは五十頭だ、五十ヘクタールだという押しつけ方式でなくて、もっとそういう具体的な計画ですね、こういうふうに行っていた方がいいというふうに考えてよろしゅうございすか。

○政府委員(大山一生君) 根室の場合については、衆議院でも同じような御意見があったわけでございすけれども、根室のような比較的広い土地のとれるようなところにおきましては、いままでの各方面の研究の結果といたしましては、今度入植される方の農地といたしましては五十ヘクタールというところで進めてまいりたいと思っております。ただ、間引きされるほうの従来のところにおきまします換地でありますとか交換分合等の集団化、こういうふうな事業につきましては、これはそれぞれ規模というものが当然関係してまいりますし、そしてまあそういう全体の地域を通ずる

将来の、何といひますか、生産団地といひますか、その指導方針ということでございすならば、これはいろいろのケースに合う営業類型といふことを当然つくらねばならぬだろう、こういうふうなことを思っております。その問題はちょっと話が別になりますけれども、内地におきましては特に地方地方によりまして、また立地条件も非常に異なっておりますので、それなりにいろいろの営業類型を内地においてはおくらねばならぬだろう、こういうふうなことを思っております。

○塚田大願君 時間もだいぶ迫つてきましたから、次に——いまの問題もいろいろ具体的に話めたいと思つておりますけれども、とにかく計画がまだいろいろ流動的な面もあるでしようから、それは今後いろいろな形で反映させていいたくしたいまして、次にお聞きしたいのは、用地の配分の問題です。

これは単に経営規模という面だけでなく、開発された用地の配分ですね、ここにも何か選別政策が押し込まれる危険性というのがあるんじゃないかというふうには私は感ずるのですけれども、というのは、開発公社は、農地保有合理化法人でありますから、当然その売却、用地の売却の相手の選定基準というものがあろうと思ふのです。ね。いわゆる中核的農家にしか売らない、こういうふうな心配はあるのですが、この点がどうなるのか。やはり私は、そういう大きな農家だけでなく、先ほど最初に申しましたように、中小の農民のための規模拡大も積極的にやっていたかなければいけないんじゃないか。小さいのは切り捨てて、大きいのは育成すればいいのだといつたって、現実はどうもそこまでやういふふうになつていない。こういうことから見まして、この用地の配分問題ですね、これをどういふふうにおやりになろうとしているのか、そこをまずお聞きしたいと思ふのです。

○政府委員(大山一生君) この農用地開発公社が行ないます土地につきましては、事業参加者がみづから土地を調達している場合と、それからあと

公共団体が土地を供出する場合、あるいは国有地を利用する場合、いろいろの場合があると思つております。そこで、先生の言われましたのは、合理化法人が先行取得した土地を公団事業として行ないましたあとの配分の問題であらうかというふうに思ふわけでございす、全国タイプといひまして、いろいろのタイプがあるわけでございす。つまり根室で申し上げました入植者のような先ほど申し上げたようなタイプ、あるいは北上・岩手のように二十頭規模の成牛というのをスタンダードのものとする考え、あるいは阿武隈・八溝等においても同じ、あるいは阿蘇・久住・飯田の肉用牛は十頭程度の繁殖牛と、こういうふうないろいろのケースがありますけれども、むしろ内地の場合で申し上げるならば、むしろ公共共同利用経営といひますか、こういうふうな牧野、そしてそこで粗飼料を供給した、あるいは夏山冬里というふうなところで利用し、あるいは保育育成牧場として利用する、こういったようなケースがあるわけでございす。そこで、したがっていはずれにいたしまして、経営規模の拡大に寄与するといふ観点からいたしまして、経営規模を拡大するといふことに寄与するといふことでなければならぬというふうなことを考えるわけでございす。そこでその合理化法人の買つておる土地について、公団事業を行なった場合の配分でございすけれども、この点につきましては県当局あるいは地元と十分に相談してやつてまいりたいというふうに思ふわけでございす。しかしいづれにいたしましても、それが一つの濃密生産団地として十二分に機能するような姿勢といふことがなければならぬものというふうなことを考えるわけでございす。

○塚田大願君 そうすると、単にこの売り渡し方式というだけではなくて、貸し付け方式というふうなものも当然弾力的に活用されるというふうな解釈してよろしゅうございすか。

○政府委員(大山一生君) 貸し付けというのとあれでございす、要するに、公共なり共同経営牧場というふうなことで、それに対してそれを農

民が利用するというようなこと  
は、当然一つの線として考えられることであり、  
また考えなければならぬと思っております。

○塚田大願君 ぜひそういう入植希望者に関する  
な、まあもちろん買取りたいという方もあるで  
しょうし、とても資金がないから貸し付けてもら  
いたいという方もあるでしょうから、やはりこう  
いう制度というものは一律にしないで、農民自身  
の選択にまかせると、こういう方式が私は望まし  
いのではないかと申すわけですが。

そこで、いろいろ論議をしてきたんですけれど  
も、要するに、やはりこの法案の目的にうたつて  
おりますように、農畜産物の安定的供給と、それ  
から農業経営の合理化ということを実際に達成す  
るためには、どうしても、この開発の原則ともい  
うべき、民主主義というものをあらゆる面におい  
て徹底させる、これが私はやはり最低の条件だと思  
うんですね。そうでなくて、お役人が頭の中で  
考えたいわば官僚的のプラン、これはいいんだ、  
ということを押しつける、この開発方式は最も危  
険なもので、いままでの例から見ても私はその  
点がいよいよ一番重要な問題点ではないか、こうい  
うふうに考えるわけではございません。

そこで最後に一つだけ。これはもう先ほどから  
いろいろ質問が出ましたので、ほんとうに一言だ  
けにしておきたいと思うんですが、例の農地開発  
機械公団の問題です。これはもう先ほどから、ま  
た衆議院でも皆さんがみんなこの問題については  
質問されましたので、私は、一つだけしておき  
たいと思うんです。この賃金格差の問題である  
か、その準職員の問題は、これはもう先ほど答弁  
がございましたから、それは割愛しまして、この  
新公団に移行した場合の労働条件ですね、これ  
は労働組合と事前に協議されていくことになり  
ますか、どうですか。その点をまず簡単にお願い  
したいと思ひます。

○政府委員(大山一生君) 現在の公団の範囲にお  
きます問題につきましては、先ほど申し上げまし  
たように、理事者側と組合との間において協議が

なされ、基準的なものについて協議がなされると  
いうことは当然であるわけではございません。ただ、  
新公団との関係において行なうべき部分というこ  
とになりますと、これは、新公団と一切の権利義  
務を承継するかどうかでまいるます機械開発公団  
職員との間といひますか、あるいは組合との間に  
おいて労働協約が結ばれる筋のものであらう、こ  
ういうふうに思ひます。

○塚田大願君 では時間がまいりましたから、こ  
れで私とめさせていただきます。私のほうでは、この法  
案に対して修正意見も提出しておるわけではござい  
まして、これはあとでまた審議をお願いするわけ  
でありますけれども、とにかく私もが一番心配  
しておりますのは、ほんとうに農民サイドで、農  
民の立場でこの開発公団を考えていただく。これ  
だと私も考えておりますので、この点を最後に  
要望しまして私の質問を終わります。

○国務大臣(倉石忠雄君) 最後に話のございま  
したことでございまして、事業参加資格者の御意  
見は十分尊重をいたし、御懇談をいたして進めて  
まいりたい、こう思っております。

○足鹿寛君 私は、農用地開発公団法そのものの  
法律内容については、質議は他の委員によって尽  
くされていっていると思ひますので、その背景なりまた、  
非常に現在起きつつある事態を引用しながら、農  
林省、運輸省、経済企画庁、自治省、建設省に対  
しましてお尋ねをいたしたいと思ひます。

現在のように世界的に食糧の需給が逼迫いたし  
てまいりますと、これが契機となりまして、日本  
の食糧自給も後退の一途をたどってきておること  
は、本年の、この間、発表になりました農業白書  
によつても明らかです。で、われわれはここで食  
糧の自給体制を確立をする、そして日本農業の復  
興をはかつていかなければならぬ、そういう大事  
な時期に直面していると思ひます。もしこれに対  
する基本的な態度を誤りますならば、日本農業  
は回復不能な状態に直面するであらうし、国民の  
食生活も長期の展望に立ったときには、少なくと

も十年内外で重大な事態に直面すると思ひます。  
こういう考え方に立っていま審議をされておる農  
用地開発公団そのものをよく検討することに對しては、  
私は別に異存を持つものではないと思ひます。問題  
は、この農地の造成、草地の開発ということに對  
する手段を、農用地開発公団法に求めておるわけ  
でありまして、その目的とするところには私も  
も大いに、もっと大規模に、もっと徹底的にやっ  
てほしいと思つておるぐらひであります。

わが国の耕地面積の推移を見ておきますと、昭  
和三十六年の六百八万ヘクタールをピークにだん  
だんだん農耕地が減つてきてまして、農用地の  
開発による耕地面積、まあおおよそ三十三万ヘク  
タールとしますと、これを差し引いてもなお四十  
万ヘクタール減少するということになる。三十  
六万ヘクタール造成したとしても、なお四十  
万ヘクタールは面積が減る、こういうことにな  
る。四十七年には五百六十八万ヘクタールとなつ  
ておるのであります。農地転用等の農地の破壊  
がこれはいかに大きいかということを私は立証し  
ておると思うのであります。

それで、これは昭和四十年を基準年次にとりま  
すと、農地の拡張が四十年から四十七年にかけて  
八年間に三十八万二千二百九十七ヘクタール、壊  
が六十九万五千三百三十七ヘクタール、差し引き三  
十一万二千八百三十八ヘクタールというものが減  
つておるんです。これは経済企画庁の新全総の総  
点検にあらわれておるデータである。しかも、そ  
の資料は農林省が出した資料を経済企画庁が作業  
してつくつたものである。こういう状態でありま  
して、特にその壊滅のしかたについて見ますと、  
商社などや、その他の大手の企業が、土地の買い  
占めをやる、レジャー用地やゴルフ場の用地に取  
得して、国土の乱開発を進めておる。その結果  
は、地価が高騰して農地がどんどんつぶれてい  
く、こういう現状なり、背景の中で、農用地開発  
公団が装いを新たに足定するということとは、  
そのことそれ自体私は好ましいことだと思ひま  
す。しかし、いまの構想では、私は、とうていこ

の農地のつづれ地が急速に進むことに対するこ  
うな対策であつて、自給度の向上につながら  
ような大きな施策だとは考えられない。

そこで、農林大臣にお伺ひしたいのであり  
ますが、農地法に基づく転用規制というもののつ  
いては、もっと強化されなければならぬのじやない  
か。農用地をどんどん開発していきまして、か  
つては緊急開拓地がやつと定着したときにはす  
でに乱開発によつてつぶれていく、これではさ  
河原の石積みではないかと思ひます。その点、農林大  
臣は三度目の御就任でありまして、最近の傾向は  
とくと御存じだと思ひますが、もつときびしい姿  
勢で転用規制に対処してもらいたいと思ひいま  
すが、いかがですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) お説のとおりに、私  
ども日本の農業をよく見ますというところ、農用地に  
いての感觸は、ただいまの御指摘と全く同じ感觸  
であります。数年前に、私任中、例の農振法をつ  
くりましたときも、まあ俗なことで申せば、農  
業の領土宣言といったやうなつもりで、ああい  
法律を国会でもきめていただきました。やはり私  
どもが、今日、多くの国民がやはり国際的な食糧  
事情の緊迫のような状況を迎えて、いまさらのご  
とくいろいろなことを感じておる方も多いよう  
であります。やはり狭い国土しか持つておりま  
せんわが国の農業にとりましては、農地は非常  
大切なものである。それがいたずらに破壊にま  
かせるということは、将来非常に危険が存在する  
と思ひましたので、農振法というふうな考え方を政  
府から提案をし、御審議の上、御賛成を得て法律  
になつておるわけでありまして、

その後の傾向を見ますというところ、日本の経済の  
発展に伴つて私どもの予期、期待いたしておりま  
したよりも、やはりいろいろな面において転用が多  
くなつてまいつておることは事実であります。私  
どももいたしましては、いまおそろく国民の合意  
を得られる自給度の増強、こういうことから考え  
まして、いまお話のございましたやうな農地法に  
よる農地の保存につきましては、これはお説のよ

うに、やはり厳格に守ってまいるという事は現在もそのとおりであります。しかし、いまお話の中にもありましたように、一部の農外者たちが大きな土地を、農地を購入したておるといふような事実、しかしこれは農地法に照らしまして適正な手順並びに理由がなければ、最終的には農林省においてこれを承認いたしませんからして、そういう角度をいましては、農地保存については最善の努力をいたしておるわけでありまして、一方において、そういうことを厳重にいたしますと同時に、やはり低利用地、未利用地のようなところをできるだけ開発をいたしまして、それに土地改良の考え方を加えて、基盤整備等を行なうことによって、今回御審議を願っているような新しい農用地の開発をしてまいって、いわゆる自給度を高めてまいるというこの努力をさらに倍加していきたいと、こういう考え方をとっておるわけがあります。

○足鹿 土地利用の構想について、経企庁とそれから建設省にひとつ伺いたいんですが、新全線が再点検をされて現在新しく問題点が整理されつつあるわけがあります。その詳細なものはきょうは論ずるまいとありますが、新全線による道路の道路数というものは四十年に四十二万ヘクタールあったんですね、それが計画目標の六十年には九十万ないし百万ヘクタールを必要とするものになっております。なおまた、四十五年に基準とした国土建設長期構想案、これは建設省のものでありますが、これによりますと、宅地が九十万ヘクタールのものが六十年には百四十万から百五十万という急激な面積になるわけです。増加率になるわけです。

それから、ついでです。一つ申し上げますが、運輸省においても申すところから申し上げますが、私の手元にある資料によりますと、いま問題の全国交通ネットワーク、いわゆる新幹線構想を一例にとりますと、現在着工中あるいはそれと同等の地位にありますものに山陽新幹線、上越新幹線、東北新幹線というのがあります。これのつ

ぶれ地というものは山陽新幹線が四百五ヘクタール、上越新幹線が百十三・七ヘクタール、東北新幹線が三百十八ヘクタールとなっておりまして、新幹線建設法によつていつの日か達成されるであろう路線指定が完了しておりますから、これを全部トータルいたしましたときには、各路線名別にどの程度のつづれ地を必要とするかということに明らかにしていただきた。同時に、在来線を復線化することによつてさらにまた農地がつぶれま。それに国道の、つまり高速道のバイパス建設計画が各地で進んでおりますが、それによりまして相当量の農地がつぶれていきます。これをすべて公共用地と目ざしておるわけでありまして、私は、それ自体をややかく言うわけではありませんが、つまり都市近郊の農業が宅地化によつてつぶれ、新幹線や高速道や国鉄の在来線の複線化等によつて、一番平たんや優良農地が断絶され横断されていくことは免れない。しかも、このほかに、先ほども申しましたように、四十年には三万六千四百八十三ヘクタールのつぶれ地であったものが、四十七年には五万九千五百八十八ヘクタールと約倍近く伸びておる。——自然に使用転換がはかられるものが別にあるんです。そうしますと、いまのままで十年もたちますと、日本の一番平たんや生産性の高い農地、または市街地周辺における必需品である生鮮食料品の産地がつぶれ、中山間地帯における標高四百から五百程度の地帯が新しい国道の新設やその他によつてつぶれていくということになります。これは農林省がいかに、大臣がいま御答弁なさつたように、農地を守るんだとおっしゃいます。いまのような産業構造体制、いわゆる拠点開発を行なつてこれを鉄道あるいは情報等のネットワークで結んでいくという開発システムが進行する限り、農地の壊滅は必至だと私は思うんです。これをどういうふうにして補つていかれるか、経済企画庁の御所見も承りたい。

たとえば草地の造成については、農林省よりも経済企画庁の新全線のほうにはるかに大規模なことを構想しておられる。片っ方で建設省や運輸省はつぶれていきますが、少なくとも経済企画庁は、国土の総合的な均衡のとれた開発を担当する官庁でありますから、いま私が指摘したような状態を放任をすれば、食糧の国内自給度というものはどんどんどんどん低下してまいります。おそらく、いまのような産業構造が進んでいきますならば、私は十年以後の日本の食糧事情というものは残念ながら、米についても、蔬菜についても、たいへんなことになりはせぬかと、そういうふうにおもうのです。その点について経済企画庁は、総合官庁としてどのように建設、運輸、農林、関係省と連絡をとられて総合的な食糧の自給度向上につながる都市政策を推進されようとしておりますか、その点を伺いたい。下河辺さん、あなたのひとつ……

○政府委員(下河辺淳君) お尋ねの点でございますが、新全線をつくりましたときにもそのことは非常に大きな私どもの関心事でございました。特にわが国の場合、まだ当分人口増加が激しいときが来ておりました。総人口もふえてまいりましたし、特に都市化の勢いが非常に激しい情勢にありまして、農村におられた方が都市部へ移転してくるというところから、いわば農村の中で、ある程度の自給自足で食糧を確保していた時代から、都市のはうへ食糧を輸送して、そして都市の人たちが食糧を確保しなきゃならぬという事態に立ち至つておるわけでございまして、その都市配置あるいは都市化のテンポというものが、あるいは人口の増加というものと食糧問題というものが、国土の利用、あるいは開発の面で非常に重大な時期に来ていっているというふうに考えております。

そこで、御指摘ございましたように、都市の開発であるとか、あるいは都市の開発に伴つて必要になる交通幹線の用地に、かなり多くの田畑農地を転用しなければならぬという事態がございまして、都市の食糧不足というのを通じて市民の生活が不安定におちいることは明らかであります。とを構想しておられる。片っ方で建設省や運輸省はつぶれていきますが、少なくとも経済企画庁は、国土の総合的な均衡のとれた開発を担当する官庁でありますから、いま私が指摘したような状態を放任をすれば、食糧の国内自給度というものはどんどんどんどん低下してまいります。おそらく、いまのような産業構造が進んでいきますならば、私は十年以後の日本の食糧事情というものは残念ながら、米についても、蔬菜についても、たいへんなことになりはせぬかと、そういうふうにおもうのです。その点について経済企画庁は、総合官庁としてどのように建設、運輸、農林、関係省と連絡をとられて総合的な食糧の自給度向上につながる都市政策を推進されようとしておりますか、その点を伺いたい。下河辺さん、あなたのひとつ……

ら、御指摘のようにその相互間の総合調整というものは非常に重大であるということを考えております。また、草地の御指摘がございましたが、私ども水産物、あるいは養鶏、養豚あるいは牛につきまして、いろいろと勉強させていただいておりましたけれども、やはり動物性たん白質というものは相当不足になることが明らかであり、はたして輸入によつてまかなえるかどうかということにもいろいろ問題があるわけでありまして、かなりの自給度のあるものとしていたということから、新全国総合開発計画を策定したつもりでおります。しかしその後の情勢を見ますと、なかなか新全線で言つておりますような形には、草地の造成その他が進みかねているというのの実態でございまして、何らか農林省におかれて対策を強化していただきたいということは、私も申し上げておるつもりでおります。

さらに、土地利用に関します管理につきましては政府といたしましては、国土総合開発法の提案をさせていただいておりました。目下衆議院で検討を続けていただいておりますが、やはり土地の取引に関してかなりきびしい規制をいたしませんと、計画がある程度の合理性を持つてできなかつたまま、その確保を充実させることができませんので、土地の取引に関する規制ということについて制度化をはかりたいというところを考へております。その背景にはやはり土地利用の計画を明らかにしなければならぬと思ひますので、土地利用計画を新たに立てるという用意をさせていただこうとしておりますが、その中では、やはり全国土の中で農林地として残すべき地域、あるいは森林地域として残すべき地域を、知事さんに明らかにしていただくということで、土地利用基本計画をつくりまして、その計画をベースにして土地の取引の規制をしたいということを考へておるわけでございまして、そういうふうなことを通じて、いま御指摘いただいたようなことに対して努力を続けてまいりたいと考えております。

す。  
○足鹿覺君 一括してお尋ねしたんですが、建設省とそれから運輸省、私が質問したことに答えていただきたい。

○政府委員(住田正二君) 現在工事をいたしてあります東北、上越新幹線につきまして、先ほど農地がつぶれている数字をお示しいただいたわけでございますが、大体その程度の数字になっているのではないかと思います。今後つくります新幹線といいたしましては、すでに整備計画を決定いたしました五つの新幹線全体で、千五百キロぐらゐになると思います。それから基本計画を進めております十二の新幹線がござります。これは総延長で三千五百キロぐらゐになると思ひます。これらの新幹線がどういふところを通るかという点につきましてはまだきまつておりません。しかし今後騒音等の問題を考えますと、比較的山林といふところ、人のいふところを通つていく可能性が強くあると思ひますので、どの程度農地がつぶれるか、現段階では予想できないわけでございます。しかし、山陽新幹線では騒音等を考えまして、できるだけトンネルをつくつて工事を進めていく現状であります。山陽新幹線の例で申し上げますと、山陽新幹線は約四百キロでございまして、一キロ当たり五千平方メートル程度の農地がつぶれております。したがつて今後つくります五千キロについて一キロ当たり五千平方メートル程度の農地がつぶれるという仮定で計算いたしますと、今後つくります五千キロの新幹線によつてつぶれる農地の量は約二千五百ヘクタールぐらゐになるかと思ひます。

○足鹿覺君 在来線の複線化は、

○政府委員(住田正二君) 在来線の複線化も、現在工事がきまつていゝるわけではございせんが、在来線の複線化の場合には、比較的都市近辺について複線化をはかるケースが多いのではないかとと思ひますので、今後の計画がまだはつきりいたしておりませんが、新幹線に比較いたしますと、在来線のはうは少ないのではないかといふように考

えられます。

○足鹿覺君 お聞きのような、きわめてざつぱくな答弁ですね。いやくも食糧輸入は、国際的に依存することができない、国内で自給していかなければならないといふことは、これは農民側が言つておるのではなくして、国民のすべてが、消費者が、いまの状態では不安だと。だからそれに必要な農地、必要なすべての施策といふものが、万難を排して進めていかなければならぬ。こういう段階がきておるときに、十年先の計画について、幾ら農用地がつぶれていくか、あるいは林地、雑地がつぶれていくかといふことは——これは路線の引き方もありましようが、ある程度の試算をし、運輸省は運輸省で、建設省は建設省で、宅地あるいはその他の計画、これを計算をし、おのおのが、別々の計画をおのおのが持つておつて、かつてにやつておつたのでは、この法律によつて農用地開発公団法が踏足いたしまして、私は九牛の一毛にすぎないと思ひます。つぶれていくほうが多いんですから。こういう総合的なない、展望のない政策では、私は国民は納得しないと思ひます。

いま御答弁になりました方、どなたか、よく名前がわかりませんでしたが——住田さん、あなたがおつしやつたようなことを、在来線の複線化、あるいは新線の建設、あるいは新幹線の最終目標に至るすべてのものを包括して、今後どの程度の、この十年間に農地その他が減つていくか、それを資料として私はいただきたいと思ひますが、いまの御答弁では納得がまいりません、ただだけです。

○政府委員(住田正二君) 先ほども申し上げましたように、新幹線の通る場所といふのは、まだきまつてないわけではございせん。したがつて、いまの段階で予測いたしますと、従来の経験から、一キロ当たりどの程度農地がつぶれるかといふことを計算して、それから推定する程度の数字しか出てこないのではないと思ひます。

また、在来線につきましては、現在の段階で長期的な計画をきめておりません。具体的にどの路線を複線化するかといふことはきめておりませんので、具体的な農地のつぶれ方について計算することも、非常にむづかしいと思ひます。

ただ、先ほども申し上げましたように、従来の経験から推定する、おおよその推定程度であれば、お出しすることもできるかと思ひますけれども、正確な数字といふことの御要求であれば、非常にむづかしいのではないと思ひます。

○足鹿覺君 申し上げるまでもなく、私はそんな

私はすでに計算してみてもあるんですが、私なりに。これは私の選挙区の山陰新幹線ですが、大体起点を大阪とし、終点を下関とした場合に、延長五百五十キロメートルで、概算工費総額を私は十キロメートル当たり二十億と見て、一兆二百億、十キロメートル当たり約二百億と見ます。それは山林であろうが、優良農地であろうが、雑地であろうが、別として、通る場所によつて違ふんですから——平均幅員を十一・五メートルと言われておりますね。そうしますと、大体百二十ヘクタールといふものが、鳥取県の中を通るのが百十キロと見まして——大体そういう見当になると思ひます。一方、また、何でも地方の知事さん方は、新幹線をつくつて、在来線を複線化をして、新線を建設してといふ、もうスビードオンリーの考え方なんです。何か新幹線がつくと、非常にその辺の文化が進んで生活が豊かになるような錯覚を持つておる。私は、そういう考え方自体が一つ問題だと思ひます。

まあそういう議論は別のこととして、この全部を計算してみますと相当な経費と面積がつぶれる。それを大体資料としていただくと同時に、建設省の道路網ですね、道路網の整備、それから高速道路の新設または拡張、あるいは国道のバイパス計画が各地で進んでおります。人道のない一

○説明員(浅井新一郎君) お答えいたします。

道路によるつぶれ地の資料につきましては、現在ここに用意しました数字は、当面やつております五十年計画の数字でございまして、これが五十年計画で約八万八千ヘクタールの用地が必要といふふうにはじておりますが、いま先生おつしやいました十カ年の数字は用意しておりませんので、推計の数字になります。また後ほど、高速国道あるいは国道に分類してお出ししたいと思ひます。

○委員(初村龍一郎君) それから住田部長さんは資料を出してください、いいですか。

○政府委員(住田正二君) はい。

○説明員(吉田公二君) 先ほどの御質問の都市部にございます宅地の所要の状況でございせんが、建設省の国土建設の長期構想の中では、御指摘のように、四十六年から六十年までの十五カ年間に大体宅地といつたしまして二十三万ヘクタール程度が新たに必要であるといふ想定をいたしてあります。

ただ、この宅地につきましては、新しく事業化をしていふよりも、所要面積として合計この程度のものが必要だといふことではございせんので、

具体にそれがどういふところに立地するかということとは別問題でございますので、農地をどれだけになるかというのとは一応積算はむずかしいわけでございますが、従来のたとえば民間デベロッパーでございますとか、公的の宅地開発というふうなものの実績からいいますと、大体二〇%から三〇%前後ぐらいが宅地化される際に、農地が転用されるというのが過去のデータでございます。

○足鹿 先生は経済企画庁にも伺ったんですが、いまの下河辺局長の御答弁について、これは大臣でなくてもけっこうですが、農林省の当局から伺いますが、去年の五月一日に閣議決定がされて、新土地改良長期計画におきまして、昭和四十七年から五十七年までの間に四十万ヘクタールの草地を造成するという事になっていっているようでありまして、一方先ほど述べましたが、新全国総合開発計画では四十年から六十年までに百四十万ヘクタール程度の草地を新たに確保する必要がありまして、乳用牛あるいは肉用牛がだんだん減っておりますが、まあ一千万頭を飼養するという目標のようです。それが実現することとはまことに好ましいことであり、そのために必要な条件が満たされなければならぬと思う。昭和四十年当時の十四万ヘクタール程度の牧草地であったものが、四十七年で約四十万ヘクタールになり、四十八年で四十三万ヘクタールと、平均大体三万から四万ヘクタールぐらいいしかふえていません。こういう点から見まして、新土地改良計画に基づいた計画が進められる場合におきましても、現状と同じ程度の草地を造成することになるわけですから、どうも私は、この間に重大な、いま飼料問題が国際的な状況のもとで大きな問題になっておるときに、新全総——当局の考えておる、起案をしておる経済企画庁の将来展望と、実施官庁である農林省との計画の間にあまりに大きなずれがあるのか。どういふことによつてこのようになつてくるのか。私も新全総に寄せておる期待というものは、なかなかむずかしいけれども、やはり農

林省と一体になつて同じ国の草地造成計画をおつくりになるのが当然じゃないか、それがこういう差がつくということはどうしても理解しにくいんです。

先ほど言いましたように、大家畜の飼養頭数は最近停滞をしまして三百六十万頭と言われております。その飼養基盤が確立されなければ、依然として当てにならない外国飼料を当てにせざるを得ない。その結果は飼料の暴騰になつて、肉牛の飼育も困難となり、最近乳牛の屠殺がどんどん進んでおります。そういう状態の中、われわれはこの農用地開発公団を審議をしておるのではありませんから、私はもう少し両者の間に実現可能な最大の努力目標というものが少なくとも、十年とは言いません、四、五年の間にあつても考えられてしかるべきでないかと思う。どうも私は、官庁のセクショナリズムと言つては済まされない重大な段階が来るときであり、この公団法に基づいて新しく生まれるこの公団が機能を發揮していくために、やはり私は、もっと総合性のある御計画がほしいと思ふんです。

農林大臣、先ほどから運輸当局なり、建設当局からも、公共用地としてつづいていくであらうという農地の推定も御発表になりました。宅地の発表もありました。どうも、みんなばらばらのような感じを受けるんですが、私は、事、食糧に関する限りは、やはり農林省が中心でお進めになるとか、何かもつと集約した、そしてそれが直ちに実現できるような、短期に実現できるような施策を私は必要としておるのではないかと思ふんです。何かしるべき御措置をお考えになる必要があると思ひますけれども、いかがですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 先ほど申し上げましたように、私も農産生産のために農地、ことに優良農地の必要なこと、これはもう原則として前々から農林省はそういう考えのもとに計画を進めてまいりましたので、そういう目的を達成するために農振法というものををつくりまして、農地に

るようになつておるわけでありまして、いま企画庁からも御説明がありましたように、あの新全総のつくられました当時、われわれもああいう考え方、これはこういうふうな意欲を持ってやるべきである、こう考えておりましたが、その後日本の経済の動きによりまして、どうも私どもの考へておりましたような運びにはまいりませんでした。その間において、今度は新しい都市計画法ができました、市街化区域と線引きが行なわれ、御存じのようになつてまいりました。それで、いま私どもは、ただいまのような食糧事情の国際間における状況を、まああたりにいたしまして、やはり私どもが以前考へておりました考え方というものは誤りでなかつたということを痛感いたす次第であります。農用地確保のためには、関係官庁とも十分に打ち合わせまして、必要な農用地確保のための施策をなすことから政府部内で統一した考え方をもち進めてまいらうようにさらに努力をしたいと思います。このように現在思つておる次第であります。

○足鹿 先生、下河辺さん、いかがですか。経済企画庁どうですか。

○政府委員(下河辺淳君) 私ども、昭和四十四年に新全国総合開発計画の作業をいたしました際に、いま御指摘がございましたように、日本の国土が三千七百万ヘクタールといつて限られていわけでありまして、その中で農地なり、あるいは道路なり、あるいは宅地なり、どのようなバランスで土地を利用することが一番合理的であるかという作業をいたしたいと思ひまして、新全総の中にその成果のごく一部を掲げてございしますが、その後、この資料についてはなかなか統計的な制約もありまして、十分整備し尽くされておらないというくらいでございますけれども、私ども、この段階で四十四年計画を総点検しておりますので、その総点検の過程で、やはりこの土地利用のバランスというものについてもう一度作業をしたいというふうに考へております。その際に、きょう御指摘いただきましたように、交通用地、宅地用

地、農地とのバランスというふうなことに付いて、どのような形が一番最適であるかはひとつ作業をさせていただいて、作業の成果によつてまた御報告申し上げたいことが適当かと思ひますけれども、経済企画庁としては、そういう作業を通じて関係官庁へ必要なことに關してお話を申し上げるようになつてまいりたいと思ひます。

○足鹿 先生、ぜひひとつ本気で、文章ばかりつづいておられないで、新しい情勢に対応していく能力は十分お持ちなんですから、実施官庁との間の調整をとつておやりにならなければ、私は、どのような御計画ができましたか、非常に実効を期したいと思ひます。そういう点で、あなたの今日の努力なり成果というものは、私は相対的に評価しておりますがゆゑに申し上げておるものであります。新しい段階を迎えた日本の農業問題、なかなか食糧の自給度向上の問題に対しての具体的な新しい観点からする問題点を洗い出して、そして対応するようになつて新全総にしていただきたい。

聞くところによれば、新国総法案は流れるようですが、まあ流れたほうがいいと思ひますが、私は、(発言する者あり) だいたい自民党のほうには御異論があるようだけれども、そういうふうに進んでおるのです。したがって、これは新全総が御光を浴びるのです。

もう一つ調整をとつてもらいたいことは、さっき言ったように、建設省が持つておられる独自の長期計画というものが、これとの調整ということも私はあつてしかるべきだと思ふ。国土の有効適切な利用ということについては、いままでも御配慮になつておるわけだけれども、私は、食糧事情なり、自給度向上なり、特に畜産の現状が憂うべき現状に達しておるといふ前提に立つて申し上げておるといふことを十分御留意願いたいと思ひます。時間がありませんからあまりこの問題だけでは……。

実際問題として、農用地の確保という立場に立

つて、転用問題をひとつ私はこの際お尋ねもし、意見も述べておきたいと思うのです。

で、最初に中海干拓事業を一つ引用したいと思うのです。これはおとしの五月に土地改良法の改正案のときに、赤城農林大臣に御指摘を申し上げて、相当長時間やったわけですが、約二千八百ヘクタールに及ぶ農地を——島根、鳥取両県にまたがる中海干拓というのが現在進行しておるわけなんです。中海を淡水化し、農業用地をうるおす、こういうたてまえになっておるのですけれども、社会情勢が急激に変わりましたために、重大な転用問題が起きております。それをめぐって鳥取、島根の県境問題が今日まで対立しておるんです。で、付近には防衛庁の航空輸送団の飛行基地がありますので、県境問題が特にやかましくなっております。

これらの問題についてちょっと伺っておきたいのであります。いま起きております事件というものを、農林省はどういうふうな受けとめておられるか知りませんが、大根島という島を——二つに分かれておりますが、その大きいほうの本島を本土につなぎ、これを江島というものにさらにつなぎまして、その江島と鳥取県側のところに水門をつくって——補門をつくりまして、船舶を航行せしめると同時に、淡水化に役立てる、こういう構想であります。これに関連をしまして、先年、二千八百ヘクタールという中海干拓に、島根県側から、工業団地計画というものをもちこみまして、で、き上がった計画そのものの変更を御要望になった。さすがに農林省はそれには同意をなされなかつたようでありまして、そこで、今度中海干拓事業から島根の計画をはずして、そして工業団地と江島、森山新港という港をつくって、一万トン一バース、五千トン二バース、三千トン一バースの収容力を持つ岸壁というものを造る、その背後に、三百七十ヘクタールですかの工業団地をつくっていくという、県費をつぎ込んで充てる。あわせて対岸の森山側に九十七・五ヘクタールの水面貯木場を新設する、こういう計画が中・四国

農政局に打診をされたのか、申告をされたのかわかりませんが——今日の時点の状況は私にはわかりません。で、こういうふうな長年かかってやつと着工した中海干拓事業というものが、干拓農計画すらまだ十二分にできていないときに、その二〇%にも達するような大きな面積が計画からはずされようとしておる。農林省はこれにどのような対策をお持ちになっておるかということですが、あとで農林省の御見解を承ります。

そういう事情の中で、運輸省にひとつ伺っておりますが、運輸省当局は、一万トン一バース、五千トン二バース、三千トン一バースというこの江島・森山新港に港灣法の指定を内諾をし、必要な予算等の措置も考えられておると伝えられておりますが、まだ農林省は、私は、計画許可もしておらないと思ひますし、そういうものに對して同じ國家の機関である運輸省がいま述べたような取り扱ひをされておるといたしますならば、農林省はなめられておる、全く。こういうばかばかしい話は、私どもは、あまりにもおかしい話だと思ひます。地方の者はそう思ひております。で、参事官の権限でこういう大きな問題を御答弁できるかどうか知りませんが、——私は官房長を要求したんですけれども、官房長は何か忙しいということなんで、忙しければ参事官でもやむを得ぬと言ひましたから御答弁願ひたいんです。政府答弁としては、政府委員でしよう。説明員か。——じゃあ、政務次官の出席を要求します。

こんなね、十年もかかってやつと緒についた大事業が、簡単に、しかも大石前環境庁長官が来て、自然破壊もええところだ、と言つて大波乱を起こしたところなんです。それは、まあ今度は言論を訂正されて事なきを得たようですが、とにかく風光明媚なところに、一番まんなに、四百ヘクタール近い岸壁と工場団地ができる。山を一つ向うには鹿島原子力発電所がすでに操業を開始しておる。何を一体目途に、このような計画を行なわれておるかということはいふまでもないこと。一方では、営農計画すらまだ進んでおらない。やつ

と脚光を浴びる段階を迎えた農地の造成事業の多年の懸案が、いまや竣工に向かつて一路邁進するときに、何でこういうことになるのか、私どもにはわかりません。農林省は、運輸省や通産省の敷地をつくるために苦勞なさつておるのではないと私は思ひます。どうもその多目的に利用するならするで、頭から計画をしてやつてもらひたい。農用地としてスタートしたものならば、あくまでもそれを貫いてもらひたい。私はそういうふうに思ひますが、運輸省の参事官いかがですか。これは大事な点です。

○説明員(大久保喜市君) お答えいたします。

先生の御指摘の江島地区の計画でございますが、現在境港管理組合が管理いたしております境港の港灣区域は、先生の先ほど御説明のありました大根島から江島に至る築堤でございます。それから水門がございまして、この外側だけでございまして、その内側までは入っておりません。それで、現在のところでは、昭和四十三年の七月に港灣管理者の立てました港灣計画を提出を求めまして、運輸大臣の諮問機関でありますところの港灣審議会に諮問いたしまして、現在の港灣区域の中の港灣計画が一応認められております。その計画がいま申し上げましたような築堤の外側でございまして、そこに九メートル岸壁一バース、それから七・五メートル岸壁一バース、それから九メートルの水深のところにブイがニバース計画されておまして、それに関連いたしましての埠頭用地が七・八ヘクタール、それからそれに接続する工業用地が四十四・三ヘクタール計画されておる次第でございます。それで、この埠頭地区におきまして主として外貿輸入木材と、それから内貿の農水産品の取り扱ひ、そういうことを計画いたしておまして、その整備を着々進めてまいつて現在に至つております。それで四十九年度には、境水道の水深も九メートルにする予定でおりますので、また、岸壁のほうも四十九年度末をもって供用開始できるようにするものと見込まれておる次第でございます。

○足鹿繁君 大山構造改善局長、いまお聞きのとおりだ。あなた方は変更をしないで何べんも私に説明しておられるが、いまお聞きのようなことがどんどん進んでいるんですか、承知の上でなさつていらっしゃるのか。これはもう話がまるで違ひ、これじゃ。

○政府委員(大山一生君) いま、説明のありましたのは境港の話でございます。それで江島から森山に通じます湾口の締め切りに関しまして、あつては中浦水門に關しまして、当初計画を何ら変えておるわけではございません。

○足鹿繁君 当初計画は変えてないということでは、江島新港の計画も、後方の三百七十ヘクタールに及ぶ島根県側の工場団地計画も知らぬということですか。知らないうちに、片方では港灣計画を進めておると言つておる。こんなばかばかしいではないでしよう。

○説明員(大久保喜市君) 私の説明が十分でなかつたので、誤解を招いたおそれがございまして、もう一度御説明申し上げます。ただいまお話のように、干拓地の囲ひを農林省のほうでやりなつておられます。境港の港灣区域のほうは、その干拓堤防よりも海側でございまして、それで、そういうところの、要するに干拓地をつぶしてということではなくて、海側のところに埋め立て地をつくつての計画が四十三年に計画されておまして、それで境港の計画と、それからいま干拓地の水門の計画、そういうようなものを配慮いたしまして地元において計画された計画でございまして。

○足鹿繁君 あなたは現地を見ていますか、私は現地のそばに住んでいまして、あなた。いま、あなたが言つておられるのは、鳥取県側が美保湾に沿つて造成しようとしておる計画を言つておられるようだが、どうも。地図があれば一番いいんですけれども、私が聞いておるのには、そんなことを聞いておるのじゃない。いまの補門のところの江島と、鳥取県側の補門を越えて本土とつなぐ地点を江島、森山地区といつておる。それは明らかに中海干拓計画の一部ですよ。あなたが言つておる

のは、中海干拓とは関係のないこと、鳥取県側のこと。そんなことをだれも聞いていませぬ。

○説明員(大久保喜市君) 先生の御指摘の中海干拓の問題につきましては、これは私も聞いておりました。まだ、港湾管理者の計画と申ししますか、港湾管理者が管理する区域でもございませぬし、まだそこが新しい港湾区域になつたわけでもございませぬし、そういう意味合いで現在のところ、まだ計画は固まつていないというふうに承知いたしております。

○足鹿覺君 これは、そんなことを言いますと、港湾局長から大臣にも御出席願つてやらにやならなくならず。明らかにL字型の堤防をつくつて一万トン、五千トン、五千トン、三千トンとあなただけの指導でやっているので、岩壁から港湾計画。これは表面向きであるかいは私は知りません。農林省は、中国、四国農政局管内でまだ要請がとどまつておるやに私は聞いております。しかし、あなたの方のほうはすでに……。そういう計画をあなたの方に相談なしに鳥根県がやりますか、そんなことはないですよ。そして、あなた自身が直接担当なさつておられないなら、わからないならわからないとおっしゃい。そんなことを強弁されると先ではお困りになる事態が起きますよ。

○説明員(大久保喜市君) 先生の御指摘のいま工事をやっておりますところは、港湾区域の中のでございまして、先生が再三御指摘になつておられます三百ヘクタールとかというようなお話の地域、これにつきましては、私承知いたしておりますのは、鳥根県側におきましてはいろいろと、あの地域をどういうふうに使いたいというような構想を一部ではいろいろ考えたこともあるようございまして、そういうような構想が、あるいは現地の段階で、農政局のほうと意見の交換等がなされておるのかもしれませんが、ともかく現在の段階では、港湾法のたてまえが港湾管理者中心の行政でございまして、地方中心の行政でございまして、そちらのほうは、まず港湾管理者が設けられる、それから港湾区域ができる、それで港湾計画

が立てられるという段階になるわけでございます。現在のところは、私も聞いておりました。その港湾の計画が、そういうところを立てられておるというふうには承知いたしていません。次第でございます。

○足鹿覺君 どうもこの人じゃだめですから、別の機会に——私は、また農振法の審議の機会もありましようし、別の機会にもつと追及質問をしたと思います。

ただ、念のために申し上げておきますが、いま大久保さんがあいう御答弁になりましたが、岸壁計画や、それに係留する船のトン数、隻数まで収容力を持った江島新港の岸壁計画と背後地の利用方法というふうなものを、農林省は御許可になつたはずはないと思うのです。私は、それでいい言ひ直されたからね、大山さん。私は、農林省が御許可になつておるとは思いませんが、どうですか。

○政府委員(大山一生君) 鳥根、鳥取両県間におきまして、この種の問題につきまして、いわば一種の合意といえますが、あつたことは聞いております。そしてまた、ただ、先ほど来申し上げておりますように、そしていまの港湾局のお話も、その江島のいわば外港の内海といえますが、の中で、運輸省が造成している、前から造成している土地の外側にできる部分のことを説明しておつたのではないだろうか、こういうふうに思つております。いづれにいたしましても、この干拓に関連する限りにおきまして、われわれのほうにはまだ、そういう話がきていてございまして、わがほうとして、これについて了解したとかいふようなことはございせん。いづれにいたしましても、この両県の導入計画に関連する問題につきましては、慎重に対処してまいりたいと、こういうふうに考えています。

○足鹿覺君 運輸省が何か工事しているというのはどこですか。何をつくつておるのですか、運輸省は。

○政府委員(大山一生君) 非常に地図の上で説明

しにくいわけでございますが、中浦水門と江島とを結びます線の外側といえますが、北側といえますが、境水道の中に属する部分、これは従前からこういうふうなことであるようございまして。

○足鹿覺君 どのようなもの……。

○委員(初村瀧一郎君) ちょっと速記とめて。〔速記中止〕

○委員(初村瀧一郎君) 速記起こして。

○足鹿覺君 大久保さん、これはね、あなた方が昔やつたところなんですよ。

○説明員(大久保喜市君) そうです。

○足鹿覺君 だから今度の中海干拓計画とは関係ない。

○説明員(大久保喜市君) はい、そうです。

○足鹿覺君 そいつをはつきり言えや、——それでいい。いま私が聞いておるのは、それを種にし

て、その延長したところに江島新港と岩壁をつくつて背後地に四百ヘクタール近い計画を、虫のいことを考える。国でやらせて、あとで埋め立てて、そして使用目的変更をねらつておつたんです。それができなくなつて、今度は中海干拓計画そのものからはずしてもらつて、計画変更してもらつて県でやろうというんです。あなた方がやつたところどうなつておるんです。あなた方がやつたところどうなつておる。それを知らぬと言ふんでやろうとしておる。それを知らぬと言ふんです、これね。私も、向こうの鳥根県議会で問題になつておるんですからね。あなた方知らぬなんてたつて、それは少しね——そんなことを言ひ張るとね、あなたは知らぬなら知らぬと、言つたほうがよろしい。どこまでもあなた、それを言ひ張るなら、この次に証拠資料から一切出してやりますか。責任あなた負えますか。

○説明員(大久保喜市君) この件につきまして、先ほど、こういう御質問があるというのでさつそく現地に問い合わせたわけでございますが、県のほうでは、そういうようなことをいろいろ検討している。それで、農政局のほうにもお願いしている状況であるというような説明は聞きまして、で、それ以上のことは、現在のところ私承知

いたしてありません。

○足鹿覺君 念のために大臣申し上げておきますが、この中海干拓計画というものはもめにもめ抜いたのです。当時の食糧事情なり農業情勢からいへば、着工が進んでおればもうすでに成果、もう入植が始まつておる段階なんです。それをいろいろな言葉をかまえて、これを妨害したものがあつたわけですね。そのうちに、食糧事情が一転をして、そして過剰状況になつた。で、こういうことになつて、そしてこの工業団地構想というものはなるべく計画は狭いほうがいい。休耕田や転作を奨励する段階に、この面積を縮める方向が出てきたわけですね。それでやはり長い年月の間にはいろいろの変化がありますから、そのときに、き然たる態度を農林省はおとりになつたようですが、今後さらには二千八百ヘクタールの約二〇%近いものですから、これは最初は酪農を主とした営農計画を立てておつたら、今度はまた米に変わつてきておると言われておるんです。やはりこういうふうな農地を造成といへば、開発、干拓になりまして、その転用の基準といへば、厳格に守つていただかなければ、この農地開発公社が開発したものをどういう基準で他のものに転用をお認めになるかといふこととの関連も出てくると思ふんです。つくつたわ、それはまた別に転用だ、こういうことなら、農林省は、通産省や建設省の下請、土木の埋め立て屋になつてしまふ。あくまでも農林省のやる計画というものは、農用地の造成である、これに徹していただかなければならぬ。言うまでもないことだと私は思ひます。したがって、土地改良法との関係におきましてはぜひひとつ大臣のき然たる態度を堅持していただきたいと思ひます。

最後に、大臣からこの御答弁をいただいております。もう一、二問だけ自治省と国土地理院に伺つておきたいと思ひます。

転用基準の問題についてですが、農用地開発公社がこれから建設する農用地というものは、どういう基準によつてやるのか。転用基準によつて

は、農用地外のものに転用を認めるが、そうでないものには認めないというような、きびしい基準を設けていただかないと農地法が泣くと思う、その点いかがですか。この中海干拓の例にも見られるようにきびしい態度で……。

○国務大臣(倉石忠雄君) 中海干拓につきましては、数年前に、私がやはり農林省におりますときに、両県知事をお呼びして、中へ、むしろ入りまして、おっしゃったように、たいへんもめておったのがまとまりました。そのころ私は、農林省におりましたので、事情をよく知っておりますし、現地も行って見ました。これに対する農林省の態度は、先ほど政府委員からお答えいたしましたとおりであります。本来的に農業干拓としてまいったわけでありまして、両県がどういふことをいま御相談なさっておるか、私もまだ承っておりませんが、これは慎重に対処してまいりたい、こう思っております。

それからただいまお話のございましたように、せっかく農用地開発事業を、公団をつくって、これから新しくやろうという問題もありますが、そういうものにつきましても、やはり他に転用願ひを出される場合には、農地法では、足跡さんよく御存じのように、転用を許可する基準が厳として定められておりますので、いつもそれに照らしまして農地法を守ってまいりました。まは堅持いたしておるわけでありまして、なお、この問題につきましても十分に慎重に対処したいと思っております。

○足鹿寛君 いま、大臣の強い御意思のようでありまして、これ以上申し上げませんが、事実、戦後の緊急開拓によつていま熟田となり、生産力が発揮できるようところが、片っぱしから企業の飯契約書によつて、どんどん買い進みが——鳥取県なんかひどいです。まあ全国的にある。したがって、これは民法七百八条等の検討も十分なさいます、ひとつきびしい態度をとっていただきたいと思つたのです。民法七百八条の問題については私は、おろを見て、今度農振法の審議の際にも

申し上げてみたいと思つておりますから、きょうは申し上げません。いずれにいたしましても、農地法で定められておることが実際においては無視されて、企業の買い占めその他が行なわれておるわけでありまして、少なくとも新しく改組、出資しようという農用地開発公団の造成したものに對する態度を機会に、一べん転用基準の適用等については、地方の知事、市町村長等にも農林省の具体的な姿勢なり方針というものを、あらためて徹底されると同時に、別途きびしい態度を私は御検討になつてしかるべきだと思つた。それでなければ、もう何のためにわれわれは法案の審議をしておるのかかわらないような錯覚におちいると思つたので、その点は重ねてひとつ御配慮をお願いしたいと思います。

最後に、国土地理院に伺いますが、この中海干拓は、鳥取、島根両県にまたがる事業であつたために、着工が非常におくれた。で、古い境界問題に対する資料がたぐさありませんけれども、中海の境界について、鳥取、島根両県の境界について新しい動きがありますかどうか。先般、私が国土地理院の専門家を呼びまして聞いたのでありますが、地理院の地図なり海図は權威があるけれども、自分たちはこれを、紛争を解決する機関ではない、こつち御解釈がありまして、そのとおりだと私思つて、きょうは自治省にお越し願ひしておりますが、地理院のほうで新しい事実ができておるかどうかということが一点。

それから、自治省の行政局のほうで、この鳥取、島根両県における境界問題について、最近、從來からと異なつた状況がありますかどうか、伺いたいと思つた。○説明員(尾崎幸男君) 国土地理院の尾崎でございます。先年先生のところにお伺ひいたしました。御説明申し上げたのは実は私でございますが、その後、何も変わつたことはございません。ごく一番最近の動きといたしましては、先生のところへ御説明に参る前ですが、昭和四十八年の一月十三日に、島根県知事から国土地理院長あて境界問題

について御質問がございまして、それにつきまして、昭和四十八年七月六日、これは、私が先生のところへ御説明にまいつた以前だと思つたが、御返事を出しまして、それ以後の動きも、何もございません。

○足鹿寛君 いまのお話を、お読みになつたものを、写しを一ついただきたいたす、あとでけつこうですが、よろしく願ひいたします。

○説明員(田中和夫君) いまお話の、境界に關係いたします、市町村の境界の争論のことにつきましては、私も、私どものほうに話を聞いておりません。私どものほうに話が出てきておりません。

○足鹿寛君 それでは、何も動きがないそうですから、境界問題については從來のとおりと、こつちうふに理解をしておきたいと思つた。

最後に、農林省にいたしたいと思つたが、資料を、使用目的の変更をはかつた干拓地あるいは緊急開拓関係の資料を、あまり小さなものは何ですが、いたしたいと思つたが、いかがですか。

○政府委員(大山一生君) 干拓地につきましては、至急に資料を提供していただきたいと思つた。緊急開拓のほうはこれは非常にあれでございますので、若干御時間を猶予いただきたいと思つた。すし、可能な限りにおいて提出していただきたいと思つた。

○足鹿寛君 たいへん長い間失礼いたしました。この問題は、緊急開拓をやつたものが総くずれにならんとし、干拓地も一割程度は、聞くところによれば、使用目的が変更されておる。干拓が、なかなか使用目的が少くないといふことは、干し上げ干拓でありますからなかなかむずかしい。これを、埋め立て干拓になりますと、直ちにきょう日のことであるからいろいろの手が伸びてくる、こつちう事情があつたと思つた。今度の江島新港にしましても、計画変更を受けておいて、その周辺を掘つて埋めて、そうしてつくろつたといふ計画で、県議会に予算を請求をしたといふことも、

私も聞いておりますし、調べてもいますが、そういう状態でもあります。私どものところで、緊急開拓で成功いたしましたのは、こつち記念祭がありました。昨年朝日新聞社より優良開拓農協として朝日賞の表彰を受けた香取開拓団というのがありまして、これはちゃんと大きな成果をあげまして、普通の、在来からの農家よりもずっと成功しておる。こつちう事例もございまして。

問題は、指導者と、それから農業によつて自分たちは立地で営農を続けるのだ、こつちうチームワークのとれたところはよくぞおつたが、そうでないところはほとんど総くずれの状態である。しかも、五、六年前ごろから進められたものは、反当三十万円、畑地。林地で十八万円ぐらゐ。それをブローカーが転売をしまして、その転売を合法化するために、契約書に、転売をしても文句を言ふなという一項を入れて、飯売買契約書で、こつちがどんどんどん進んでいふのであります。紙幣価値が日に日に目減りをしていく今日に於ては、もう五、六年前にその金をもらった連中は途方に暮れておる。農地を失つて山をおりた。しかし自分たちの生活の手段はない、勢ひ土方夫人にならざるを得ない。こつちうあわれな状態が各地で続出してあります。

新しく戦後開拓の実態というものを、農林省はもう少し本気で調べになつて、そして、これに對する適切な対策をおとりになつたといふことは、先ほど来申しました草地の問題、いろいろな問題でも私は大きな意義があると思つた。十分ひとつ御検討願ひたい。

以上で終わります。

○委員長(初村瀧一郎君) 他に御発言もないようですから、本案に對する質疑は終局したものと認めます。

なお、討論、採決は次回に行ないます。

○委員長(初村瀧一郎君) 次に、漁業災害補償法の一部を改正する法律案、漁業近代化資金助成法の

及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案、沿岸漁場整備開発法案、以上三案を一括して議題といたします。

まず、政府から三案の趣旨説明を聴取いたします。

○国務大臣(倉石忠雄君) 漁業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

昭和三十三年に漁業災害補償法が制定されて以来、漁業災害補償制度は、年々その事業規模を拡大し、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に寄与してまいりました。しかしながら、本制度につきましては、制度発足以来九年余を経過しておりますことから、この間の技術の進歩等による漁業経営事情の推移及び漁業を取り巻く環境条件の急激な変化に十分即応し得ない面が出てきている等種々の問題が生じてきておる次第であります。

政府におきましては、このような事情にかんがみまして、漁業及び漁業共済に関する学識経験者の意見をも徴して慎重に検討した上で、中小漁業者の共済需要の多様化に対応しつつ漁業災害補償制度をより一そう定着させることを旨として漁業共済及び養殖共済の仕組み等について所要の改正を行なうこととし、この法律案を提出することとした次第であります。

次にこの法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、漁獲共済の仕組みの改善であります。まず、共済契約の締結方式の改善でありまして、本制度がより一そう漁業経営の安定に資することとなるよう採員・採り業、小型漁船漁業及び定置漁業等について、いわゆる義務加入の道も開くこととしたしております。

また、最近における漁業の経営事情等にかんがみ、てん補水準の引き上げ、てん補方式の選択制の導入等てん補内容の充実をはかることとしたしております。

第二に、養殖共済の仕組みの改善であります。

最近における漁業者の共済需要に即応して、共済契約の締結要件及び小損害不てん補要件を緩和するほか、異常な赤潮による損害をてん補するためのの特約を創設することとしたしております。なお、この赤潮特約につきましてはその共済掛金に対する国等の助成措置について定めることとしたしております。

第三に、特定養殖共済の試験実施であります。

中小漁業者の営む養殖業における経営事情その他の事情の推移に即応する漁業災害補償の制度の確立に資するため、特定の養殖業につき取極保険方式による特定養殖共済を試験的に実施するのに必要な措置を定めることとしたしております。

このほか、所要の規定の整備を行なうこととしたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

次に、漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

漁業近代化資金制度は、昭和四十四年に制定された漁業近代化資金助成法に基づき、漁業者等に対する長期低利資金の融通を円滑にするため、漁業協同組合系統資金の活用をはかりつつ運用されておりますが、四十七年度末においてその融資残高はおよそ七百三十億円にのぼっており、漁業者等の資本整備の高度化及び経営の近代化の推進に大きく寄与しているところであります。

一方、中小漁業融資保証制度は、古く昭和二十七年に中小漁業者等の資金の融通の円滑化をはかる制度として創設されたものでありますが、四十七年度末において漁業信用基金協会の債務保証残高の合計額はおよそ七百八十億円にのぼっており、中小漁業の振興に大きな役割りを果たしてきています。

これら両制度につきましては、制度創設以来、逐次改善をはかってきたところでありますが、最近における漁業者等の資金需要の大口化、多様化

等の傾向に即応して漁業者等の資本整備の高度化及び経営の近代化を一そう推進し、あわせて中小漁業の振興をはかるため漁業近代化資金制度及び中小漁業融資保証制度について、所要の改善措置を講じて制度の運営に遺憾なきを期することとし、本法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、漁業近代化資金制度の改善であります。これは漁業者等の資本整備の高度化及び経営の近代化を推進するために行なうものであります。

改正の第一点は、資金種類の拡大等の措置であります。すなわち、漁業近代化資金として、成育期間が通常一年以上である水産動植物の種苗の購入または育成に必要な資金を新たに加えることとしたしております。また、貸し付けの最高限度額を現行の三倍に引き上げるとともに、貸し付け対象者のうち漁業及び水産加工業を営む法人の範囲を拡大することとしたしております。

改正の第二点は、漁業信用基金協会への出資に対する助成措置であります。漁業近代化資金の融通の円滑化をはかるため、都道府県の基金協会への出資で漁業近代化資金にかかるものに対し国庫助成ができることとしたしております。

次に、中小漁業融資保証制度の改善であります。これは、中小漁業の振興をはかるために行なうものであります。

改正の第一点は、漁業信用基金協会の行なう債務保証制度の改善であります。すなわち、基金協会の保証対象資金に生活資金を加える等基金協会の業務範囲を拡大するとともに、その会員資格の範囲を拡大することとしたしております。また、基金協会の財務及び会計に関する所要の規定の整備を行なうこととしたしております。

改正の第二点は、政府の行なう保障保険制度の改善であります。すなわち、保証保険の対象資金について、漁業経営等の改善に資する生活資金を加える等その範囲を拡大するとともに、借り入れ

期間が政令で定める期間以上である借り入れ金については、借り入れ金元本のほか遅延利息以外の利息を含めた額を保険額とすることとしたしております。また、公害防止資金及び災害資金のうち主務大臣の指定するものにつきましては、保証保険にかかるてん補率を一部引き上げることとするほか、保険方式の改善等につき、所要の措置を講ずることとしたしております。

改正の第三点は、中央漁業信用基金の設立等であります。改正の第一点及び第二点において申し述べましたように、中小漁業融資保証制度につきましては、種々の改善措置を講じ、その拡充強化をはかることとしたしておりますが、これらの措置とあわせて同制度の健全かつ円滑な運営に資するため、農林中央金庫が行なう漁業近代化資金等の貸し付けについての融資保証及び漁業信用基金協会に対する資金の貸し付けの業務を行なう中央漁業信用基金の設立等について定めております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

次に、沿岸漁場整備開発法案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

最近におけるわが国漁業を取り巻く環境には、沿岸海域にあっては漁場環境の悪化、沖合・遠洋海域にあっては国際的な規制の強化等きわめてきびしいものがあります。一方、水産物に対する国民の需要は、生活水準の向上に伴い、高度化、多様化しつつ増大しており、これに即応した供給体制の確立をはかることがきわめて重要な課題となっております。

このような課題に対処するため、沿岸漁業につきましては、沿岸漁場としての生産力を増進させるための生産基盤の整備開発を推進するとともに、天然の資源のみに依存してきた従来の漁業に加えて、いわゆる栽培漁業を本格的に推進することが必要であると考えております。

このため、沿岸漁場の整備開発の事業を総合的

かつ計画的に推進するための沿岸漁場整備開発計画制度を確立するとともに、漁業者みずから栽培漁業等の推進のため行なう特定水産動物育成事業を推進することとした次第であります。

以上が、この法律案の提案の理由であります。次に、その主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、沿岸漁場整備開発計画制度の確立であります。

農林大臣は、魚礁の設置、消波施設の設置、しゅんせつ等の生産基盤の整備開発及び漁場の効用を回復するための堆積物の除去等の沿岸漁場整備開発事業の総合的かつ計画的な実施に資するため、これらの事業の実施の目標及び事業量を定める沿岸漁場整備開発計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとしたしております。

第二に、特定水産動物育成事業であります。

漁業協同組合または漁業協同組合連合会は、増殖を推進することが適当な特定の水産動物につき都道府県知事の認可を受けて、育成水面の区域において当該水産動物を育成する事業を行なうことができることとしております。

このほか、沿岸漁場整備開発計画を達成するため国の講ずべき措置、国及び都道府県の栽培漁業の振興の責務等につき所要の規定を設けております。

以上が、この法律案の提案理由及び主要な内容であります。

なにとぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(初村龍一郎君) なお、三案のうち沿岸漁場整備開発法案は、衆議院において修正されておりますので、この際、衆議院における修正部分の説明を聴取いたします。漢衆議院農林水産委員長代理。

○衆議院議員(漢衆議院) 三案のうち、沿岸漁場整備開発法案に関する衆議院における修正の趣旨を説明したいと思っております。

修正は二点ございまして、第一点は第三条、これは農林大臣が「沿岸漁場整備開発計画」の案を作成することになっておりますが、その中に配慮事項がございまして、その配慮事項につきまして、第十六条に「栽培漁業の振興」に関する規定がございまして、それとの関連を明確にいたしましたために、三条の配慮事項の中に、水産動物植物の種苗の生産施設の整備、生産技術の開発等、栽培漁業の振興をはかるための条件の整備の動向に配慮して定めるといふ旨を挿入した点が第一点であります。

第二点は、第六条であります。第四項を新たに追加いたしました。沿岸漁場の整備開発計画は閣議で定めることになっておりますが、ただいま農林大臣から説明がありましたように、特定水産動物育成に關して、知事が基本方針を定めることができることになっております。その両者の関連性に着目いたしました。国は、特定水産動物育成基本方針の作成に關して必要な助言、または指導を行なうことができることとしたわけでありまして、ただし、地方自治法との関連もございまして、「都道府県の求めに応じ」ということを特に入れて修正を行なったわけでありまして。

以上、二点の修正は、衆議院農林水産委員会において全会一致で行なわれたものであります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(初村龍一郎君) 次に、三案の補足説明を順次聴取いたします。内村水産庁長官。

○政府委員(内村良英君) 漁業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一に、漁獲共済の仕組みの改善であります。まず、共済契約の締結方式の改善でありまして、現行法上漁獲共済への加入は任意とされているの

でありまして、普遍的な加入をはかり本制度を漁業者に広く定着させることにより、本制度がより一そう漁業経営の安定に資することとなるよう、一定の手続に従い多数の同意があった場合には、関係漁業者が漁獲共済に加入する義務を負うこととする道も開くこととしております。

次に、てん補内容の改善であります。共済限度額の算定方法につきまして、最近における生産費その他の漁業経営事情を反映し得るよう改正いたしますとともに、てん補方式につきまして、現行の浅い事故から深い事故まで事故の大きさに応じててん補する方式のほか、浅い事故または深い事故を重点的にてん補する特約を設け、漁業者がその漁業の実態に合致したてん補方式を選択できることとしております。

第二に、養殖共済の仕組みの改善であります。まず、共済契約の締結要件の緩和であります。現行法上は養殖水産動物植物及び養殖施設を一体として共済目的としなければ共済契約を締結できないこととされておりましたものを、養殖水産動物植物のみを共済目的とする場合であっても共済契約を締結できるようにしようとするものであります。

次に、小損害不てん補要件の緩和であります。現行法上は、一定の養殖業につきましては、共済契約者の事故率が一定割合以上であり、かつ、当該漁場全体の事故率が一定割合以上である場合しか損害をてん補しないこととされておりましたものを、漁場全体の事故率にかかわらずてん補できるようにしようとするものであります。

また、異常な赤潮にかかわる特約の創設であります。最近頻発しております異常な赤潮につきましては、従来の赤潮とは異なり、かなり広域にわたって漁業者に甚大な被害をもたらしておりますことから、今回これによる損害につきましては、本制度において特約により積極的にてん補してまいらうとするものであります。この赤潮特約につきましてはその共済掛け金に対する国及び地方公共団体の助成措置について定めることとした

しております。

第三に、特定養殖共済の試験実施であります。まず、特定養殖共済の対象とする特定の養殖業は、政令で定めることとしておりますが、政令ではノリ養殖業とすることを予定しております。

事業の実施につきましては、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会が農林大臣の認可を受けて特定養殖共済にかかわる漁業共済事業及び漁業再共済事業を行ない、さらに政府がこれに対する漁業共済保険事業を行なうこととしております。

次に、事業の内容であります。特定養殖共済は、特定の養殖業につき生産金額の減少に關して必要な給付を行なう事業とすることとしております。

なお、このほか、所要の規定の整備を行なうこととしております。

以上をもちまして漁業災害補償法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

次に、漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

漁業を営む法人につきましては、現行では、常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が、原則として千トン以下であるものとなっておりますが、使用する漁船の合計総トン数につきましては、これを三千トン以下に引き上げることとしたしております。

また、水産加工業を営む法人につきましては、現行では、その常時使用する従業者の数が四十人以下であるものとなっておりますが、これを百人以下に引き上げることとしたしております。

その三は、貸し付けの最高限度額の引き上げであります。貸し付け限度額は、制度の創設以来据え置かれておりますが、現行の貸し付け限度では最近の資金需要に十分対応できない場合が見られますので、現行の貸し付け限度額を三倍に引き上げることとしたしております。

その四は、漁業近代化資金の融通の円滑化をはかるための漁業信用基金協会への出資に対する助成措置であります。漁業近代化資金の円滑な融通をはかるため、都道府県が漁業信用基金協会に対して漁業近代化資金の保証にかかわる債務の弁済に充てるための基金とすることを条件として出資することができるといたしております。

第二に、中小漁業融資保証制度の改善措置について御説明申し上げます。

その第一は、漁業信用基金協会の行なう債務保証制度の改善であります。

その一は、基金協会の業務範囲の拡大等であり、すなわち、中小漁業者等の生活に必要な資金を基金協会の保証対象資金に加えるとともに、手形の割引にかかわる債務についても基金協会の保証の対象とすることとしたしております。

その二は、基金協会の会員資格の拡大であります。すなわち、漁業及び水産加工業を営む法人のうち今回新たに漁業近代化資金の貸し付け対象者とされるものに対しても基金協会の会員資格を与えることとしております。さらに、今回生活資金を基金協会の保証の対象とすることにかんがみ、

漁業従事者に対しても基金協会の会員資格を与えることとしたしております。

その三は、基金協会の財務及び会計についての改善であります。すなわち、基金協会にその負担する保証債務の弁済に充てるため、出資金、繰り入れ金等を財源とする基金を設けその管理方法を規制する等基金協会の財務及び会計に関する所要の措置を講ずることとしております。

その第二は、政府の行なう保証保険制度の改善であります。

その一は、保証保険の対象資金の拡大であります。すなわち、今回新たに基金協会の保証対象となる生活資金のうち漁業経営等の改善に資するものを保証保険の対象資金に加えることとしたしております。また、手形の割引にかかわる基金協会の保証についても、保証保険の対象とすることとしたしております。

その二は、保証保険にかかわる保険価額の範囲の拡大であります。すなわち、現在保証保険にかかわる保険価額は借り入れ金元本に限られておりますが、これを改め、借り入れ期間が政令で定める期間以上である借り入れ金元本については、借り入れ金元本のほか遅延利息以外の利息を含めた額とすることとしたしております。

その三は、保証保険にかかわるてん補率に関する改善であります。公害防止に必要な資金及び主務大臣が指定する災害にかかわる事業の再建に必要な資金のうち、主務大臣の指定するものにつきましても、当該資金の融通の円滑化をはかるため、保証保険にかかわるてん補率を一割引き上げることとしたしております。

その四は、政府と漁業信用基金協会との間の保証契約の方式の改正であります。基金協会の保証の対象となる借り入れ金等の額が政令で定める額未満の保証債務については、基金協会の選択により保証関係が成立する選択保険方式とし、それ以外の保証債務については、基金協会の保証により自動的に保証関係が成立する包括保険方式とすることとしたしております。

その第三は、中央漁業信用基金の設立等であり、すなわち、中央基金の設立については、水産業及び金融について学識経験を有する者十五人以上が発起人となり、主務大臣の認可を受けて、中央基金を設立することができるといたしております。

この中央基金に対しては、政府及び漁業信用基金協会、農林中央金庫その他の政府以外の者がそれぞれ出資を行なうことを予定しておりますが、このうち政府出資につきましては、昭和四十九年度予算に七億九千七百万円を計上しております。

その他、中央基金の運営に関する重要事項を審議する機関として評議員会を設置する等中央基金の組織、管理等につきましても所要の措置を講ずることとしたしております。

次に、中央基金の業務であります。その一は、融資保険の業務であります。これは、農林中央金庫が二県以上にまたがる漁業協同組合連合会等に対して行なう大口の漁業近代化資金等の貸し付けについては、漁業信用基金協会に貸し付けの業務であります。これは、基金協会の保証能力を拡充するとともに代位弁済を円滑に実施するため、所要資金を基金協会に貸し付けるものであります。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明を終わります。

次に、沿岸漁場整備開発法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

この法律案は、提案理由の説明にもありましたとおり、沿岸漁場整備開発事業を総合的かつ計画的に推進するための措置を講ずるとともに、水産動物の育成をはかり沿岸漁場としての生産力を増進するための事業を推進することにより、沿岸漁業の基盤たる沿岸漁場の整備及び開発をはかり、もって沿岸漁業の安定的な発展と水産物の供給の増大に寄与することを目的としているものであります。

以下その内容を御説明申し上げます。

第一に、沿岸漁場整備開発計画制度について御説明申し上げます。

農林大臣は、沿岸漁場整備開発事業の総合的かつ計画的な実施に資するため、沿岸漁業等振興審議会及び関係都道府県知事の意見を聞いて沿岸漁場整備開発計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととしたしております。

この沿岸漁場整備開発事業とは、すぐれた沿岸漁場として形成されるべき相当規模の水面において水産動物の増殖または養殖を推進するために行なう魚礁の設置、消波施設の設置、しゅんせつ等のいわゆる生産基盤の整備開発の事業と沿岸漁場としての効用の低下している水面においてその効用を回復するために行なう堆積物の除去等のいわゆる沿岸漁場の保全の事業であります。

なお、国は、この計画の達成をはかるため、その実施につき必要な措置を講じなければならないものとしたしております。

第二に、特定水産動物育成事業について御説明申し上げます。

その一は、都道府県は、その区域に属する水面における沿岸漁場の生産力の増進に資するため、海区漁業調整委員会の意見を聞いて、増殖を推進することが適当な特定の水産動物の育成に関し基本方針を定めることができるといたしております。

その二は、漁業協同組合または漁業協同組合連合会は、都道府県知事の認可を受けて、特定の水産動物を育成する事業を実施できるといたしております。この認可を受けようとするときは、漁業協同組合等は、当該事業を効率的に実施するために必要とされる水面すなわち育成水面の区域及び当該水面の区域内において組合員が特定水産動物の採捕につき順守すべき事項等を定めた育成水面利用規則を定めて都道府県知事に提出しなければならぬこととしたしております。

このような手続により都道府県知事の認可を受けた漁業協同組合等は、特定水産動物育成事業を適切に実施するとともに、その組合員に対し必要

な指導を行なわなければならないこととしてゐる  
ほか、都道府県知事は当該事業の実施が適切さを  
欠くに至つたと認めるときは、必要な措置をとる  
べきことを勧告することができるとしてゐる。

なお、国及び都道府県は、この特定水産動物育  
成事業の実施に必要の助言、指導その他の援助  
を行うようつとめなければならないこととしてゐ  
てゐる。

このほか、国及び都道府県は、これらの事業と  
水産動物の種の生産施設の整備運営とをあわ  
せて推進することにより、栽培漁業の振興につ  
めなければならないこととしてゐる。

なお、水産業協同組合及び海洋水産資源開発  
促進法につき所要の改正を行うこととしてゐ  
る。

以上をもちまして、本法律案についての補足説  
明を終わります。

○委員長(初村藩一郎君) 以上で、三案の趣旨説  
明及び補足説明の聴取は終わりました。

なお、三案に対する質疑は、後日行なうことと  
いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後六時四十分散会

四月五日日本委員会に左の案件を付託された。

### 一、沿岸漁場整備開発法案

#### 沿岸漁場整備開発法案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

#### (目的)

第一条 この法律は、沿岸漁場整備開発事業を総  
合的かつ計画的に推進するための措置を講ずる  
とともに、水産動物の育成を図り沿岸漁場とし  
ての生産力を増進するための事業を推進するこ  
とにより、沿岸漁業の基盤たる沿岸漁場の整備  
及び開発を図り、もつて沿岸漁業の安定的な発

展と水産物の供給の増大に寄与することを目的  
とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「沿岸漁場整備開発事  
業」とは、優れた沿岸漁場として形成されるべ  
き相当規模の水面において水産動物の増殖又  
は養殖を推進するために魚礁の設置、消波  
施設の設置及びしゅんせつ並びに沿岸漁場とし  
ての効用の低下している水面においてその効用  
を回復するために行うたい積物の除去その他の  
政令で定める沿岸漁場の整備及び開発の事業  
で、政令で定める者が実施するものをいう。

#### (沿岸漁場整備開発計画)

第三条 農林大臣は、沿岸漁場整備開発事業の総  
合的かつ計画的な実施に資するため、沿岸漁業  
等振興審議会の意見を聴いて、政令で定めると  
ころにより、沿岸漁場整備開発事業に関する計  
画(以下「沿岸漁場整備開発計画」という。)の案  
を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 沿岸漁場整備開発計画においては、計画期間  
に係る沿岸漁場整備開発事業の実施の目標及び  
事業量を定めるものとする。

3 沿岸漁場整備開発計画は、沿岸漁場における  
水産資源の動向並びに沿岸漁業の生産性の向上  
及びその生産の増大の見通しに即しつつ、沿岸  
漁場の総合的な利用の方向(以下「水産動物の種の  
生産施設の整備、生産技術の開発等栽培漁業の振興のため  
の条件整備の動向」  
ものとする。

4 農林大臣は、第一項の規定により沿岸漁場整  
備開発計画の案を作成しようとするときは、関  
係都道府県知事の意見を聴かなければならな  
い。

5 農林大臣は、沿岸漁場整備開発計画につき第  
一項の閣議の決定があつたときは、その概要を  
公表しなければならない。

第四条 沿岸漁場整備開発計画は、沿岸漁業に係  
る漁業事情、経済事情等に変動があつたため必  
要があるときは、変更することができる。

2 前条の規定は、前項の規定による沿岸漁場整  
備開発計画の変更について準用する。

第五条 国は、沿岸漁場整備開発計画の達成を図  
るため、その実施につき必要な措置を講じなけ  
ればならない。

#### (特定水産動物育成基本方針)

第六条 都道府県は、その区域に属する水面(漁  
業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八条  
第三項に規定する内水面を除く。以下同じ。)に  
おける沿岸漁場としての生産力の増進に資する  
ため、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、政  
令で定めるところにより、特定水産動物(増殖  
を推進することが適当なものとして農林省令で  
定める水産動物のうち、その水面において行わ  
れる沿岸漁場整備開発事業(水産動物の育成の  
ために行われるものに限る。)に係るもの及び生  
産された水産動物の種の放流に係るものをい  
う。以下同じ。)の育成に関し基本方針を定める  
ことができる。

2 前項の基本方針(以下「特定水産動物育成基本  
方針」という。)においては、次に掲げる事項を  
定めるものとする。

一 特定水産動物の種類及びその育成に関する  
基本方針

二 特定水産動物を育成する事業に関する指標

三 特定水産動物を育成する事業を効率的に実  
施するために必要とされる水面(以下「育成水  
面」という。)の区域を定める基準となるべき  
事項

四 その他特定水産動物の育成に関し必要な事  
項

3 都道府県は、前項第三号に掲げる事項につい  
ては、漁場としての水面の利用以外の水面の利  
用の状況に配慮して特定水産動物育成基本方針  
を定めるものとする。

4 国は、都道府県のために、特定水産動物育成基本方針の  
作成に必要の助言又は指導を行うことができる。

14 都道府県は、特定水産動物育成基本方針を定  
めたときは、これを公表しなければならない。

第七条 都道府県は、沿岸漁業に係る漁業事情、  
水面の利用の状況等に変動があつたため必要が  
あるときは、特定水産動物育成基本方針を変更  
することができる。

2 前条の規定は、前項の規定による特定水産動  
物育成基本方針の変更について準用する。

#### (特定水産動物育成事業)

第八条 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会  
(以下「漁業協同組合等」という。)は、特定水産  
動物を育成水面の区域内において育成水面の利  
用に関する規則で定めるところに従い育成する  
事業(以下「特定水産動物育成事業」という。)を  
行おうとするときは、都道府県知事の認可を受  
けなければならない。

2 漁業協同組合等は、前項の認可を受けようと  
するときは、農林省令で定めるところにより、  
育成水面の区域及び当該育成水面に係る育成水  
面利用規則で次に掲げる事項を内容とするもの  
を定め、これを申請書に添えて、都道府県知事  
に提出しなければならない。

一 当該育成水面の区域内において育成すべき  
特定水産動物の種類

二 当該育成水面の区域内において組合員(漁  
業協同組合連合会の場合には、その会員たる  
漁業協同組合のうち自然的経済的社会的諸条  
件により当該育成水面が属すると認められる  
地区をその地区の全部又は一部とするもの  
(以下「地元組合」という。)で漁業を営むもの  
及び地元組合の組合員。以下「組合員等」とい  
う。)が特定水産動物の採捕につき遵守すべき  
事項

三 当該育成水面の区域を表示する標識の設  
置、組合員等以外の者で当該育成水面の区域  
内において特定水産動物を採捕するものから  
の利用料の徴収その他当該育成水面の利用に  
つき特定水産動物を育成する事業の実施上必  
要な事項

第九条 漁業協同組合は、前条第二項の規定によ  
り育成水面の区域及び育成水面利用規則を定め



一、畜産経営安定対策に関する請願（第二六九四号）

一、畜産危機の突破に関する請願（第二七一〇号）（第一八〇四号）  
一、畜産危機打開対策に関する請願（第二七一六号）

第二四四〇号 昭和四十九年三月二十二日受理  
昭和四十九年度加工原料乳保証価格等の引上げ等に関する請願（六通）  
請願者 北海道天塩郡幌延町開進 松島光雄外三千九百二十八名  
紹介議員 山崎 昇君  
この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第二五五五号 昭和四十九年三月二十三日受理  
昭和四十九年度加工原料乳保証価格等の引上げ等に関する請願  
請願者 北海道上川郡鷹栖町二二ノ一二大場真次外七十名  
紹介議員 辻 一彦君  
この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第二五五七号 昭和四十九年三月二十三日受理  
昭和四十九年度加工原料乳保証価格等の引上げ等に関する請願（四通）  
請願者 北海道室蘭市智恵文共和 松永隆行外千二百二十四名  
紹介議員 山崎 昇君  
この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第二二六八七号 昭和四十九年三月二十五日受理  
昭和四十九年度加工原料乳保証価格等の引上げ等に関する請願（三通）  
請願者 北海道美幌市峰延町 渡辺幹夫外二千六百五名  
紹介議員 川村 清二君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第二七四五号 昭和四十九年三月二十七日受理  
昭和四十九年度加工原料乳保証価格等の引上げ等に関する請願  
請願者 北海道斜里郡斜里町斜里町農業協同組合長 阿部佑太郎外千八百八十六名  
紹介議員 竹田 現照君  
この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第二八八九号 昭和四十九年三月二十八日受理  
昭和四十九年度加工原料乳保証価格等の引上げ等に関する請願（二通）  
請願者 北海道紋別郡上湧別町上湧別町農業協同組合長 堀下武外千二百九十五名  
紹介議員 竹田 現照君  
この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第二四四一〇号 昭和四十九年三月二十二日受理  
畜産危機打開のための施策に関する請願  
請願者 宮城県登米郡南万町西郷下字山成前七ノ六南方町農業協同組合長 田口専一外三百十四名  
紹介議員 戸田 菊雄君  
この請願の趣旨は、第二二五六号と同じである。

第二五四四号 昭和四十九年三月二十三日受理  
畜産危機打開のための施策に関する請願  
請願者 宮城県黒川郡富谷町富谷字西沢一三富谷町農業協同組合長 大童雄建外四百四十七名  
紹介議員 戸田 菊雄君  
この請願の趣旨は、第二二五六号と同じである。

第二五八一号 昭和四十九年三月二十五日受理  
畜産危機打開のための施策に関する請願  
この請願の趣旨は、第二二五六号と同じである。

請願者 宮城県本吉郡本吉町長畑五七 高橋新吉外百十九名  
紹介議員 戸田 菊雄君  
この請願の趣旨は、第二二五六号と同じである。

第二七〇六号 昭和四十九年三月二十六日受理  
畜産危機打開のための施策に関する請願  
請願者 宮城県多賀城市八幡三ノ六ノ二大江富一郎外六十七名  
紹介議員 戸田 菊雄君  
この請願の趣旨は、第二二五六号と同じである。

第二七七〇号 昭和四十九年三月二十七日受理  
畜産危機打開のための施策に関する請願  
請願者 宮城県宮城郡利府町利府字大町七五利府町農業協同組合長 庄司榮外十四名  
紹介議員 戸田 菊雄君  
この請願の趣旨は、第二二五六号と同じである。

第二八七〇号 昭和四十九年三月二十八日受理  
畜産危機打開のための施策に関する請願  
請願者 宮城県牡鹿郡牡鹿町大字大原浜字町一七 安藤一男外十名  
紹介議員 戸田 菊雄君  
この請願の趣旨は、第二二五六号と同じである。

第二四四二二号 昭和四十九年三月二十二日受理  
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願  
請願者 山口県岩国市大字多田一、二七七七岩国西農業協同組合長 中井延外十名  
紹介議員 二木 謙吾君  
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二五〇七号 昭和四十九年三月二十二日受理  
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願  
請願者 山口県豊浦郡豊北町豊北町長 平井正一外十名

請願者 長野県中野市西一ノ五ノ一九社団法人中野市有線放送電話協会理事 長 酒井謙治外十名  
紹介議員 小山邦太郎君  
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二五〇八号 昭和四十九年三月二十二日受理  
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願（二八通）  
請願者 千葉県館山市北条二、〇三三ノ一館山市農業協同組合長 三沢節外六百三十七名  
紹介議員 渡辺一太郎君  
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二五一七号 昭和四十九年三月二十二日受理  
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願  
請願者 奈良県橿原市東坊城町 竹村奈良  
紹介議員 新谷寅三郎君  
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二五四六号 昭和四十九年三月二十三日受理  
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願  
請願者 山口県大島郡大島町大字西屋代一、六二四ノ一大島町有線放送電話共同施設協内 松永操外九名  
紹介議員 二木 謙吾君  
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二五六〇号 昭和四十九年三月二十三日受理  
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願  
請願者 山口県豊浦郡豊北町豊北町長 平井正一外十名

第二五五五号 昭和四十九年三月二十三日受理  
昭和四十九年度加工原料乳保証価格等の引上げ等に関する請願  
請願者 北海道室蘭市智恵文共和 松永隆行外千二百二十四名  
紹介議員 山崎 昇君  
この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

紹介議員 江藤 智君  
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二五六一号 昭和四十九年三月二十三日受理  
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願  
請願者 長野県北佐久郡北御牧村大字大日向二四一北御牧村農業協同組合長 井出長幸外十名  
紹介議員 小山邦太郎君  
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二五六二号 昭和四十九年三月二十三日受理  
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願  
請願者 宮城県宮城郡松島町高城字町東二ノ二〇松島町農業協同組合長 大山彦右衛門外三百十名  
紹介議員 戸田 菊雄君  
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二六一七号 昭和四十九年三月二十五日受理  
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願  
請願者 山口県吉敷郡小郡町新町東上田村アヤ子外九名  
紹介議員 江藤 智君  
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二六一八号 昭和四十九年三月二十五日受理  
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願  
請願者 長野県上田市大手二ノ三ノ三上田市農業協同組合長 清水清外十一名  
紹介議員 小山邦太郎君  
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二六五四号 昭和四十九年三月二十五日受理  
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(九通)  
請願者 佐賀県佐賀郡東与賀町大字田中八七七ノ二 富吉次雄外七十名  
紹介議員 古賀雷四郎君  
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二六五五号 昭和四十九年三月二十五日受理  
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(三十三通)  
請願者 三重県四日市市浜田町四ノ二〇四日市市農業協同組合長 前川宗雄 外五百七名  
紹介議員 斎藤 十朗君  
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二六五六号 昭和四十九年三月二十五日受理  
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(十五通)  
請願者 佐賀県藤津郡太良町大字多良太良町長 西村寿雄外六百九十九名  
紹介議員 鍋島 直紹君  
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二六五七号 昭和四十九年三月二十五日受理  
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(三通)  
請願者 宮崎県都城市安久町六、六二〇中郷農事放送農業協同組合長 堀之内久男外三十二名  
紹介議員 温水 三郎君  
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二六五八号 昭和四十九年三月二十五日受理  
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(二十六通)  
請願者 愛媛県南宇和郡一本松町増田 増

川岩竹外二百六十二名  
紹介議員 松垣徳太郎君  
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二六五九号 昭和四十九年三月二十五日受理  
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(十九通)  
請願者 山梨県東八代郡境川村境川村長 高野正夫外三百名  
紹介議員 星野 重次君  
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二六六〇号 昭和四十九年三月二十五日受理  
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(二十四通)  
請願者 愛媛県越智郡菊間町大字浜甲一、七二九 森松孝一郎外二百八十八名  
紹介議員 堀本 宜実君  
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二六六一号 昭和四十九年三月二十五日受理  
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(二十三通)  
請願者 愛媛県伊予郡松前町出作 西村哲雄外二百八十八名  
紹介議員 増原 恵吉君  
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二六六二号 昭和四十九年三月二十五日受理  
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(二通)  
請願者 山口県宇部市厚南区東割 隅田文作外二十名  
紹介議員 吉武 恵市君  
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二六六三号 昭和四十九年三月二十五日受理

農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願  
請願者 島根県簸川郡佐田町大字一窪田 一、一九七 三島雄太郎外十名  
紹介議員 中村 英男君  
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二七一八号 昭和四十九年三月二十六日受理  
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願  
請願者 山口県玖珂郡美和町美和町長 相川勉外十名  
紹介議員 江藤 智君  
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二七六一号 昭和四十九年三月二十七日受理  
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願  
請願者 長野県下高井郡山ノ内町大字平隠二、一九七 片桐正外六十四名  
紹介議員 木内 四郎君  
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二七六二号 昭和四十九年三月二十七日受理  
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願  
請願者 長野県小諸市甲三、一三五ノ四小諸市有線放送農業協同組合長 塩川藤一外十名  
紹介議員 小山邦太郎君  
この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二七六三号 昭和四十九年三月二十七日受理  
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願  
請願者 新潟市赤塚、二二四五 原田平外九名  
紹介議員 塚田十一郎君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二七八三号 昭和四十九年三月二十七日受理  
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(二通)

請願者 山口県柳井市日積五、二五八 池

紹介議員 本願輔外二十一名

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二八一〇号 昭和四十九年三月二十七日受理  
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 長野県下伊那郡田中町大字田中二、〇

紹介議員 〇九郡町農業協同組合長 三ツ石  
喜七外五百三十四名

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二八六七号 昭和四十九年三月二十八日受理  
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 長野県小県郡和田村二、四八五ノ

紹介議員 一和田村長 長井亮吉外十名  
小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二八八二号 昭和四十九年三月二十八日受理  
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 山口県防府市大字下右田六七七ノ

紹介議員 一井原教男外十名  
江藤 智君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二八九九号 昭和四十九年三月二十八日受理  
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(二通)

請願者 山口県徳山市大字四熊三、〇一八

紹介議員 ノ一 貞弘榮外四十六名  
吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第二四九八号 昭和四十九年三月二十二日受理  
飼料値上がり等による畜産危機の打開に関する請願(二十七通)

請願者 富山市呉羽町三、六八二 山口光

紹介議員 弘外三千三百三十一名  
橋 直治君

この請願の趣旨は、第二二〇八号と同じである。

第二四九九号 昭和四十九年三月二十二日受理  
飼料値上がり等による畜産危機の打開に関する請願

請願者 福岡県田川市大字伊田三、五五〇

紹介議員 田川農業協同組合長 身吉積外三  
千七百三十五名

この請願の趣旨は、第二二〇八号と同じである。

第二五二三号 昭和四十九年三月二十二日受理  
飼料値上がり等による畜産危機の打開に関する請願

請願者 千葉県君津郡袖ヶ浦町横田四、一

紹介議員 〇〇 秋葉正作外四千九百四十二  
名 菅野 儀作君

この請願の趣旨は、第二二〇八号と同じである。

第二五二四号 昭和四十九年三月二十二日受理  
飼料値上がり等による畜産危機の打開に関する請願

請願者 千葉県君津郡袖ヶ浦町横田二、〇

紹介議員 袖ヶ浦町平川農業協同組合長 高  
吉重勝外四千七百十八名

この請願の趣旨は、第二二〇八号と同じである。

この請願の趣旨は、第二二〇八号と同じである。

第二五二五号 昭和四十九年三月二十二日受理  
飼料値上がり等による畜産危機の打開に関する請願

請願者 千葉県佐原市市和田 飯田とよ外

紹介議員 四千六百四十九名  
加瀬 完君

この請願の趣旨は、第二二〇八号と同じである。

第二七〇七号 昭和四十九年三月二十六日受理  
飼料値上がり等による畜産危機の打開に関する請願

請願者 鹿児島県揖保郡瀬田町牧之内一

紹介議員 一、八六九 田原武雄外千百十五  
名 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第二二〇八号と同じである。

第二七〇八号 昭和四十九年三月二十六日受理  
飼料値上がり等による畜産危機の打開に関する請願

請願者 鹿児島県大島郡笠利町外金久八五

紹介議員 朝山玄蔵外千八百八十一名  
宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第二二〇八号と同じである。

第二七四二号 昭和四十九年三月二十六日受理  
飼料値上がり等による畜産危機の打開に関する請願

請願者 鹿児島県肝属郡根占町川北三五二

紹介議員 飯屋園榮吉外千五百九十五名  
柴立 芳文君

この請願の趣旨は、第二二〇八号と同じである。

第二七七二号 昭和四十九年三月二十七日受理  
飼料値上がり等による畜産危機の打開に関する請願

請願者 宮崎県北諸郡那高城町大字大井手

紹介議員 二、〇二五 尾曲正吉外五千百九  
十一名 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第二二〇八号と同じである。

第二八〇二号 昭和四十九年三月二十七日受理  
飼料値上がり等による畜産危機の打開に関する請願

請願者 北海道空知郡上富良野町日の出二

紹介議員 下 田中一米外二百三十名  
辻 一彦君

この請願の趣旨は、第二二〇八号と同じである。

第二八〇三号 昭和四十九年三月二十七日受理  
飼料値上がり等による畜産危機の打開に関する請願(二通)

請願者 北海道名寄市西七条南二丁目 武

紹介議員 井広吉外九百四十一名  
山崎 昇君

この請願の趣旨は、第二二〇八号と同じである。

第二八七八号 昭和四十九年三月二十八日受理  
飼料値上がり等による畜産危機の打開に関する請願

請願者 鹿児島県日置郡東市来町寺脇 西

紹介議員 武男外二千四百九名  
鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第二二〇八号と同じである。

第二五〇〇号 昭和四十九年三月二十二日受理  
畜産危機打開に関する請願

請願者 福島県田村郡船引町大字北鹿又字

紹介議員 番屋一 斎藤仁正外六百三十五  
名 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第一九一二号と同じである。

第二五〇一号 昭和四十九年三月二十二日受理  
畜産危機打開に関する請願  
請願者 岡山市山崎一四〇ノ三 湯原尚正  
外二千四百五十五名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二五〇二号 昭和四十九年三月二十二日受理  
畜産危機打開に関する請願  
請願者 栃木県鹿沼市柳窪一八 渡辺順道  
外九千八百五十名

紹介議員 船田 讓君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二五五八号 昭和四十九年三月二十三日受理  
畜産危機打開に関する請願(十三通)  
請願者 兵庫県美方郡村岡町岡二、二八  
九 三好忠男外四千五百五十名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二五五九号 昭和四十九年三月二十三日受理  
畜産危機打開に関する請願(四通)  
請願者 山口県徳山市大字夜市 貞広志郎  
外三百六十三名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二五七六号 昭和四十九年三月二十三日受理  
畜産危機打開に関する請願(二通)  
請願者 長崎県南高来郡南有馬町戊四二二  
赤星房信外二千三百七十七名

紹介議員 初村龍一郎君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二五七七号 昭和四十九年三月二十三日受理  
畜産危機打開に関する請願  
請願者 栃木県芳賀郡益子町七井二八九

大倉一郎外九千八百四十九名  
紹介議員 矢野 登君  
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二六一六号 昭和四十九年三月二十五日受理  
畜産危機打開に関する請願  
請願者 山口県玖珂郡周東町大字下久原  
一、〇四六高森農業協同組合長  
奈良敏夫外三百五十八名

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二六一七号 昭和四十九年三月二十五日受理  
畜産危機打開に関する請願  
請願者 徳島県阿波郡市場町大字大野島八  
幡農業協同組合長 尾崎重雄外六  
十三名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二六八六号 昭和四十九年三月二十五日受理  
畜産危機打開に関する請願  
請願者 高知県香美郡香我美町山北 藤田  
三郎外四千九百三十五名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二七〇四号 昭和四十九年三月二十六日受理  
畜産危機打開に関する請願(二十九通)  
請願者 茨城県稲敷郡江戸崎町大字江戸崎  
甲三、〇一六ノ三江戸崎農業協  
同組合長 伊藤弘蔵外三千六十四  
名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二七七七号 昭和四十九年三月二十七日受理  
畜産危機打開に関する請願  
請願者 鳥取県米子市福万三七四ノ一伯仙  
農業協同組合長 松波実外三千五  
百九十名

紹介議員 宮崎 正雄君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二八七二号 昭和四十九年三月二十八日受理  
畜産危機打開に関する請願  
請願者 徳島県美馬郡美馬町字中通美馬町  
農業協同組合長 逢坂勝義外百七  
十三名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二八七三号 昭和四十九年三月二十八日受理  
畜産危機打開に関する請願  
請願者 和歌山県西牟婁郡中辺路町 横矢  
乾外一万三千三百十二名

紹介議員 玉置 和郎君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二五〇三三号 昭和四十九年三月二十二日受理  
畜産危機打開に関する請願  
請願者 愛知県海部郡佐織町大字諏訪字郷  
西四九五ノ一佐織町農業協同組合  
長 加藤良明外三十三名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第一九七六号と同じである。

第二六八五号 昭和四十九年三月二十五日受理  
畜産危機打開に関する請願  
請願者 愛知県東加茂郡下山村大字田代  
青井梅次外七十五名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第一九七六号と同じである。

第二八七三三号 昭和四十九年三月二十七日受理  
畜産危機打開に関する請願  
請願者 名古屋市港区惟信町四ノ六一 加  
藤松次郎外七十名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第一九七六号と同じである。

第二五〇四号 昭和四十九年三月二十二日受理  
畜産危機打開に関する請願  
請願者 鳥取県倉吉市新田 磯江義博外十  
名

第二五〇五号 昭和四十九年三月二十二日受理  
畜産危機打開に関する請願(二通)  
請願者 千葉県佐倉市直弥一六八 藤井毅  
外十七名

紹介議員 渡辺一太郎君

この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二七〇五号 昭和四十九年三月二十六日受理  
畜産危機打開に関する請願(三通)  
請願者 茨城県水海道市三坂新田町 野口  
久雄外三十名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二七七四号 昭和四十九年三月二十七日受理  
畜産危機打開に関する請願  
請願者 北海道虻田郡喜茂別町緑町 阿部  
清外七千四百八十六名

紹介議員 町村 金五君

この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二八七一号 昭和四十九年三月二十八日受理  
畜産危機打開に関する請願  
請願者 群馬県吾妻郡吾妻町大字三島三、  
〇〇九 高橋藤雄外五百八十五名

紹介議員 藤原 房雄君

この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二五〇六号 昭和四十九年三月二十二日受理  
飼料値上り等による畜産危機打開に関する請願

請願者 長野県小県郡長門町大字長久保  
一、六七四長門町農業協同組合長  
二、角重蔵外五百八十七名

紹介議員 小山邦太郎君  
この請願の趣旨は、第一九九九号と同じである。

第二五五五号 昭和四十九年三月二十三日受理  
飼料値上り等による畜産危機打開に関する請願

請願者 長野県更埴市大字屋代二、一九〇  
更埴中部農業協同組合長 宮入信  
雄外六百三十名

紹介議員 小山邦太郎君  
この請願の趣旨は、第一九九九号と同じである。

第二六一九号 昭和四十九年三月二十五日受理  
飼料値上り等による畜産危機打開に関する請願  
(一通)

請願者 長野県小県郡和田村五、六四〇  
堀内建紀外六百十五名

紹介議員 小山邦太郎君  
この請願の趣旨は、第一九九九号と同じである。

第二七七五号 昭和四十九年三月二十七日受理  
飼料値上り等による畜産危機打開に関する請願  
(一通)

請願者 長野県南佐久郡南相木村三、五二  
二南相木村農業協同組合長 中島  
袈裟秋外八百八十七名

紹介議員 小山邦太郎君  
この請願の趣旨は、第一九九九号と同じである。

第二八〇九号 昭和四十九年三月二十七日受理  
飼料値上り等による畜産危機打開に関する請願  
請願者 長野県下伊那郡高森町市田 上沼

五郎外二百九十三名

紹介議員 羽生 三七君  
この請願の趣旨は、第一九九九号と同じである。

第二八六八号 昭和四十九年三月二十八日受理  
飼料値上り等による畜産危機打開に関する請願

請願者 長野県松代町松代一六三ノ九松代  
町農業協同組合長 久保寛男外百  
三十二名

紹介議員 木内 四郎君  
この請願の趣旨は、第一九九九号と同じである。

第二八六九号 昭和四十九年三月二十八日受理  
飼料値上り等による畜産危機打開に関する請願  
(一通)

請願者 長野県小県郡和田村二、〇六〇  
佐藤光子外千八百七十七名

紹介議員 小山邦太郎君  
この請願の趣旨は、第一九九九号と同じである。

第二六〇九号 昭和四十九年三月二十五日受理  
昭和四十九年度加工原料乳保証価格の大幅引上げ  
等に関する請願

請願者 札幌市北三条西七丁目北海道農業  
会議員 安藤友之輔外八百五十  
九名

紹介議員 高橋雄之助君

一、昭和四十九年度加工原料乳保証価格を、配  
合飼料、生産資材、労賃の急騰等による経費  
上昇にかんがみ、一キログラム当たり八十八  
円四十三銭とすること。

二、配合飼料価格の異常な急騰による酪農経営  
圧迫に対し、価格補てんのための助成によ  
り、酪農生産者の負担とならないよう措置を  
講ずること。又、飼料の国内自給度向上のた  
め強力な対策を緊急に確立すること。

三、牛枝肉価格安定対策を速やかに確立するこ  
と。これがため、牛肉輸入と事業団放出は慎  
重を期し、国内生産の安定を図ること。

重を期し、国内生産の安定を図ること。

第二六九四号 昭和四十九年三月二十六日受理  
畜産経営安定対策に関する請願

請願者 茨城県水戸市三の九一ノ五ノ三八  
茨城県議会議員 小幡五朗

紹介議員 郡 祐一君  
畜産経営の安定を図るため、早急に、次の措置を  
講ぜられたい。

- 一、飼料の安定供給確保対策。
- 二、自給飼料の生産対策。
- 三、畜産物の価格安定対策。
- 四、畜産経営環境保全対策。

理由

国際的な穀類等の需給ひつ迫による飼料原料価格  
の高騰は、配合飼料価格の大幅な値上がりをも  
招き、畜産経営農家に深刻な不安と動揺を与えてお  
り、このような異常事態を放置するならば、畜産  
農家にかつてない打撃を与え、わが国畜産業の崩  
壊も懸念される。

第二七一〇号 昭和四十九年三月二十六日受理  
畜産危機の突破に関する請願(一通)

請願者 岐阜市端詰町六四岐阜市農業協同  
組合長 森守一外五千四百六十六  
名

紹介議員 中村 波男君

畜産経営は、配合飼料等生産資材価格の暴騰と畜  
産物低価格により、崩壊の危機に直面しているの  
で、この危機を突破し、安心して経営ができる政  
策を早急に確立するため、次の事項を実現されたい。

- 一、二月・三月の配合飼料値上り額三百三十  
九億円を配合飼料安定基金の特別補てん金と  
して交付すること。
- 二、畜産経営安定の特別無利息融資、負債整理  
等再建資金を新設し、制度資金返済期限の延  
長措置を講ずること。

三、食肉輸入の緊急抑止と売却調整を実施する  
こと。

四、再生産と所得を確保するため加工乳、豚肉  
等の畜安法による政策価格、鶏卵の公社買上  
価格を大幅に引き上げ、牛肉・ブロイラーを  
畜安法の指定食肉とすること。

第二七一六号 昭和四十九年三月二十六日受理  
畜産危機打開対策に関する請願(五通)

請願者 青森市大字浜田字玉川一三六 山  
内二郎外百八十九名

紹介議員 寺下 岩蔵君  
この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二八〇四号 昭和四十九年三月二十七日受理  
畜産危機の突破に関する請願

請願者 岐阜県高山市花里町四ノ九〇高山  
市農業協同組合長 横山基樹外三  
千三百十四名

紹介議員 古池 信三君  
この請願の趣旨は、第二七一〇号と同じである。

四月十一日本委員会に左の案件を付託された。  
(予備審査のための付託は二月十二日)

一、保安林整備臨時措置法の一部を改正する法  
律案





昭和四十九年四月二十六日印刷

昭和四十九年四月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局